

令和6年度千葉県社会福祉士会第6回理事会 次第

令和7年1月18日(土)14時30分～16時30分

会場：千葉県社会福祉センター3階中会議室

議 題

(1) 会長と三役会からの報告

- ・就業規則変更について【資料⑮⑯ 理事会資料9-1・9-2】
- ・事業計画について【資料⑳ 理事会資料10】
- ・令和7年1月4日社会福祉士が贈るふくしの福袋～分野を超えて 開催報告

(2) 議事

- ・会員の入会

(3) 各委員会報告等事項

- ・総務委員会【資料③④ 理事会資料2・3】
- ・総合相談委員会【資料⑤ 理事会資料4】→追加確認事項あり【資料㉑】
- ・研修委員会【資料⑥～⑩ 理事会資料5-1・5-2・5-3-1～5-3-3】
- ・ばあとなあ千葉【資料⑪⑫ 理事会資料6-1・6-2】
- ・司法福祉委員会【資料⑬～⑯ 理事会資料7-1～7-4】
- ・災害対策委員会【資料⑰ 理事会資料8】

(4) その他

※11月3名（うち正会員2名 準会員1名）については理事会時回覧のみの報告になります。

添付資料

- ①【理事会資料 1-1】事務局報告
- ②【理事会報告資料 1-2】事務局報告
- ③【理事会報告資料 2】理事会報告資料【総務委員会 企画部会】
- ④【理事会報告資料 3】理事会報告資料【総務委員会 広報部会】
- ⑤【理事会報告資料 4】理事会報告資料【総合相談委員会報告資料】
- ⑥【理事会報告資料 5-1】理事会報告資料【研修委員会】
- ⑦【理事会報告資料 5-2】研修委員会 全体会議 令和6年12月5日【研修委員会】
- ⑧【理事会報告資料 5-3-1】基礎研修講師養成研修助成金提案書【研修委員会】
- ⑨【理事会報告資料 5-3-2】【2021～2023 年度】基礎研修講師育成研修名簿 別紙①【研修委員会】
- ⑩【理事会報告資料 5-3-3】2024 年度 基礎研修講師養成講座 日本社会福祉士会 別紙②【研修委員会】
- ⑪【理事会報告資料 6-1】理事会報告資料【は° あとなあ千葉】
- ⑫【理事会報告資料 6-2】理事会報告資料【は° あとなあ千葉】
- ⑬【理事会報告資料 7-1】理事会報告資料【司法福祉委員会】
- ⑭【理事会報告資料 7-2】2024 年度司法福祉担当者会議 議事録【司法福祉委員会】
- ⑮【理事会報告資料 7-3】第3回司法福祉委員会議事録【司法福祉委員会】
- ⑯【理事会報告資料 7-4】第 3 回学習会チラシ(案)【司法福祉委員会】
- ⑰【理事会報告資料 8】理事会報告資料【災害対策委員会】
- ⑱【理事会報告資料 9-1】就業規則変更内容
- ⑲【理事会報告資料 9-2】賃金シミュレーション
- ⑳【理事会報告資料 10】事業計画の柱
- ㉑【その他】確認事項 日本会への共有依頼
- ㉒【その他】千葉県社会福祉士会理事会・総会開催日
- ㉓2025 年度事業計画ファイル
- ㉔2025 年度予算(案)ファイル

■資料

2024 年度第 6 回理事会資料-Google ドライブ

↓ 規程集

<http://www.cswchiba.com/?p=31264>

【理事会決議・承認依頼事項】

① 11 月(3 名うち正会員 2 名 準会員 1 名)について、理事会の承認を求めます

参考：

〈定款 5 条 1 項より〉

第 5 条 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号。以下「法」という。）第 2 8 条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であつて、千葉県内に住所又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会した者。

〈定款 6 条 1 項より〉

（入会）

第 6 条 正会員、準会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事会の決議を経て会長（第 1 2 条第 3 項に規定する会長をいう。以下同じ。）が別に定める入会申込書を会長に提出し、総会が定める基準により、理事会の承認を得なければならない。

◇ 千葉県社会福祉士会会長職務執行状況 2024 年 11 月 6 日～2025 年 1 月 17 日

【活動報告】

2024 年

- 11 月 6 日(水) 倫理委員会
- 9 日(土) 理事会
- 10 日(日) 災害対策委員会
- 20 日(水) 福祉の福袋打ち合わせ
- 21 日(木) 福祉の福袋打ち合わせ
- 28 日(木) 福祉の福袋打ち合わせ

12 月 23 日(月) 三役会

2025 年

- 1 月 4 日(土) 福祉の福袋
- 13 日(月) 三団体研修
- 18 日(土) 理事会

◇各種委員会等

【委員推薦】

- 2025 年 2 月 1 日～2025 年 3 月 31 日 佐倉市社会福祉協議会
佐倉市成年後見支援センター受任調整会議および事例検討会 構成員 高梨子 淳一氏
- 2025 年 2 月 14 日 令和 7 年度に1回
佐倉市高齢者福祉課 成年後見制度利用促進委関する検討会 委員 高梨子 淳一氏
- 2025 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日 市原市高齢者支援課 市原市介護認定審査会委員
勝亦 雅美氏、増田 宏幸氏、佐藤 裕幸氏

◇その他の活動

- 2025 年 1 月 11 日 千葉県社会福祉協議会
令和6年度千葉県災害福祉支援チーム(DWAT)フォローアップ研修 服部 明氏
- 2025 年 1 月 11 日 千葉県社会福祉協議会 千葉県後見支援センター
令和 6 年度 楽しく学べる！はじめての成年後見講座 堀越 広喜氏、秦野 隆治氏、長友 直美氏

**** 会員情報 ****

1 月 10 日現在正会員:1,675 名 (新入会:2 名、転入:1 名、退会:10 名、転出 1 名)

準会員 7 名、賛助会員 2 名

2024/4/1
会員数

1,579

各末日	総会員数	入会	転入	転出	退会	資格喪失	その他	備考
2024年4月	1,644	65	3	-2	-1	0	0	キャンペーン該当6名
2024年5月	1,662	18	3	-1	-1	-1	0	キャンペーン該当4名
2024年6月	1,671	9	1	-1	0	0	0	キャンペーン該当0名
2024年7月	1,682	12	1	-1	-1	0	0	キャンペーン該当2名
2024年8月	1,683	5	0	0	-4	0	0	キャンペーン該当2名
2024年9月	1,682	3	0	0	-4	0	0	キャンペーン該当0名
2024年10月	1,683	4	0	-1	-1	-1	0	キャンペーン該当0名
2024年11月	1,682	2	1	-1	-3	0	0	キャンペーン該当0名
2024年12月	1,676	0	0	0	-6	0	0	
2025年1月	1,675	0	0	0	-1	0	0	
2025年3月 年度末退会	1,675	0	0	0	0	0	0	
合計		118	9	-7	-22	-2	0	キャンペーン該当14名

【企画部会】

【実施事項】

第105回福祉道場 令和6年11月20日（水）19:00～21:00 参加者10名

出稽占『共に良く生きる場を作るために』

カフェ・スペース「馬鈴薯の芽」 オーナー 中山 慶子 師範

地域で居場所を作ることの大事さに気づいた師範。ご自身が受け継いだ大切な場所をみんなの場所にしました。

そんな師範の想いに触れながら、みなさんも今の自分を言葉で表してみませんか？

今回は、カフェ・スペース「馬鈴薯の芽」からの中継でオンライン開催となります。

素敵なスペースを仮想体験しながら、創造の秋を楽しみましょう。

当日はオンライン中継で施設見学を実施。

○地域集会

印旛合同地域集会（精神保健福祉士協会東総ブロック共同）リアル事例検討会

第1話 人の死と意思決定支援 第2話遺産トラブルと後見制度

令和6年12月7日（土）13:30～17:00

四街道市総合福祉センター 参加者30名

今回は「山武がつながる劇団」の事例検討第3弾として、「人の死と意思決定支援」をテーマにグループワークを行いました。

普段、相談援助業務を行う上で、我々は利用者の意思を最大限尊重した支援を行わなければならないはずが、知らず知らずのうちに所属する組織や事業所、支援者側の都合で支援を考えてしまうことがあります。

今回のグループワークでは、その支援は本当に利用者の立場で考えているか、本当の意思決定支援とは何なのか、そこに愛はあるのか、自分たちの支援を振り返る良い機会となりました。

また、研修終了後は懇親会を行い、ソーシャルワーカー同士のつながりを深めることが出来ました

○千葉県ソーシャルワーカー3団体連絡協議会研修会

令和7年1月13日（月・祝）13:30～17:00 千葉市役所

「地域で生きる」を支援する 基調講演 武蔵野大学人間科学部社会福祉学科教授 木下大生

○ソーシャルワーカーまちブラカフェ

令和7年1月11日土曜日 13:30～16:30

認定NPO法人ニュースタート 千葉縣市川市宝2-10-18

ニート・引きこもりの自立支援を主に行っている法人

【今後の地域集会の予定】

○地域集会

市原地区

日時：令和7年1月10日（金） 18：30～20：30

会場：庄や 五井西口店

市原市五井中央2丁目7-15 ウルマ駅前ビル2F

0436（24）4176

内容：意見交換会

○第106回福祉道場

○日 時：2025年1月15日（水）19：00～21：00(接続開始10分前)

○会 場：ZOOMアプリを活用

○参加費：無料

【選本稽古】

『第三回福祉道場版ビブリオバトル ～この一冊をあなたに～』

「ビブリオバトル」とは、参加者がそれぞれご自身で選んだ本を紹介するゲームです。

紹介する本は小説でも漫画でも、写真集でも句集でも構いません。紙の本でもデジタルでも。自分が好きな本、誰かに読んでもらいたい本、誰かに教えたい本。つまりは「推し本」。

お手元に用意していただき、思う存分にその魅力をアピールしてください。誰が一番「みんなを読みたくさせたか」を決めるゲームです

【添付資料】

なし

【報告事項】

1. 『点と線 116号』は、令和6年11月21日より順次発送。11月29日メール配信。
2. 『点と線117号』編集会議は、令和6年11月27日（水） 柏いきいきプラザで開催。
参加者9名：俵 岩間 鈴木 瀧澤 山口 山田 千葉 松本（ZOOM）野村
次回『点と線 117号』は12ページ、冊子1,000部及びメール配信、3月中旬～末発送・配信予定。
（記事内容）
表紙 1p
特集 社協で頑張るソーシャルワーク（鈴木・瀧澤） 4p
地域集会 印旛郡 12/7（俵） 1p
災害記事（野村→服部理事） 1p
社会福祉士のわ（岩間） 1p
福祉福袋（鈴木） 1p
支援者支援の居場所づくり（俵 山田） 1p
認定社会福祉士の声（岩間） 1p
事務局だより 1p（俵）
3. 入稿：2月下旬を予定。
各委員会で案内等資料の折込みを希望する場合は、
2/16（月）までに事務局へ提出して下さい。
4. 第5回理事会の意見をもとに、令和6年11月27日（編集会議後）の会議及び広報グループ Line にて今後の『点と線』の送付・配信方法を検討。
 - ・ペーパーレス化を進める。
 - ・関係機関（障害関連機関、包括、社協、養成校）へ『点と線 116号』発送時に紙媒体終了のお知らせを同封。賛助会員、ホームページの閲覧を案内。
 - ・点と線 117号より、関係機関へ紙媒体の発送を中止とし、会員向けに冊子を1,000部発行。
 - ・来年度は、会員向けに冊子発行を継続するが、会員のメール移行数に応じ発行部数を調整。今後も会員のメール配信を推進していく。

*会員について（事務局調べ）

携帯メールアドレスでの登録やそもそもメールの登録をしていない会員がいる。

点と線を郵便で受け取られている方：約930名（約1,670名の内）

＞そのうちメール登録されている方：556名

＞そのうち主要携帯会社アドレス（ezweb、docomo、softbank）93名

登録されている556名のメールアドレスが現在使用されているか不明。

- ・再来年度は紙媒体を会員含め廃止を予定。そのため、来年度は完全なデジタル版での対応に向け、S

NS 等配信方法、ホームページの掲載方法、デザイン等の企画会議を設ける。

・『広報掲載基準』一部変更が必要。会長決裁につき三役へ相談。

【理事会決議・承認依頼事項】

なし

【添付資料】

・なし

【報告事項】

●令和 6 年度千葉県高齢者虐待防止対策専門研修

・令和 7 年 2 月 17 日（月）開催予定：県教育会館 303 会議室

企画：虐待の周辺に視野を広げる、8050 等。

竹嶋さんを中心に専門職チームと検討中。

●令和 6 年度千葉県相談支援従事者専門コース別研修（意思決定支援）

・令和 7 年 3 月 17 日（月）開催予定：県社会福祉センター

企画：国研修の伝達を基本とする。

国研修を受講した者（令和 5 年：白井さん、大森、令和 6 年：竹嶋さん、中道さん）で研修内容を検討中。

【理事会決議・承認依頼事項】

・なし

【その他】

・委員会活動 未開催

総合相談委員会 委員長
大森 匠

【報告事項】

1) 2024年度 基礎研修Ⅰ Ⅱ Ⅲ について

基礎研修Ⅰ	受講人数	57名	次回	令和7年2月1日	2回目
基礎研修Ⅱ	受講人数	40名	次回	令和7年1月19日	9回目
基礎研修Ⅲ	受講人数	41名	次回	令和7年1月18日	7回目

2) JC 教育研究所 赤マル福祉 模擬試験作成について

令和7年2月2日 から本試験のコメント作成

令和7年3月下旬までに本試験の解説作成と続きます。

作成担当者が足りず、ある作成者が多くて3科目担当したりと特定の人に負担をかけている現状です。

3) 令和6年12月3日研修委員会 全体会議 開催

詳細は別紙会議録参照

【理事会決議・承認依頼事項】

特になし

研修委員会

2024 年 全体会議

令和 6 年 12 月 5 日 18:30~20:00 オンライン

出席者 14 名

浅見雅人、堀江亜希子、矢戸孝紀、竹村葉子、市原久夫、塩原貴子、田井忍、俵はるみ、三瓶雅俊、矢野昭宏、吉田志保、吉田光成、吉野利菜、近藤涼子

① 2024 年度 活動報告

・基礎研修Ⅰ（堀江）

受講生 62 名 次回 2/1 予定 6 人 1G で演習があり、ファシリテーターを 10 名募集

・基礎研修Ⅱ（矢戸）

受講生 38 名 残り 2 回予定

・基礎研修Ⅲ（竹村）

受講生 41 名 残り 2 回予定

（基礎研修共通の感想・課題）

オンライン研修の弊害、説明の難しさ

受講生のレポートの理解力の差

・実習指導者養成講座（近藤）

受講生 35 名

新カリキュラムの内容に変更され、時間や講義内容について課題あり。

・社会福祉士国家試験模擬試験作成（民間企業とのコラボ）（萩野 代浅見）

今年から新カリキュラムに移行

コメント担当 2 名不足 募集

◎新企画

・倫理綱領研修（堀江）令和 7 年 3 月予定 担当：矢野、市原

・地域共生社会の実現（塩原）令和 7 年 1 月 26 日開催 担当：福岡、白井、石橋

単元が 8 コマあり、今年度は基礎編として実施 12 月中に資料作成終了を目指している

・実習指導者フォローアップ研修（近藤）令和 7 年 3 月 1 日開催

新カリキュラムについて、プログラミング論は淑徳大学共催依頼し、演習実施予定

② 2025 年活動予定

・基礎研修について、理事会からの要望もあり、基礎研修Ⅰの開催を 2 回に増やし、定員を 100 名とする。それに伴い、2026 年基礎研修Ⅱ、2027 年基礎研修Ⅲの募集人数も変更が必要になる可能性があるが、スタッフ、講師の確保が課題となる。

③ 浅見委員長より

- ・ 認定社会福祉士の現象
- ・ スーパービジョンの今後の体制について
- ・ 新規研修委員募集

④ 各委員より

研修委員会に参加した感想・意見について発表いただきました。

- ・ 基礎研修が他県の受講料より高いことについて。
- ・ 講師を次の世代に託していきたい。
- ・ 講師、スタッフの雰囲気が出来上がっている印象をもった。

など今後の課題につながる意見もあり。

千葉県社会福祉士会 理事の皆様へ

日本社会福祉士会 基礎研修講師養成研修 助成金 提案書

現在、基礎研修ⅠⅡⅢを適正に開催継続のため、個々の委員が邁進努力している日々であります。来年度から基礎研修Ⅰがコースを2つに分けて、定員50名ずつ合計100名開催することになり、それにともない基礎研修Ⅱ及びⅢについても定員が増える事情に合わせてコースが同じく2つに増えることが想定されます。

しかし、委員の不足もそうですが、より深刻なのが、講師不足です。

現在は別紙①のとおり、各担当科目に現在はいると思われますが、実際的には来年度更新 現在3名ほど基礎研修講師の科目辞退を申し出ている方々います。

日本社会福祉士会の講師養成研修（別紙②）がほぼ必須となっている現状を踏まえると、講師不足が今後より深刻になってくると思われます。

そこで、日本社会福祉士会の基礎研修講師養成講座の受講が受けやすくするために下記の内容通り、千葉県社会福祉士会にて受講料1科目3,300円の全額助成をお願いいたします。

令和7年1月18日

千葉県社会福祉士会
研修委員会 委員長 浅見雅人

別紙① 基礎研修講師養成研修 2023年度まで（事務局把握 2021年度から）

氏名は研修委員です。

氏名	権利擁護・法學系科目Ⅰ	ソーシャルワーク職能系科目Ⅰ	人材育成系科目Ⅰ	サービス提供・運営系科目Ⅰ	施設評価・実証研究系科目Ⅰ	地域開発・政策系科目Ⅰ
森田 隆一（委員長）	—	—	—	—	—	2021
竹村 葉子	—	—	2021	—	2021	2021
矢戸 孝紀	—	—	—	—	2021	2021
田尻 真人	—	2021	—	—	2021	—
浅見 雅人	2022	2022	2022	2022	2022	2022
小野寺 浩	—	2022	—	—	—	—
竹村 葉子	2022	—	—	—	—	—
飯田 理恵子	—	2022	—	—	2022	—
白井 正和	2022	—	—	2022	—	2022
堀江 亜希子	2022	2022	—	—	—	—
森田 理恵子	—	2023	—	—	2023	—
依 はるみ	—	2023	2023	—	—	—
石山 明子	2023年度まで（本人研修中です）	—	2023年度まで（本人研修中です）	—	2023年度まで（本人研修中です）	—

1. 開催の目的

本研修は、都道府県社会福祉士会から継続的な開催のご要望をいただいていることから、2023 年度も引き続き開催することにいたしました。

講師をするにあたり、押さえておくべき講義・演習のポイントを解説します。演習のポイントについては、オンライン活用で実施する場合のポイント、留意点も含めて解説します。

また、2024 年度より取扱いが変更となっている内容についても合わせて説明します。

2. 日程・実施方法・定員

日程 2025 年 2 月 1 日(土)～2 日(日)

実施方法 Zoom ミーティングによるオンライン研修

※オンライン研修の受講に必要な機器、注意事項については「9. オンライン研修の受講のための準備及び注意事項等」を必ずご覧ください。

定員 1 科目 40 名(全 6 科目 複数科目の受講可)

※受講決定は 1 月上旬にメールにて、入金方法案内とあわせてお知らせいたします。

※申込多数の場合は、同一科目に複数申込がある都道府県社会福祉士会の受講者の人数を調整する場合があります。

※受講申込が少ない場合は研修を開催しないことがあります。

3. 研修プログラム(予定)

Zoom を用いてのオンライン開催となります。科目または複数科目の受講が可能です。

1 日目の「開会挨拶・事務連絡」「共通プログラム」の受講は受講者全員が対象となります。欠席の場合は、本研修の修了が認められませんので、ご注意ください。

研修の受講にあたって

- ① 2021 年度改訂版基礎研修テキストとワークブックが必要となります。
- ② 研修受講前までに基礎研修Ⅰ e-ラーニングコンテンツ「生涯研修制度」を視聴してください。
- ③ e-ラーニング講義の視聴及びテキストを読んでいること前提に研修を実施します。
受講科目の e-ラーニング講義の視聴、テキストを読み、予習をしておいてください。

研修 1 日目(2 月 1 日)		
9:00～9:15	開会挨拶・事務連絡	※受講者全員、出席が必須となります。
9:15～9:45	共通プログラム(30 分)	※受講者全員、出席が必須となります。
9:45～12:05	ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ(140 分)	
12:05～12:55	お昼休憩(50 分)	
12:55～15:15	権利擁護・法学系科目Ⅰ(140 分)	
15:15～15:25	休憩(10 分)	
15:25～17:45	地域開発・政策系科目Ⅰ(140 分)	

研修 2 日目(2 月 2 日)		
9:00～10:40	人材育成系科目Ⅰ(100 分)	
10:40～10:50	休憩(10 分)	
10:50～13:10	実践評価・実践研究系科目Ⅰ(140 分)	
13:10～14:00	お昼休憩(50 分)	
14:00～16:20	サービス管理・経営系科目Ⅰ(140 分)	

4. 受講対象者

・都道府県社会福祉士会の基礎研修の講師を予定しており、都道府県社会福祉士会会長からの推薦がある方。

※講師養成研修のため基礎研修Ⅰ～Ⅲを受講中の方は受講できません。

5. 受講費 3,300 円(税込) / 1 科目(入金方法は受講決定と合わせて 12 月中旬にメールでご連絡します。)

【報告事項】

2024年度 第7回 ぱあとなあ千葉・運営委員会 議事概要

□日時：2024年12月12日(木) 16:00～18:00 ZOOM ID 824 4083 3831 パスコード 01234

◆ 出席【委員長】 古澤 【副委員長】 秦野

浅見 飯田 小川 梶原 長友 中島 市川 堀越 四ノ宮 助川 吉武 常陸谷 遠坂

◆ 欠席 安藤 長尾 越後谷

◆ 記録 古澤

【承認事項】

運営委員：因田 貴則（野田）

【報告事項・協議事項】

1. 報告事項（委員長、副委員長）

① 研修、委員等の派遣事業 なし

11月7日 本庁との打ち合わせ 統一書式 安藤、秦野、古澤
→4月からスタート、新書式の確認

11月10日 ぱあとなあ全国連絡会 都内 古澤、秦野、堀越

不正防止の取り組み（まとまっている）、どの県士会にも課題がある登録員がある
他県の事例

グループ 大阪：登録員を少数に絞っていく。

市民後見人へ移行していく。1対1の関係。週1の訪問。

登録はしているが、家裁の推薦を通していないケースも。

埼玉：受任の上限を撤廃した県士会

苦情対応について 頭を悩ませている。

⇒不正防止の取り組み（日本会）

県社協主催：家裁ごとの地区別意見交換会

本庁 11/13 安藤 4市の状況確認

松戸 11/11 古澤 流山、松戸、柏が先駆的に進めている。

市川 10/15 吉武 中核機関すべてがスタート 報酬助成の話 市によって基準が違う
社協からも報酬助成の基準⇒県のガイドラインを作りたい

佐原 10/18 根本

佐倉 10/30 秦野 佐倉市、印西市、成田市が中核機関 他の市町村は、様子をみている
状況。消極的。全体の議論になっていない。

苦情があった場合は、三士会へ。裁量権があることも伝えた。

八日市場 11/22 白井 毎回変わらず。市、社協も消極的。

館山 11/5 遠坂 3市1町 広域で中核機関、基本計画を策定整備されている。先進地
域。機能強化のステージ。様々な課題に。鴨川社協法人後見事業、県内トップ
(50件)、日自で手一杯。他の市町村でも法人後見を始めて欲しい。市民後

見人の選任が進まない。役割がないことも課題。地域福祉活動、活躍支援に向けて何ができるか？行政職員が議論を重ねている。

専門職としてあたたかくみまもっていく。

木更津 11/1 梶原 不評でした。県が遅れているのでは？15分促進法の説明。(みんな分かっている) 時間配分に課題があった。木更津からの提案の時間がなかった。

4市で勉強会を開催しているの、交流している。木更津、社協 高木さんが行政との連絡会を作っている。4市で市民後見講座を開催。君津と富津が中核を立ち上げる方向。

報酬助成の議論、社協の職員の研修を県でやらしてもらえないか？⇒県と県社協

ポイント絞って、議論や吸い上げることもあってよいのではないかな。

大阪の市民後見 1対1

一宮 11/29 塚越 立身 いすみ市、中核機関スタート

市原市後見制度利用促進審議会委員 朽名 高子氏

富津市成年後見制度利用促進計画策定委員(富津市) 梶原 幸夫氏

富津市成年後見制度利用促進体制整備アドバイザー派遣(県社協) 遠坂 貴志氏

成年後見・国研修「都道府県担当職員・アドバイザー向け研修」1/14 締め切り

1. オンデマンド

2. 2/14(総合演習)

3. 2/27(体制整備アドバイザー)

② 苦情相談 新規 0件 継続4件 四ノ宮次長確認
(三役対応)

困難ケース対応 新規 0件 継続1件 (三役対応) 各地域で対応も検討
辞任相談 新規 1件

2. コーディネート部会(古澤)

- ・コーディネーター会議を実施予定 年明け 意見交換
- ・B案件が増えた

3. 業務管理部会(古澤)

11月7日27日 業務管理部会開催

12月2日 日本会の活動報告システムの説明会あり。(堀越、中島、古澤)

⇒日本会の集計確認、件数の計算、引き継完了で終了1件全国統一、
新規登録者の報告もできるようになった

業務管理部会で動画作成で活動報告システム案内

3点セット(財産管理、身上保護、意思決定支援)

件数、日付については、確認をしていく。

2月の読み込みについては、運営委員にもお願いしたい。

⇒マニュアル作成

⇒各地域で、相談対応、フォロー体制の構築

活動報告システムの未解決の対応も検討。

4. 報酬助成審査会（越後谷 飯田 古澤）

申請 1件あり ⇒1月10日

12月12日 8件

登録員より質問、提案あり2点。

※市川市、報酬助成の用紙と基準が変わった。

精神のグループホームの基準が216,000円に引き下げられた。（施設扱いになった）

差額をばあとなあの報酬助成の対象にならないか。

現在の規定では、対象になっていない。

5. 研修部会（泰野）

12月3日(火)16:00から研修部会 17/19が終了。振り返りと今後

① 千葉サポート（飯田、助川、中込、堀越）

2024年10月26日（土）13:30～15:30 対面 困難ケースとチーム支援 四ノ宮章氏 23名

2024年12月2日（日）13:30～15:30 居住用不動産 安藤 宏之氏 53名

⇒引継ぎがうまくいっていない状況もあった。引継ぎの目安、ガントチャートも活用。

任期が変わる年は、前の担当者が担当。

⇒基本事項等の振り返りレポートから。

② レベルアップ研修（弁護士と事例検討合体型）（助川、小川、堀越）

第3回 12月7日 13:30～15:30 弁護士との事例検討 ※講師 中村弁護士 30名

外部理事、とても分かりやすく話していただき。3年未満の方もよかった。遺骨の取り扱いについての学びができた。来年度もぜひ弁護士の事例検討会も。

③ 人材育成研修（長友、吉武、四ノ宮、安藤）

受講生 40名（内、茨城5名、スポット受講2名）

第1回7月13日 済 第2回 8月24日 済 第3回10月5日済 第4回 11月9日済

名簿登録研修 12月14日 34名

⇒案内遅れ 過去の人材育成研修の受講生 数名不参加

※想定していない受講生も出てきている。入り口でもあった。欠席までは、行かないがギリギリ。眠っている。再レポートもある。

⇒組織的に対応、三役、業務管理、コーディネートとも共有していく。

※昨年、今年も課題のある受講生が増えつつある。昨年は、授業妨害もあった。今年は、講義を受ける態度もよくない受講生1名。点数が届かない。

⇒フォローアップ体制を作って欲しい。

表面に浮き上がる方は、要注意。点数は、クリアするがグループワークの中でも心配なケースもある。早い段階から、リスク管理、苦情に繋がらないようにしていく。次につなげていく。審査会、組織的な対応をしていく。

④ 必須登録員研修（秦野、古澤）

3回目は、2025年1月25日（土）オンライン 菅野先生
13:00～17:00 （10:00～15:00）チームケア

⑤ 支援者のための活用講座（長尾、秦野、小川、市川） 18名

2024年11月16, 17日 18名参加

会場：千葉県社会福祉センター

来年度、内容を検討。

24回目、20名以下の参加者、赤字の研修、内容的には良かった。

盲ろう者の方が参加者にいたのはよかった。（準備は大変であったがよい経験だった）

⇒誰にPRしたら？、1日にできないか？公益目的事業。

⇒基礎研修の方、中核機関職員にもアピールしてよいのではないかな？チラシの作成

6. 未成年後見（長尾、中島、岡元）

来年度の位置づけは、研修部会へ

来年度は、未成年後見の受任者が少ない。実績、事例が少ない。講師選びに苦慮した。

こどもと若者の支援、県士会とできないか？今後続けていくのは、単独が難しいのではないかな。一時お休みでも。

7. 独立型社会福祉士（浅見、助川、安藤、中島、秦野）

今年度、2回終了。2, 3月に会議を開催して、来年度以降を考えていく予定。

今後の方向性を考えていきたい。

8. 法人後見（古澤）

辞任の審判があり、12月5日13:00に引継ぎ完了

長く、個人でなく、法人であったので安心してできた経過があった。

県士会としての権利擁護事業、この事業を総括してほしい。

別途、法人後見の今後について検討。

9. リスクマネジメント部会（古澤）

※現在、休止中。課題となっている苦情対応、リスク管理、高齢者問題、上限問題等については、業務管理部会、三役対応としている。

10. 会計（長尾、堀越、小川、松中事務員）

スタッフ報酬 各事業 月末締め翌月払い ⇒事務局員・委員長の負担を減らすため、ダブ

ルチェックを 担当者提出⇒会計担当者確認⇒委員長確認で行う

スタッフ報酬の原本を再度配布

11. ぱあとなあニュース (80 号) 太田

1 月発行予定 12 月からは、メール、新ホームページにアップとする。

12. ICT 新ホームページ (マイページ) 運用開始

他、ニュース 79 号でお知らせしている新機能を 8 月下旬より運用開始。

太田氏が事務局にサポートに入っている。

【その他】 来年度の予算、事業計画

【次回 運営委員会】※次回 2024 年 1 月 9 日 (木) 16:00~18:00 その次、2 月 20 日 (木) ZOOM

【承認事項】 運営委員 因田 貴則 (野田市)

【添付資料】 なし

2024 年度 第 8 回 ぱあとなあ千葉・運営委員会 概要

□日時：2025 年 1 月 9 日(木) 16:00～18:00 ZOOM ID 875 8033 7738 パスコード 01234

◆ 出席〔委員長〕 古澤 〔副委員長〕 秦野 安藤

飯田 小川 長友 中島 市川 堀越 四ノ宮 長尾 越後谷 助川

◆ 欠席 梶原 浅見

◆ 記録 古澤

【承認事項】

運営委員：因田 貴則（野田市）承認

【報告事項・協議事項】

1. 報告事項（委員長、副委員長）

① 研修、委員等の派遣事業

富津市成年後見制度利用促進体制整備アドバイザー派遣（県社協）：遠坂 貴志氏

成年後見・国研修「都道府県担当職員・アドバイザー向け研修」1/14 締め切り 希望者古澤まで

1. オンデマンド

2. 2/14(総合演習)

3. 2/27(体制整備アドバイザー)

② 名簿登録について 名簿登録研修を受講後は、基本、名簿登録することを前提としている。

③ 苦情相談 新規 1 件 継続 4 件 (三役対応)

困難ケース対応 新規 0 件 継続 0 件 (三役対応) 各地域で対応も検討

辞任相談 新規 0 件 継続 0 件

④ 協力員 土井 義昭（船橋市） 山崎 利枝（千葉市）

2. コーディネート部会（安藤）

・コーディネーター会議を実施予定 意見交換や説明 1 月で半年

1/30(木) 15:00 から参集と ZOOM で開催予定

・推薦依頼が多い状況、辞退も増えている

苦情が増えないように、コーディネーターに負担にならないように対応している

コーディネーターに質問や相談が増えることもあるので対応も検討

・2024 年 1 月登録 7 名 4 月登録

3. 業務管理部会（古澤）

・年末に活動報告システムの案内 YouTube 案内 YouTube <https://youtu.be/gCPFqfQMnKo>

・各勉強会での説明（印旛 12/14 東葛 12/21 本庁 2/22 市川 2/23）

・2 月の定期報告、業務管理部会以外の運営委員、協力員に読込を依頼

① 堀越②長尾③小川④古澤⑤吉田⑥四ノ宮⑦朽名

⑧助川⑨中島⑩浅見⑪秦野⑫安藤⑬

- ・終了のチェック、引き継完了のチェックなし 差し戻し
- ・任意の項目が書いてないと終了日がわからない
- ・1/14 午前中システムのバージョンアップのため使用できず
- ・最近、画面を貼り付けて、メッセージを対応している
- ・2月1日～28日の定期報告の提出は、予定通り。

4. 報酬助成審査会（越後谷 飯田 古澤）

申請 2件あり

1月10日 報酬助成審査会開催

NO8 12月2日受付 Aケース 可

※ただ、今後、本人から徴収できた場合には、返還することを伝える

NO9 12月25日受付 Bケース 可

5. 研修部会（秦野）

① 千葉サポート（飯田、助川、中込、堀越）

2025年2月15日（土）13:30～15:30 家裁との関わり、報酬助成、新書式 古澤
3年未満の登録員で2回未満が 名いる。→メールで案内。

② レベルアップ研修（弁護士と事例検討合体型）（助川、小川、堀越）

③ 人材育成研修（長友、吉武）

名簿登録研修 12月14日 34名 →1月登録7名 4月登録 名

④ 必須登録員研修（秦野、古澤）

3回目は、2025年1月25日（土）オンライン 菅野先生 現在65名の参加
13:00～17:00 「チームケア」 ※第1回、2回と内容はおおむね同一。

事例提供者：吉武

※1回も受講せず、申し込んでない方 39名おり、メールで案内をしている。

更新、運営委員審査機能をつくっていく必要がある

⑤ 支援者のための活用講座（長尾、秦野、小川、市川）

→大きな赤字 来年は、1日にまとめた。

6. 未成年後見（長尾、中島、岡元）

来年度の位置づけは、研修部会へ

7. 独立型社会福祉士（浅見、助川、安藤、中島）

今年度、1回終了。2、3月に会議を開催して、来年度以降を考えていく予定。

今後の方向性を考えていきたい。

8. リスクマネジメント部会（古澤 泰野）

※来年度から再開に向けて準備。課題となっている苦情対応、リスク管理、高齢者問題、上限問題等については、業務管理部会、三役対応としている。

10. 会計（長尾、堀越、小川、松中事務員）

スタッフ報酬 各事業 月末締め翌月払い ⇒事務局員・委員長の負担を減らすため、ダブルチェックを 担当者提出⇒会計担当者確認⇒委員長確認で行う

※毎月締めて、支払い。

※2024年6月の第1回必須登録員研修のスタッフ報酬が二重払いになってしまった。

→会計事務所のスタート藤谷氏から謝罪。次の報酬で精算。

※年度末2月末の締め、報告を上げてください。

11. ぱあとなあニュース（80号） 太田

1月中旬に発行

12. ICT 新ホームページ（マイページ）運用開始

報酬助成の申請もできるようになっている。

【その他】 来年度の予算、事業計画

全体会 2025年3月8日（土）13:30～15:30 ZOOM

各部会長出席

【次回 運営委員会】※次回 第9回 2025年2月20日（木）16:00～18:00 その次、
2025年度第1回 4月24日（木） ZOOM

【報告事項】

① 日本社会福祉士会主催 2024年度司法福祉担当者会議

日時： 12月1日（13：00～17：00）オンライン会議室 ZOOMにて

千葉県からの推薦により委員長寺崎が参加。

来年度より拘禁刑が施行されることにより更生支援計画書の需要が高まり、計画書の内容や支援の質などに関してもより高い精度が求められてくることが考えられる。

日本会としては今後プロジェクトを立ち上げ、更生支援計画書の基本様式の提供や作成に関するサポートを各県市会にしていくなかで、今回の担当者会議は数年ぶりの開催とのことで、主にグループディスカッションによる情報交換、意見交換が行われた。（別途資料添付あり）

② 第3回 司法福祉委員会

日時：12月21日（10：00～12：00） オンライン開催

【活動予定】

① 第3回 学習会

日時：令和7年 2月16日 10：00～12：00 オンライン開催

事例研究（全国版） 参加費¥2,000

テーマ：刑事司法におけるソーシャルワーク実践 ～社会につなげる更生支援計画～

司会：宮下朱美 発表者：野村充津子

② 第4回 司法福祉委員会

日時：令和7年 3月22日 10：00～12：00 オンライン開催

③ その他

2月～3月にかけてここ数年行えていなかった委員に対する継続意思確認調査を実施する。

以上

【添付資料】

- ・ 2024年度司法福祉担当者会議 議事録
- ・ 第3回司法福祉委員会 議事録
- ・ 第3回学習会チラシ（案）

【理事会決議・承認事項】

- ・ 次年度より新委員として以下2名の承認を求めます。

渡邊 亮太郎

福岡 勝可

司法福祉担当者会議 記録

日時：2024年12月1日（日）13：00～17：00

会場：オンライン会議室（Zoom ミーティング）

目的：各県士会の司法福祉における取り組みの共有とともに、今後の社会福祉士会における司法福祉にどのように取り組んでいくか検討する。

参加者（敬称略）：

○日本士会

山下 康、梅津 和弘、菅野 紀枝、中川 英男、松田 裕児

○県士会

久保田 眞弓（北海道）、松橋 知紀（青森）、佐々木 悟司（岩手）、西野 美幸（宮城）、
佐藤 岳彦（宮城）、豊澤 公栄（秋田）、安達 弘和（福島）、上田 和寿（茨木）、
阿部 和史（栃木）星野 智枝（栃木）、高津 努（群馬）、寺崎 丈春（千葉）、小林 良子（東京）、
渡邊 有貴（東京）、菅野 善也（神奈川）、本多 崇人（新潟）、平栗 華代（新潟）、
西田 知大（富山）、渡辺 実子（山梨）、原 芳博（岐阜）、竹村 千沙（岐阜）、
飯田 智子（静岡）、黒石 歩行（静岡）、中野 恭子（愛知）、前田 修（愛知）、
尾畑 ちひろ（三重）、町野 ひろ子（滋賀）、藤本 通孝（京都）、小名 京子（大阪）、
岡村 恵子（兵庫）、佐藤 寛士（兵庫）、西田 利昭（奈良）、石井 秀和（奈良）、
河合 馨（和歌山）、深貝 登志子（島根）、和田 弘文（島根）、嶽崎 貴文（岡山）、
岡崎 陽子（香川）、川村 圭（香川）、渡部 隆介（愛媛）、内海 恵（愛媛）、柚留木 優（高知）、
徳弘 博国（高知）、安田 征司（福岡）、白石 嘉彦（沖縄）

1 はじめに

日本社会福祉士会の山下理事より、本会議の目的等について説明を行った。

2 日本社会福祉士会からの報告について

山下理事より、日本社会福祉士会からの報告として「①2023年度の司法福祉に関するアンケートの結果報告」「②日本社会福祉士会と日本弁護士連合会との打合せについて」「③2025年度の日本社会福祉士会リーガル・ソーシャルワーク研究委員会の取り組み予定」について資料に基づき説明を行った。

出された質問は以下のとおり。

（質問等）

- ・来年度の取り組みとして、更生支援計画に関するPTを立ちあげるとのことだが、なぜ話の中にTSネットが出てきたのか。TSネットと共同で実施するということか。
⇒PTはリーガル・ソーシャルワーク研究委員会のもとで立ちあげる。更生支援計画に関する取り組みは他団体でも実施されているので、社会福祉士会だけで検討するのではなく、他団体とも連携しながら取り組む必要があると考えており、一例としてTSネットの名前を出した。
- ・平成21年から地域生活定着支援センターでは被疑者・被告人のフォローアップ等の活動を続けている。地域生活定着支援センターと社会福祉士会の関係をどのように考えていくか。
更生支援計画書を提出し、お金をもらって終了でよいわけではないと思う。業務として関わると実利のみを目指す人もいるので、このようなことも踏まえて検討をしていく必要があるのではないかと。
⇒更生支援計画が社会福祉士にも十分に認知されていない中で、様々な課題があると認識している。
本人同意等も含め、総合的に今後検討ができればと思う。
- ・更生支援計画作成の相談窓口が都道府県等に設置されている場合もある。そこでは、社会福祉士の

みならず、精神保健福祉士や事業所の方等、様々な方が登録されている。その場合でも、各県士会に更生支援計画の相談窓口を設置していく必要があるのか。

⇒都道府県に設置されている場合があることを日本士会として把握していなかった。47 県士会で窓口を設置したいと資料には記載しているが、状況に応じて進めていければと思う。

・e-ラーニングは各県士会が研修で使用するイメージで作成するのか。

⇒具体的な内容は十分議論ができていないが、更生支援計画の意義や、更生支援計画書の作り方分かるようになる動画内容を想定している。

3 グループワーク 1「県士会における取り組み及び課題の共有」

グループワークで議論いただきたいポイントを説明し、グループワークを実施した。各グループの議論については、全体で発表いただいた。各グループの発表内容については以下のとおり。

○1グループ

- ・司法福祉に関する取り組みをしていない県士会については、犯罪が少ない都道府県・コロナの影響で動きが止まっている等が理由としてあるとのことだった。
- ・委員会が設置されている県士会は、研修や学習会等の企画を実施している。
- ・更生支援計画書の作成については、県士会に依頼がある場合や、個人に依頼がある場合がある。お金については、弁護士会や都道府県から支払いがある場合等、都道府県によって異なる状況。
- ・弁護士会と連携をしっかりとっているところは、金額が大きく、接見についても調整いただけることが多い様子。

○2グループ

- ・会員に向けて様々な研修を企画し、刑務所の方を講師に招く等を実施している県士会もあった。
- ・「リーガル・ソーシャルワーク」単一で考えていくことは難しい。生活困窮や成年後見等も関係してくる。
- ・更生支援計画書作成に関するスキルの標準化・質の担保については課題。
- ・他県士会に尋ねてみたいこととして、弁護士会から更生支援計画作成書の作成依頼はどの程度あるのか知りたいという意見があった。
- ・現在は個人で更生支援計画書を作成しているが、成年後見に法人後見があるように、更生支援計画書も法人として作成できるようにしてもよいのではないか。会としてリスク管理ができると実施しやすくなるのではないかという意見があった。

○3グループ

- ・司法福祉に関する委員会を設置していない県士会がグループ内にいたが、他に更生支援計画書作成等を実施している団体があり、ニーズがない等が理由だった。
- ・司法福祉に関する委員会を設置しているところの取り組みとしては、研修や更生支援計画書の作成、京都では警察へのアドバイザー派遣も実施しているということだった。
- ・課題としてはなり手がいないこと。更生支援計画書作成者の名簿がある県士会もあるが、実際に作成する人を募集しても手が挙がらない。質の担保や計画実行の調整の負担が大きいことも課題。地域生活定着支援センターや精神保健福祉士協会、TS ネット等と協力しているという県士会もあった。
- ・拘禁刑が創設されるということで、今後更生支援計画の視点がより重要視されてくるのではないかという意見もあった。

○4グループ

- ・すでに司法福祉に関する委員会を設置している県士会、これから設置という県士会等、様々な状況。

- ・矯正施設につないだとしても、施設のソーシャルワーカーがすぐに支援を開始するわけではないと思うので、どこまで考えて計画を策定するのかは課題。
- ・県士会によっては更生支援計画作成が可能な方の名簿を作成し、弁護士会に名簿を提供して選定を任せているところもあった。

○5 グループ

- ・東京では2010年から活動があり、他県の会員も参加していると話があった。また、拘置所での接見も弁護士と一緒に1時間程度の枠組で実施ができているとのこと。
- ・刑事司法分野に関わる会員が少ないという課題がある県士会もあった。
- ・刑期が長い方の更生支援計画を作成する場合、その計画が無駄になるのではないか、引継ぎがされるのか、責任の所在が分らなことが課題ではないかという意見があった。

○6 グループ

- ・更生支援計画作成については、人材不足や物理的に距離が遠いため対応が難しいという県士会があった。
- ・殺人等、10年以上の支援が必要となる場合、支援を継続していけるかという不安がある。組織として対応していく必要についても検討が必要と意見があった。
- ・更生支援計画作成候補者の名簿を作成している県士会もあるが、どのように依頼をしていくかという仕組みづくりも重要と意見があった。
- ・活動者の支援も日本士会、各県士会で必要になってくるのではないかな。
- ・今後、ブロック毎で情報交換や取り組みを検討していく場も必要となってくるのではないかな。

○日本士会より

- ・3グループの警察へのアドバイザー派遣についてはどのような取り組みかお尋ねしたい。
⇒京都では令和6年度より、警察の入り口段階への支援として、アドバイザー派遣を実施している。
背景としては、平成28年度の再犯の防止等の推進に関する法律にて、地方再犯防止推進計画を定める努力義務となり、まちづくり計画が策定される中で、再犯防止が柱の1つとなり、その中で社会福祉に関するアドバイザー導人が盛り込まれたことによる。
府内の警察署に社会福祉士とは何か、事業の目的について説明を実施している。その他、福祉的なアドバイスが必要という要請があれば、アドバイザーとして意見を伝えている。

4 グループワーク2「今後、社会福祉士会が司法福祉において取り組むべき事項について」

グループワークで議論いただきたいポイントを説明し、グループワークを実施した。各グループの議論については、全体で発表いただいた。各グループの発表内容については以下のとおり。

○1 グループ

- ・司法福祉において社会福祉士に求められていることとして、同じ人間への支援であるという視点を持つこと、司法福祉に関わっていない人にも、どこに関わるか分からないので、司法領域で社会福祉士に求められることを知っていただく必要があげられた。
- ・タイトなスケジュールで支援をしていくので、支援スキル・他団体との協力も必要となってくる。
- ・取り組むべき事項については、更生支援計画作成者を登録制にすることや、更生支援計画書のチェック機能が必要ではないかという意見があった。
- ・地域生活定着支援センター、検察、弁護士等へ社会福祉士の活動について周知が必要。
県士会によっては、司法福祉の委員会に弁護士の方を委員に含めている場合もある。
- ・「更生支援」という名称については、この名称のままでもいいのか考えた方がよい。

- ・更生支援計画書を作成するのは社会福祉士のみではないので、作成者を支援する仕組みづくりも必要という意見があった。

○2グループ

- ・司法福祉に関するスキル、知識はまだまた不足している。養成校のカリキュラムも変更となっているので、我々社会福祉士もアップデートの必要がある。
- ・司法福祉は敷居が高い印象があると思うので、日本士会で下地をつくるような取り組みを実施されるとよいのではないか。
- ・罪を犯した方にどのように関わるかを学んでいただくために、まずは裁判の傍聴等から始めてもよいのではないか。
- ・福祉支援が必要な罪を犯した人について、被害者であるという視点も持つことが必要ではないかと意見があった。ソーシャルワーカーとして背景をどう考えていくか。
- ・今日のグループメンバー間でも知識に差があるので、司法福祉についてより周知をしていく必要があると思う。

○3グループ

- ・更生支援計画書を作成しても、根拠がないため却下すると言われた事例もある。司法から信用されていくための取り組みも必要かと思う。
- ・心理職との連携も今後考えていく必要があるのではないか。
- ・各県士会の実績やノウハウは大きく異なるが、その中でも取り組んで行く必要がある。スーパーバイズ機能も必要ではないか。
- ・実刑になった場合、更生支援計画がどうなるのか。出所後は計画の鮮度が落ちている可能性もある。
- ・刑務所に更生支援計画を送ることができるが、弁護士にあまり周知されていないと思うので、説明が必要かと思う。
- ・更生支援計画の実行には、作成者のみではなく、地域・行政等をまきこんで体制整備をしていく必要がある。成年後見のようにどのようにしっかりとした体制を構築していくかが課題。

○4グループ

- ・犯罪被害者の支援も必要という意見もあった。
- ・研修の実施の他、更生支援計画書の作成依頼を引き受ける基準を設けることも必要。
- ・日本士会にお願いしたいこととしては、社会福祉士会全体の集まりも重要だが、ブロック毎で検討していくことも重要かと思うので、検討いただきたい。
- ・本業が司法福祉と関係がない場合、自分の職場の名刺を出すわけにはいかない。更生支援計画書を作成するための肩書きがない人もいる。何か社会福祉士会として支援ができればよいのではないか。

○5グループ

- ・日本士会で面接場面を想定した寸劇を作成し、被疑者・被告人とのやりとりをどのように進めていくのか伝えることを検討してもよいのではないか。
- ・作成した更生支援計画に束縛され、本人の目線で考えた時にそれでよいのかと感ずることもある。
- ・矯正施設等で接見するときに、自宅住所を記載する必要があるが、自宅住所を記載するのは心理的にハードルがある。
- ・伴走的な関わりが必要となるが、人的な余裕がない、出口が見えない等、ハードルがある。
- ・環境調整をする中で、引き取ってもらうという視点になったり、同じ方に頼みがちになったりする。新規の方が参入する方策の検討も必要。

○6グループ

- ・司法福祉に関する取り組みを実施している県士会、実施していない県士会、それぞれ根本の悩みは同じであることが分かった。
- ・社会福祉士会としての「リーガル・ソーシャルワーク」の概念の定義が必要ではないか。
- ・ソーシャルワーカーとして、罪を犯した人たちがどのように地域で暮らしていくか、ミクロ・メゾ・マクロの視点で取り組んでいくべきではないか。地域での協力体制の構築等、地域の理解を得ていく必要がある。
- ・他県や行政の情報収集をする中で、自身が所属する地域の特徴・資源活用を考える必要がある。
- ・地域に負担をかけることを要望するのではなく、地域から学ぶ・協力体制の構築が求められる。
- ・更生支援計画書の作成については、1人のワーカーが抱え込むことのないような体制づくりが必要。
基礎研修Ⅱの権利擁護の講義が、更生支援計画を作成する仲間を増やすような取り組みにつながってくるのではないか。
- ・実態がある更生支援計画書の作成、弁護士のためではなく、本人の利益を考えて計画を策定する必要がある。
- ・日本士会には、司法福祉分野で活動するための財源の確保をお願いできればと思う。

○日本士会より

- ・資料のP18に犯罪被害者等施策の推進について、警察庁からの依頼文書を掲載している。依頼内容としては、「1 犯罪被害者等に関する知識・技能を有する専門職の養成等」「2 連携強化のための会議体への参画」「3 支援の現場における連携」となっている。
このような動きも出てきているため、各県士会においてもご協力をお願いできればと思う。
- ・日本弁護士連合会と各都道府県の弁護士会とは温度差がある。日本弁護士連合会としてはキャラバンを行い、刑事弁護の必要性や社会福祉士との連携等、研修会で伝えている。
- ・更生支援計画書の作成については、日本弁護士連合会から最大5万円の金額が示されている。日本弁護士連合会として、更生支援計画の位置づけをしっかりと考えていることが分かるかと思う。
- ・弁護士会との窓口をどのように考えていくかについて、日本士会として課題と考えている。
- ・計画書の鮮度に関して意見があったが、鮮度が落ちないように計画を積み上げていくこともできるのではないかと考えている。
- ・制度・施策は様々だが、ソーシャルワーカーとしては人を見ていく必要がある。伴走型の支援が必要となってくるため、それに応じた仕組み作りが必要となると感じている。

最後に、アンケートを実施することを説明し、来年度の更生支援計画に関するプロジェクトに関して、所属県士会の了承を前提に協力いただける方がいれば、アンケートにてご教示いただきたいことを伝えた。

○参加者より

プロジェクトチームだけではなく、リーガル・ソーシャルワーク研究委員会委員についても、各県士会から推薦を検討する等、体制についてご検討いただきたい。

⇒2025年6月に委員会体制が変更となるので、ご意見を踏まえて検討させていただく。

司法福祉に関する委員会の立ちあげ等、日本士会で支援ができることがあればご相談いただきたいことを伝え、担当者会議は終了した。

以上

第3回 司法福祉委員会 議事録

日 時：12月21日（土）10：00～12：00

会 場：Zoomにて

参加者：寺崎、野村、宮下、大浦、吉田、服部、井出、小川（議事録）

欠席者：松丸、山本、伊藤、青沼、小川（晴）

内容

【報告事項】

① 理事会報告

- ・応用編に実習生が来た件について
千葉社士会では基本受け入れしていない。今後また依頼があった場合は、会の中で検討する。次年度からはオンライン開催となるので、受け入れは出来ない。

② ブロンクス・ディフェンダーズ

- ・公的な弁護士事務所（ニューヨーク）で行っている事業の説明（弁護士と社会福祉士との連携）
- ・貧困層での少年犯罪に力を入れている。
- ・参加者（60名）の大半は弁護士だったが、今後は社会福祉士の参加も期待される。
- ・弁護士も社会福祉士も専門職として同等な位置で活動している。
- ・社会福祉士の専門性が確立し認められている印象があった。

③ 司法福祉担当者会議

- ・全国の司法福祉担当者会議に、委員長の寺崎さんが参加。
- ・入口支援のみではなく、刑務所内での更生支援計画等について。
- ・司法福祉委員会として活動している県は少ない。

④ マッチング進捗

- ・今年度は2件。1件目は更生支援計画書も立てたが、途中から受任者が辞退。
- ・2件目も受任はしたが、途中で辞退される（別の登録員が担当）
→依頼時にケースの説明をしているが、途中で辞退されるケースがあった。登録員との「顔の見える関係」も必要ではないか。
→認定研修後、登録員へ向けた「勉強会」の開催が必要（勉強会も事例発表以外の内容）

【検討事項】

① 第3回学習会（広報戦略について）

- ・野村さん講師
- ・全国版で案内（案内チラシは服部さん担当）

② 第4回委員会の日程

- ・3月22日（土）ZOOM開催

③ 来期の予定（別紙参照）

- ・次年度は、認定研修がオンラインのみ。社会福祉センターのネット環境を利用し、行う予定。
- ・司法福祉委員の委員継続意思確認を行う予定（年明け早々）
- ・事例発表や弁護士会の事例等も、今後の研修材料とする。
- ・「司法と福祉の連絡協議会」等に積極的に参加し、弁護士との交流を深める。
- ・委員の担当（研修、学習会、マッチング等）は任期中に交代も有。

広がれ！学びのネットワーク

千葉県社会福祉士会
司法福祉委員会第三回学習会

テーマ

刑事司法におけるソーシャルワーク実践
～社会につなげる更生支援計画～

発表：野村充津子

令和7年2月16日(日)

10:00～12:00

参加費2千円

On-line

お申込み

1月31日までに下記の
URL、QRコードから

<https://forms.gle/Ly9JC44B7xBhfznr7>

◎お問合せは
千葉県社会福祉士会
事務局まで
TEL：043-238-2866
E-mail：
office@cswwchiba.com



【理事会決議・承認依頼事項】

1. 災害対策委員 新規就任者の承認

- ・氏名: 田邊慎吾
- ・活動歴: 11月13日～15日 石川県会員派遣による被災地支援活動に従事
- ・職歴: 社会福祉士養成施設教員

【報告事項】

1. 令和6年能登半島地震被災地に対する支援活動

石川県社会福祉士会「能登半島地震 被災者見守り相談支援事業」への本会会員派遣

○第6回説明会・派遣者選考の開催: 12月29日(日)10時～11時(ZOOM)

・派遣決定者: 1人

○派遣決定者累計: 14人(令和6年12月31日現在)

○実績⇒12月31日現在の活動従事者: 11人(延べ活動日数: 35日)

⇒活動補助金支出: 175,000円

○令和7年1月19日以降の活動予定者: 5人

2. 令和6年度千葉県 DWAT フォローアップ研修への参加予定

- ・日時: 1月11日(土)12:30～16:30
- ・対象: DWAT 登録員(専門職団体推薦・勤務先法人推薦)
- ・開催: 会場集合(千葉県社会福祉センター)
- ・本会からの代表参加: 千葉県社会福祉士会推薦の登録員(災害対策委員長)

3. 神奈川県社会福祉士会からの研修講師派遣要請

- ・日時: 令和7年2月23日(日)13:10～14:20
- ・会場: 横浜市港南区上大岡 ウイリング横浜
- ・講義: 災害支援活動者養成研修のうちの科目『支援を受け入れた立場から』
- ・講師として派遣する者: 災害対策委員長

4. 日本社会福祉士会 都道府県社会福祉士会災害担当者会議への出席予定

- ・日時: 令和7年3月9日(日)10:00～12:00
- ・開催: オンライン
- ・出席者: 災害対策委員長 * 他に、オブザーバー1名

一般社団法人千葉県社会福祉士会様 就業規則改定に関してのご提案

令和07年01月18日（土）

社会保険労務士法人エフピオ
社会保険労務士 津田 千尋
（産業カウンセラー/キャリアコンサルタント）



人を、まんやかに

就業規則変更の概要

1. 短時間正社員制度の導入
2. 8時間の所定労働時間設定（32条）
（変更前）1日7時間
（変更後）1日8時間
3. 賃金規程の基本給部分の変更
 - ① 職務に応じた基本給テーブルの採用
 - ② 基本給のテーブルピッチを500円として働きぶりに応じた昇給を行える基本設定とする
4. 定年の表記（74条）
（変更前）「年度の末日」→3月31日
（変更後）「賃金計算期間の末日」→12通り

就業規則変更の概要

5. （時代の変更に伴う）扶養手当の変更

- ① 現行の運用にあわせて金額を明記
- ② 配偶者に対しては年齢上限を設定
- ③ こどもに対する支給年齢上限を設定

【基本給テーブル】

月平均所定労働時間

160.00

コード	職種	ベースとなる基本給	部門別の定額	一給額	管理職	専門職	（参考） 時給相当額
500P1	1号係	210,000	50,000	210,000	280,000	260,000	1,313
500P2	2号係	210,500		210,500	300,000	260,500	1,316
500P3	3号係	211,000		211,000	320,000	261,000	1,319
500P4	4号係	211,500		211,500	340,000	261,500	1,322
500P5	5号係	212,000		212,000	360,000	262,000	1,325
500P6	6号係	212,500		212,500	380,000	262,500	1,328
500P7	7号係	213,000		213,000	400,000	263,000	1,331
500P8	8号係	213,500		213,500		263,500	1,334
500P9	9号係	214,000		214,000		264,000	1,338
500P10	10号係	214,500		214,500		264,500	1,341
500P11	11号係	215,000		215,000		265,000	1,344
500P12	12号係	215,500		215,500		265,500	1,347
500P13	13号係	216,000		216,000		266,000	1,350
500P14	14号係	216,500		216,500		266,500	1,353
500P15	15号係	217,000		217,000		267,000	1,356
500P16	16号係	217,500		217,500		267,500	1,359
500P17	17号係	218,000		218,000		268,000	1,363
500P18	18号係	218,500		218,500		268,500	1,366
500P19	19号係	219,000		219,000		269,000	1,369
500P20	20号係	219,500		219,500		269,500	1,372
500P21	21号係	220,000		220,000		270,000	1,375
500P22	22号係	220,500		220,500		270,500	1,378
500P23	23号係	221,000		221,000		271,000	1,381
500P24	24号係	221,500		221,500		271,500	1,384
500P25	25号係	222,000		222,000		272,000	1,388
500P26	26号係	222,500		222,500		272,500	1,391
500P27	27号係	223,000		223,000		273,000	1,394
500P28	28号係	223,500		223,500		273,500	1,397
500P29	29号係	224,000		224,000		274,000	1,400
500P30	30号係	224,500		224,500		274,500	1,403
500P31	31号係	225,000		225,000		275,000	1,406
500P32	32号係	225,500		225,500		275,500	1,409
500P33	33号係	226,000		226,000		276,000	1,413
500P34	34号係	226,500		226,500		276,500	1,416
500P35	35号係	227,000		227,000		277,000	1,419
500P36	36号係	227,500		227,500		277,500	1,422
500P37	37号係	228,000		228,000		278,000	1,425
500P38	38号係	228,500		228,500		278,500	1,428
500P39	39号係	229,000		229,000		279,000	1,431
500P40	40号係	229,500		229,500		279,500	1,434
500P41	41号係	230,000		230,000		280,000	1,438
500P42	42号係	230,500		230,500		280,500	1,441
500P43	43号係	231,000		231,000		281,000	1,444
500P44	44号係	231,500		231,500		281,500	1,447
500P45	45号係	232,000		232,000		282,000	1,450
500P46	46号係	232,500		232,500		282,500	1,453
500P47	47号係	233,000		233,000		283,000	1,456
500P48	48号係	233,500		233,500		283,500	1,459
500P49	49号係	234,000		234,000		284,000	1,463
500P50	50号係	234,500		234,500		284,500	1,466
500P51	51号係	235,000		235,000		285,000	1,469
500P52	52号係	235,500		235,500		285,500	1,472
500P53	53号係	236,000		236,000		286,000	1,475
500P54	54号係	236,500		236,500		286,500	1,478
500P55	55号係	237,000		237,000		287,000	1,481
500P56	56号係	237,500		237,500		287,500	1,484
500P57	57号係	238,000		238,000		288,000	1,488
500P58	58号係	238,500		238,500		288,500	1,491
500P59	59号係	239,000		239,000		289,000	1,494
500P60	60号係	239,500		239,500		289,500	1,497
500P61	61号係	240,000		240,000		290,000	1,500
500P62	62号係	240,500		240,500		290,500	1,503
500P63	63号係	241,000		241,000		291,000	1,506
500P64	64号係	241,500		241,500		291,500	1,509
500P65	65号係	242,000		242,000		292,000	1,513
500P66	66号係	242,500		242,500		292,500	1,516
500P67	67号係	243,000		243,000		293,000	1,519
500P68	68号係	243,500		243,500		293,500	1,522
500P69	69号係	244,000		244,000		294,000	1,525
500P70	70号係	244,500		244,500		294,500	1,528
500P71	71号係	245,000		245,000		295,000	1,531
500P72	72号係	245,500		245,500		295,500	1,534
500P73	73号係	246,000		246,000		296,000	1,538
500P74	74号係	246,500		246,500		296,500	1,541
500P75	75号係	247,000		247,000		297,000	1,544
500P76	76号係	247,500		247,500		297,500	1,547
500P77	77号係	248,000		248,000		298,000	1,550
500P78	78号係	248,500		248,500		298,500	1,553
500P79	79号係	249,000		249,000		299,000	1,556
500P80	80号係	249,500		249,500		299,500	1,559
500P81	81号係	250,000		250,000		300,000	1,563
500P82	82号係	250,500		250,500		300,500	1,566
500P83	83号係	251,000		251,000		301,000	1,569
500P84	84号係	251,500		251,500		301,500	1,572
500P85	85号係	252,000		252,000		302,000	1,575
500P86	86号係	252,500		252,500		302,500	1,578
500P87	87号係	253,000		253,000		303,000	1,581
500P88	88号係	253,500		253,500		303,500	1,584
500P89	89号係	254,000		254,000		304,000	1,588
500P90	90号係	254,500		254,500		304,500	1,591
500P91	91号係	255,000		255,000		305,000	1,594
500P92	92号係	255,500		255,500		305,500	1,597
500P93	93号係	256,000		256,000		306,000	1,600
500P94	94号係	256,500		256,500		306,500	1,603
500P95	95号係	257,000		257,000		307,000	1,606
500P96	96号係	257,500		257,500		307,500	1,609
500P97	97号係	258,000		258,000		308,000	1,613
500P98	98号係	258,500		258,500		308,500	1,616
500P99	99号係	259,000		259,000		309,000	1,619
500P100	100号係	259,500		259,500		309,500	1,622

→都道府県最低賃金を下回らないこと！
千葉県最低賃金：1,076円

2025 年度事業計画の柱として考えていること

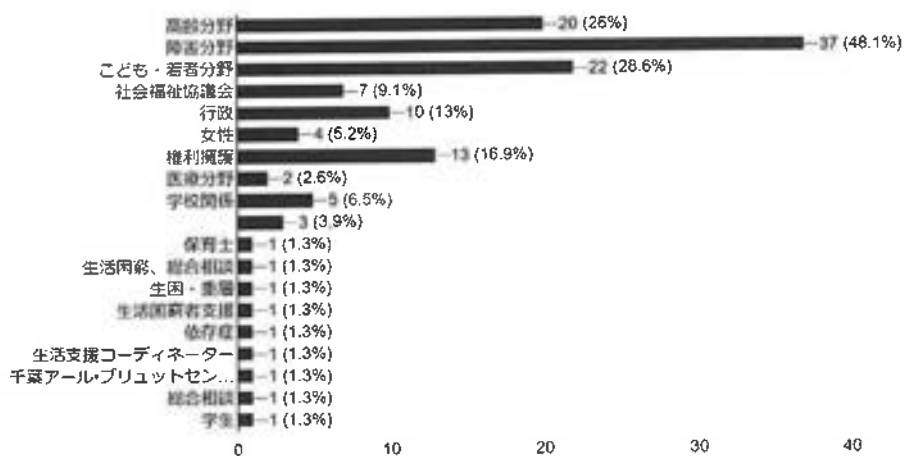
県民全域の福祉がつながり、学び合える体制づくりを強化する。そのために、社会福祉士会の敷居を下げ身近な存在となるよう、フォーラム等の開催、他団体との交流を積極的に行いたい。県民が困った時に相談できる会でありたいので、持ち込み相談等には積極的に応じていきたい。そして、負担軽減のための IT 化、SDGs に配慮したペーパーレス化の促進をさらにしていきたい。

1. 委員会再編
2. 市民、専門職向けのフォーラム
3. IT 化、ペーパーレス化

2025 ふくしの福袋 アンケート結果 77名回答

1. あなたの普段の仕事や活動は、どの分野にですか？複数回答あり。

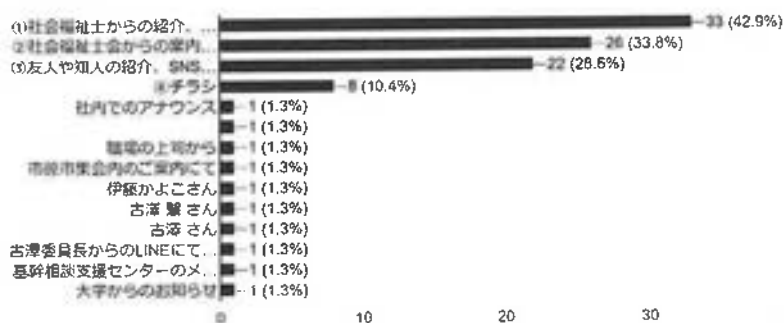
77件の回答



2. ふくしの福袋の企画を知ったのは、どちらから...

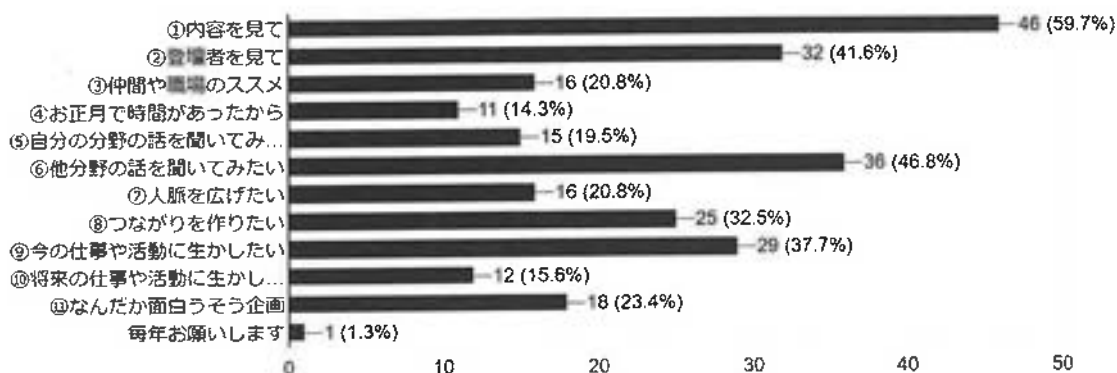
※紹介者がいれば教えてください。

77件の回答



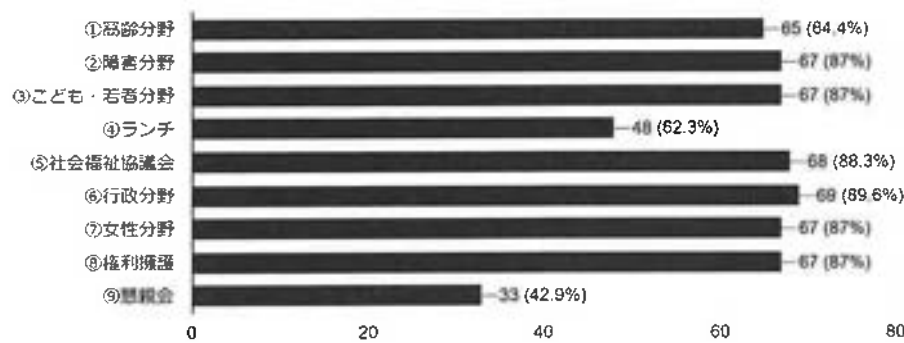
3. 今回、参加した動機をお知らせください。3つまで。

77件の回答



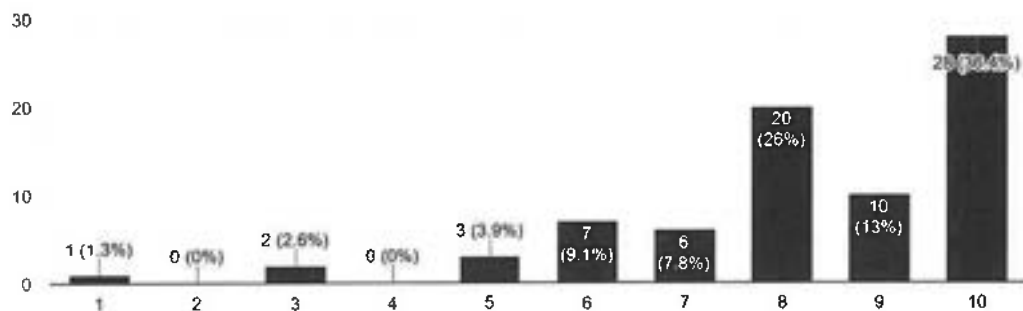
4. 当日ご参加した分野をすべてチェックして下さい。複数回答あり。

77件の回答



5. 今回のイベント企画の満足度を教えてください。

77件の回答



6. 満足度の理由をお聞かせください

構成上、受け身のスタイルでの参加となったが、内容には大満足しました。

一度に他職種の「今」を知ることができ大変有意義な時間でした。

様々な分野の話をきくことができてよかったが、もう少し深く聞きたい思いが残った。

こんなにたくさんの分野の方の話を聞く機会は初めてだったので。

豪華メンバーの話を聞けた事、つながりができた事

本当に「福袋」でした。日頃は聞けない支援者の本音や、他分野(多分野)の話が聞けて本当に為になりました。そして、新年早々と思っていたのですが、とても元気をもらえたので、新年は大正解だと思いました。とても良かったです。

他分野のことを学べた

素晴らしい企画でした♪

学ぶ機会に参加できたことだけでも満足

堅苦しい講義ではなく、普段の話を聞けたので良かったです

正月はこんなものでしょう

半日で色々な方の話を聴く事ができた。久しぶりに会えた方々もたくさんいたので。

他分野の課題など知ることができた

ほか分野の情報が頂けたこと

熱い議論でした。こんなにも熱い人たちが、同じ県内で頑張っているんだと励まされた反面、自分の至らなさを痛感しました、

様々な分野の情報を一日で聞ける素晴らしい企画でした

各分野の専門の方々の話しを(オフレコも含めて)聴くことができた。

各分野のプロからの話を聞くことができ、今後の活動にも活かせる話が多かったから。

それぞれの分野の生の声が聞けて良かった

それぞれの分野から異なる角度で共通する何かをお示しいただいたように思ったため。

各分野のパイオニア的存在の方々のお話を聞けたこと。

年初から熱量が高く、仕事始めに向けた良いリハビリになりました

様々な福祉分野の方が一堂に会するイベントが今までになかった

ふくしの福袋というだけあって、一度にさまざまなジャンルの人の話を聞けてよかった。

他分野のことも知ることができ、勉強になりました。

他分野でも興味が持てた

フリーで各々の思いなどを伺うことができた。

皆様の話が面白く、時間を忘れる思いでした。

きっと素敵な会だと思っておりましたが 1月4日はたいへんキツかったです

ワンストップ相談の理解を深めるための気づきがありました。

色々な分野の人、考えがあって話は楽しかったです。自分の考えの方向が間違っていない事を知ることができたので良かったです。

年始早々、そうそうたる顔ぶれの方々が一堂に会し、様々な議論を聞くことができた。

不勉強で申し訳ないのですが、異分野の方のお話は、よくわからない内容もありました。簡単でよいので背景やテーマのようなものがあるとありがたかったかもしれません。

早口でよく聞き取れませんでした

異業種の方たちの意見を聞くことができた

日頃から繋がっている、仲間や知り合いには多少挨拶はできましたが、新参加者が1人で参加するには敷居が... また、相談部会でもお世話になっている方々にもご挨拶をする勇気もありますが、時間、機会がなく反省しております。会員以外の方も無料...どうでしょうか？ 会員は年会費を払ってます。

正月からこんなに集まってすごい

会場のモニターが見えない。折角作られた登壇者の名前が見えない。

いろいろな分野の方の生の声、意見が聞けて良かったです。

多重多様な福祉の分野の改善点の共通点と差異が知れそれぞれ参考になる学びをいただけました。表現活動の支援者としてこの活動の必要性を感じる意見もいただけ励みになりました。

新年早々、フェスのような熱い企画が素敵でした。心も頭も満足できました。

様々な話を聞くことができた。懐かしい人にたくさん会えた。PRの時間をいただけた。

特に女性支援、成年後見分野のことを知ることができてよかった。やはり人と人との付き合いなのだなと思いました。

また、どの分野もまず当事者の聞くということが大事なのだとそこは改めて意識していきたいです。

色々勉強になったため

多様なジャンルの知見を伺うことができたため

いろいろな分野からのお話が聞けたので。

登壇者の方々の中だけでの

良い話が聞けた

豪華な登壇者の率直な話が、とても新鮮で身に沁みました

様々な分野で取り組んでこられた先駆者の方々の取組や、その裏にあるご苦労、工夫などをお伺いでき、大変勉強になりました。ありがとうございました。

席が悪く、オープンチャットが見にくい

いろんな分野の話を聞かれる

障害者分野しか知識が無く、他分野の話を聞く機会がなかったのも、話を聞く機会があり自分を振り返る時間にもなりました！

様々な分野のお話を聴けたり、懇親会でたくさんの方とお話できる機会を頂けて、とても学びになりました。もう少し各分野のお話を詳しくお聞きしたかったです。

全ての方のお話が勉強になりました

登壇者の方がみな素晴らしかった。その分野のスペシャリストのお話を1日で伺うことができて嬉しかったです

とても興味深い話しが聞けました

皆様の熱量の高さに触発された

様々な分野の支援者が繋がることの重要性を再認識しました。行政職員として、「縦割り」をどうしたら「横断的」「包括的」に支援できるかを考えるきっかけとなったから。月曜日からまた気合いを入れて働けます！ありがとうございます。

様々な分野のお話を聞くことができました。

年の初めにこれだけ大勢の方々が参加されていることにまず驚きましたし、熱心な支援者の方々のお話を間近で聞けてよかったです。LINEもおもしろい取り組みでした。

登壇者の方々の日々の活動の熱量が感じられた。事業規模ではなく、何がやりたいのか、どうすれば実現できるのか一人として考えるきっかけになった。みなそれぞれ分野を超えてあがきながら疑問を感じながら懸命に目の前のことに向き合っているんだと理解できた。千葉県には熱意をもって地域の課題に向き合っている人がたくさんいることが再確認できました。

社会福祉士の資格取得後、どのように仕事に活かし、そして将来どのように展開出来るか悩んでいました。そんな中、分野を超えたこの企画を知りました。悩むよりまずは自身の行動を促してくれたこの企画に大変感謝しております。おかげさまで少しずつですが、人脈を作るきっかけが出来ました。

イベント感が楽しかったです

ボリュームの割に時間がすくなくった

千葉県にて活躍されている分野別のかたがたの想いがきけて良かった。またリーフレットの登壇者のご紹介が楽しかった。

登壇者のお話を聞きながら、オープンチャットで参加されてる方の感じたこともうかがえて、とても楽しかったです。

午前中のみしか参加できなかったですが、チャットで午後の雰囲気が出たのもありがたかったです。

内容が薄っぺらい。講座やこういう講演会の企画をする場合、まずは大きなテーマがあり、そこについていろいろな分野がどうしているか、あるいは例えば現在の地域課題は何かなどを話すならわかるのですが、身内の盛り上がりのようにも感じたし、とにかく内容が薄っぺらくて、ガッカリした。私もそうでしたが、寝ている人もいました。もう少し、話す内容をまとめて、依頼をすべきだったのではないのでしょうか。

多分野の話が1日で聞くことができた。(午後からの参加のため、全体が聞けなくて残念でした)

新春早々に千葉県内の各分野のレジェンドみなさまの熱々の話をお聞きできてとてもモチベーションあがりました！素晴らしい企画ありがとうございます！！

午後から用事があり、ほとんど参加できなかったため。もっと聞きたかったです。

分野を越えて話を聞けて良かったです

新年早々、バイタリティ溢れる皆様の熱いお話を聞き、モチベーションが高まりました。たくさんの方とお知り合いになることが出来、とても貴重な機会を頂けたと思っています。良い1年のスタートとなりました。ありがとうございました。

新年から熱意あるソーシャルワーカーのみなさんの話を聞いて、刺激受けまくりでした！ 自分も熱意を持って仕事に取り組みたいです！

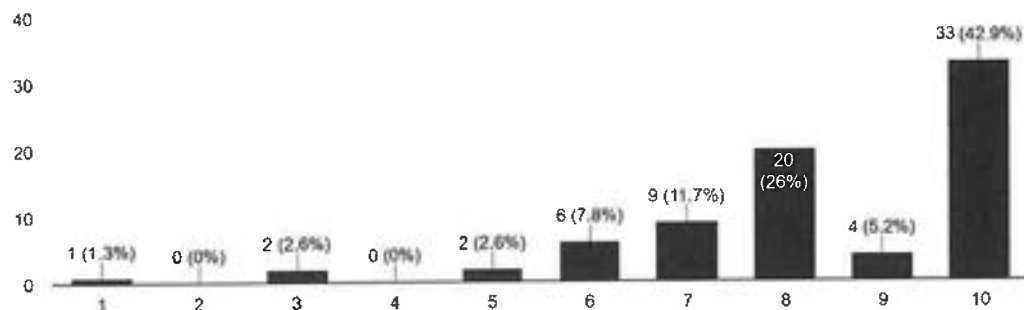
レジェンドの話、染み入りました。

考えるきっかけになった。

様々な分野のお話を聞くことができたため。どういう部分に課題があるのか、どういう意識を持つのか、これまでの各分野の歴史を学びながら知ることができた。また、制度の性質やどう運用していくのかについては以前から興味があったためとても学びになった。

7. 参加して、感じたこと気づき、学びは、どのくらいありましたか？

77件の回答



8. 感じたこと、気づき、学び、印象に残ったフレーズなど具体的に教えてください。

面白かった分野や興味深い話、もう少し聞きたかった分野、登壇者などを教えて下さい。

61件の回答

日常は自身が職務で関わる分野以外への理解が薄くなってしまっているのですが、社会福祉士として広く社会を見つめる姿勢を忘れないでいたいと再認識しました。各界の最前線で活動されてきた方々の話、やはり正月のインフォーマルな雰囲気だから聴くことができたのではないかと思います。

障害があるととたんに失敗が問題視されてしまう...本当にその通りだと思いました。理解しているつもりでも、いつしか失敗をしない為に、そうならない為には...と支援している自分がいるように思います。常に自問自答を忘れずにいたいと改めて思いました。

女性支援新法、LINE相談、成年後見の報酬の問題

子どもに関わる仕事なので、就学するまでに、してあげたほうが良い事というのが、より明確になってきました。

選択肢を提示する事が選択を狭めている事があること、福祉という枠を広げて人の暮らしや営みを考える機会になりました。

一つ一つ、本当に良かったので、長文で書きたいのですが、「連携の3分類」とても分かりやすく、頭の中が整理されました。うちの基幹センターも、多職種の職員がおり、対応の得意さが異なりますが、ちょうどこの分類に当てはまるな！と思いました。他にも皆さん、本当に全て良かったです。

女性分野は知らないことが多かったので、これをきっかけに調べようと思いました。蝙蝠の目が印象的でした。

失敗を恐れない

朝比奈ミカさんの話が、その時感じたことをわかりやすく言語化しておられたので、私も言葉を使って仕事をしているので、見習わないとなと思いました

特になし

立場が変われば視点も変わる。異なる課題を抱えてそうだが、その根底にあるのは同じ課題だったりもする。

障害分野の「選択していくこと」の話と軽度の障害の方の支援の難しさに共感しました

制度の狭間で救えない人たちをケアするために新たな制度を作っても、さらにその制度が足枷になって救えない人たちが出てしまう。だからこそ分野を越えた人のつながりが必要なんだ、というところ。

失敗のない人生が面白いのか？

社会の三分の一が高齢者。その高齢者が考えているのは、自分の人生をどう終わらせるかということ。三分の一の人が終わりを考えている社会の中で、どう生きていくのか。という伊藤英樹さんのお話。どの方のお話しも興味深かったです

いずれの分野も「自己決定の支援」「当事者性の重視」「表現方法の工夫」が取り上げられていたように思います。今回の企画にもあった「縦割りにしない」という点にでは、それぞれの分野が専門分化していくなか、共通言語を見失いがちになっているようにも感じていましたが、改めて「自己決定」「当事者性」「表現」について考えることで分野を問わず通底する何かを模索するプロセスであったようにも思え、元気が出ました。

朝比奈ミカさんの向上心のすごさ。渋沢さん、朝比奈さん、還暦をお迎えの皆様、心よりお祝い申し上げます。友人の粕義和さんとの15年ぶりの再会。大舞台で堂々と語る姿に感激でした。

聴いて見て感じる、家族の方ばかり向くケアマネ

本人がどうしたいかが抜けたまま話が進んでいる、～の方がマン理論で埋め尽くされている、失敗することを許して貰えない、ヒトとヒト...等々、書ききれません

かにたの五十嵐さん、多分もっとお話しされたいことがたくさんあったのでは？と思いました。

高齢者分野の伊藤さん、心打たれました。

女性支援について、盲啓かれた思いです。

登壇者が男性主体すぎますね

障害分野と高齢分野の違い、過激な意見をする人、できる人には任せる、朝比奈さんと大戸さんの話がもっと聞きたかった。

属人的支援の是非の話し。相談を受ける際に、自分のテリトリーでなくても一緒に考えることが大事という話し。

失敗はするものだということ。職場の子供達にもう少し緩く接していこうと思いました

「自立や自律の押し付け」

どの活動、所属、組織に属しても人、人々とのつながりを大切にして、フットワーク軽く社会福祉として活動していきたいです。

医療系(MSW)、保育かんけいしゃも登壇したら良かったな

複雑になりすぎている介護保険。今まで包括や行政で何とかなっていた高齢者に後見人を付けて、と話されていたが、その先について知りたかった。

失敗しても、やり直せる、許される社会

相談について、ソーシャルスクールワーカーの方のお話。大人になっても叱ってくれる人は真っ直ぐに地に足つけている人だな。そして、叱ってくれるかたがいることのありがたさを感じました。本気の人はどこにいても本音の言葉しか出さないですね。

特に障害・高齢分野のお話しが素敵でした。ロックな伊藤さんのファンになりました。

山崎泰介さんが昔から言っている、支援されている人にサポート的にかかわり、対象者が自分で解決できたと思える支援を心がけたいと思いました。

高齢分野と障害分野の接点

いつのまにか想定内の支援をしているようにかんじました。想定外を成長や失敗を経験するチャンスと考えたいなあとおもいました。

やめる(離れる)事も必要

障害分野の話がとても興味を持ちました。高齢分野でも出ましたが、本人意思をどこまで尊重するのか(家族のことを優先しすぎていないか)という重要性について、認知症や知的障害等本人の判断能力が見込めない方についてもどこまで意識すべきなのか考えさせられました。

行政の方々のお話は、特に大変興味深く聞かせていただきました。行政の方とくくりがちではありますが、その組織の難しさのなかにあっても、それぞれ思いをもって、工夫しながら業務にあたられていることに改めて感謝でした。ありがとうございました。

失敗のない人生はつまらない。学校大好きな人しか学校の先生にならない。

どの分野も興味深い話でした。その中でも介護分野の伊藤さんは人間味溢れる言葉が多く、改めて自分の考え方が腑に落ちた感じでした。

やっぱり人

意外と言っては失礼ですが、行政の方のお言葉が印象深かったです。特に久保田さん。

職場の人材育成

高齢分野:「地域の繋がり作り」 障害分野:「自立の押し付け」「失敗を許さない国(制度)」「選択とは何かを諦めることでもある」 こども若者分野:「こどもの制度が少ない」「虐待の対応に差がある」「人事交流の重要性」 社会福祉協議会:「組織と社協 SW は別」「地域福祉を進める役割」 行政分野:「制度から課題を見る癖がある」「組織と組織でなく個人と個人で話し合う事が大事」「仲良く仕事する」 女性分野:「当事者だからこそこの仕事をしたいと思った」 権利擁護分野:リアルな意見のぶつかり合い良かったです(笑)「リーガル」「パートナー」とは何を指していましたか?勉強不足で分かりませんでした。総合討論:「官民協働、分野横断」「見て感じて聴く」「繋いでくれるのは当事者」最後の朝比奈さんの言葉大事ですね!支援者だけで繋がるのではなく、主役は当事者だから、当事者が繋がらないといけないですね!とっても素敵なキーワードをたくさん頂きました!ありがとうございます。

子ども分野のお話をもう少しお聞きしたかった。

行政分野の方々のお話をもっとお聞きしたかったです。

福祉サービス業になっているという渋谷会長の言葉はまさにその通りだと思います。最近つくづく福祉とは何かと考えています。渋谷会長と伊藤英樹さんのそのほかの人を含めたやりとりをもっと聞きたかったです。

支援者も人間であり、悩んだり失敗しても良いということ。周りには沢山の仲間がいるということ等、改めてたくさんの学びがありました。

失敗

女性分野の支援がほとんど知らない世界でしたのでもっと話を聞きたかった。総合討論の中で朝比奈ミカ氏の分野を超えて支援することはたくさんある等が心に残った。あまりにも縦割りの業務をこなすことで本来のソーシャルワークの支援が出来ていないことを痛切に感じました。

其々の担当分野があるけれど、その分野と思って聞かずに広げた視野でまるっと受け止めること。安心できる環境で失敗を繰り返して成長していくこと。相談者と一緒に支援者も成長できること、人、についてずっと考えてました。

①新人が辞めることを恐れて、業務の魅力、奥深さ、やりがいなどを伝えきれていないのが、今の行政なのだと感じた。だから、市民との協働事業において、少し厳しいことを言う「そんなことを言われたら、やる気なくす」という職員が出てくるのだと、納得した。②今の介護保険制度が、介護保険ができた頃の高齢者とは異なり、学歴もあり、趣味や生き方が多様な高齢者たちに合っていないことを普段から感じています。介護認定が軽くなったら、健康支援金などを出すことには、私は大いに賛成です。なぜなら、お金儲けのために、介護度が軽くなるのを喜ばない事業者が「私たちの仕事は、死なない程度に介護度が軽くならないのが良い」と言っていたのを直接、聞いたからです。また、果たして、高齢者は支援を望んでいるのか?とも感じます。逆にやりがいを求めているように、日頃、高齢者さんの話をうかがっていて感じています。現在の高齢者に合わせて、支援者の考え方、立ち位置も変えていく時期なのだと思います。

20 年前の話とか、参加者の大多数はある程度分かると思いますが、若い人(にも知っておいてほしいことではありませんし、個人的には好きな話ですが)にはあまり実感が無いのではないかと思います。福祉は金じゃないとか、おじさんの夢を語るのも大事(夢ではない大切な話をしていただいたと思っています)ですが、もっと若い人の胸に響くような話をしてほしいと思います。もっと女性の方の割合が多ければ、もっと違った話ができたとと思います。また、弁護士、司法書士、行政書士、そして社会福祉士の間の立場や考え方の違いをぶつけ合う機会があれば、議論が深まると思いました。成年後見については、自己決定・意思決定の問題として、成年後見制度そのものを問い直す視点も必要なのではないかと思いました。課題の引き受け手がない時に、社会福祉士会をとおしてその仲間が解決していくことは、そればかりになっては困りますが、私たちの行動規範のあり方としても、参考になると思いました。

どの分野も大変興味深く聞かせていただきました。特に胸に刻まれたフレーズは 飯ヶ谷さんの「選択肢を与えることで選択肢を狭めているのではという怖さがある」 安井さんの「(公的になると)グレーでダーティーな支援がしづらくなる」 神山さんの「ダメな大人も一定数いることを伝える必要ある」 平野さんの「コウモリ目(逆転の視点)」 皆様がいていた「失敗を許せる社会の価値観」 朝比奈さんの「すみっこが全体につながることもある」「関係機関同士を多機関をつないでくれるのは当事者」これらのコトバたちは、これからのソーシャルワークに生かしていきたいです。障害分野の方々が「失敗できない社会」というようなお話をされていましたが、自分がダメなのは分かっているから無敗の三冠馬や大谷翔平に憧れるのではないかと思います。オグリキャップが根強い人気のこの社会、捨てたものではないなあともお話を聞きながら思いました。

縦割りをこえて

障害分野の人間なので、大掃除の機会が与えられない障害者の話や、児童から成人への移行の話等は興味深い話題でした。その他、子ども・若者分野、女性分野は普段馴染みのない分野なのでとても勉強になりました。安井先生は法人としては馴染み深いのですが、個人的にはあまりお話をする機会がなかったので、お話ししてみたかったです。「とりあえずはなしを聞く」という原点に立ち返ることができました。

介護保険の措置制度化

失敗する権利について、選択肢が道を狭めていないかについて、本来の役割の姿についてが特に印象に残っている。特に、役割というものには十人十色な人々が互いを支え合うためにあるものだというのはとても印象に残った。現代は言葉ばかりに意識が向き過ぎている気がする。その言葉に囚われすぎないようにしたい。

9. 登壇者、司会、スタッフへのコメント、メッセージ、お礼、エールなどをお聞かせください。オープンチャットの感想も。64 件の回答

このような場を作ってくださったみなさまに心から感謝します。

新年早々、このようなスペシャルな方々のお話しを生で聞くことができ、士気が上がりました。登壇者の方や司会、スタッフの皆さま、お忙しい中このような機会をありがとうございました。

新年に楽しい企画でした。ありがとうございます。

介護業界ではないので、ちょっとよく分からない事もありましたが、人として何を大切にするのかは、再確認できたように感じます。ここにくるまでの準備、本当にありがとうございました。

新年から素敵な企画をありがとうございました。豪華メンバーで話も面白かったです。前向きな気持ちになりました。チャットは今後も何かしらの形で運用できると面白いと思いました。

とにかく、伊藤さんと澁澤さんのコンビが大好きで、見ていだけで元気になります。会場準備から伊藤さんの動き回る様子を見ていて「やっぱり、伊藤さんはカッコいいなあ！」と思いました。そして、登壇者の方も、皆さん本当に良かったのですが、時折、駆け寄りたいくらい「発言キラリ」の人が何人かいました。素晴らしい。

この企画運営に携わってくださった方々に感謝です。

参加して良かった。学ぶことの大切さを知ったこん

・オブチャは参加出来なかった方々にも伝わっていたのではないかと思います。・伊藤さん、渋谷さんも司会お疲れ様でした。・ファシリの方々の進行も素晴らしかったです。・会場で受付やお弁当の手配、二次会の準備などくださった方々にも感謝♥です。来年も企画してほしいなと思いました。

今後も頑張ってください。

お忙しい中、大規模な企画をありがとうございました。座談会とオープンチャットの同時進行は面白かったです。とにかく、新年早々にこんな有名の方々が勢揃いということにワクワクしました。企画して頂きありがとうございました。仕事の都合で午前の参加でしたが、午後の内容はグループLINEチャットを見させて頂き想像したのですが、やはり現場で聴きたかったです。

これだけ大きなイベントは久しぶりでした。当日はともかく、ご準備も大変だったのではとお察しします。フロアからの質問や感想をオープンチャットに集約したのはよかったと思います😊登壇する方にリアルタイムで「がんばれ～」とエールを送れたり、資料の共有も出来て便利です。

オープンチャットを公開する取り組み素敵でした。オープンチャットに対する反応があると、会場の方々も主体的に参加している感じが出て良かったんじゃないかなと思います。

正月明けなので参加することが出来ましたが、企画運営される方は正月返上で大変だったことと思います。会員でない者も受け入れてくださり、とても良い機会をいただきました。ありがとうございました。

大変貴重な機会をありがとうございました。

貴重なお話をありがとうございました。盛りだくさんで本当によくばりなありがたい会でした。

新しい年を走り出すエネルギーを頂きました。ありがとうございました。

新年早々、最高に良い刺激をいただきました。今後も地域のため、要支援者のために尽力を尽くしていきたい。いつかは自分も今回の様なイベントの企画運営側になりたいと思っています。

1/4に開催が決断されたみなさん、準備を担われたみなさん、ありがとうございました。

勉強になりました。ありがとうございました。

正月早々の企画ご苦労様です。次も楽しみにしてます。

発想力、行動力、バイタリティ素晴らしいです。

心から尊敬している方々です（知らない人もいましたが・・・）今後とも心身が守られてご活躍を継続できますよう祈念いたします。

高齢分野...本人の意向を聞く。家族の意向になっていないか？・最後まで本人が自分で選ぶ。社会活動家 障害分野...できることを増やしていくことが支援。こども・若者分野...学校が面白いと思っている人達が学校の先生になっている。支援が必要な子ども、障害がある方は、そうではない人が普通にやっていることをやっても問題になってしまう。社会福祉協議会...最終的に自分でできることが目標。支援のゴール、引き際。困っていないことまで手を出さない。・福祉以外との架け橋をしてまちづくりをする。福祉の人たちは内向きな人達が多い。総合討論...言葉に頼りすぎていないか？短い言葉でちゃんと伝えたい。モヤモヤは大事。沢山の刺激をいただきました。リフレクションの良い機会になりました。登壇者の方々、スタッフの皆様、ありがとうございました。

刺激になりました。ありがとうございました。

これからも楽しい企画があれば参加させてください。

竹島さん、今も昔も変わらぬ想いに刺激を受けました！

準備された方々に感謝です。

皆さん、新春の仕事初めが「福祉の福袋」大変お疲れ様でした。いろんな話を聞くことが出来て良かったです。これからもご活躍下さい。

お疲れ様でした。

ありがとうございました。大変学びになりました。年頭実施で一年に気合が入りました。

新年早々、パンチの効いた登壇者の皆さん！素敵でした。また、これだけ大きなイベントを新年早々ぶち上げて頂いた運営の皆さんありがとうございます。前日のメールで書かれていた「会場作成お手伝い下さい」の一文も、一緒にイベントを作っているような気持ちになれて嬉しかったです。また、オープンチャット良いですね！双方向で意見交換できる形が最高でした。（新しいアプリを入れなくても良いところも良かったと思います）。一方で、例えば視覚や聴覚に障害のある方だと、あの楽しさや双方向の学びが出来ないかもなあ...とも思いました。オープンチャットはぜひ続けて頂しつつ、アクセシビリティの面で何か良い方法を模索できると良いなあとも思いました。（ラジオ放送形式で、登壇者がコメントを拾うとか？音声読み上げソフト使うとか？）オープンチャットがみんなで使いやすくなるようにブラッシュアップできるとさらに魅力的です。

企画を練っていただきありがとうございました

特に登壇者の皆様、1月4日からありがとうございました。緊張されたかもしれませんが、どれをとってもとても面白いお話しでした。スタッフの皆さんも弁当の数がぴったりだったり、懇親会参加者もばっちり70人て本当にすごいです！これからもみんなで千葉県の福祉を盛り上げて頑張っていきましょうね！

運営の皆様、参加者の皆様、長時間お疲れ様でした

お忙しい中、企画等お疲れ様でした。ありがとうございました。

繋がれます！頑張ってください

新年早々のイベント運営ご苦労様でした

いい意味で枠組みもなく、その場で話される生の意見が聞いていて面白かったです。とても良い自己啓発をされた場でした。

みなさまおひとりおひとりの取組やその姿勢が素晴らしく、なかなかまねできるものでもないかもしれないと感じた部分もありますが、なにより人を巻き込む力が素晴らしいなと感じながら拝聴していました。ありがとうございました。

皆様お疲れ様でした。

新年から素敵な福袋をありがとうございました。自分の支援を見返す良い機会になりました。

大変お忙しい中、素敵な企画・運営をありがとうございました。

企画から運営、そしてチャットありがとうございました 🙏 本当に福袋が大当たりした気分です。ありがとうございました 🙏

渋谷さんのまわし??は流石でした。お正月から攻めてるなーと感動しました笑 貴重な1日でした。本当にありがとうございました。

皆さん、新年早々からお疲れ様でした

このようなすごい会(福袋)を企画開催してくれてありがとうございます。制度や暮らしはどんどん細分化、専門化していき、縦割りのマスは増える一方だと思いますが、その中でも使命感ある皆さんにたくさんの刺激を受けて「ゆとり、余裕」を持つことで、もう一步踏み込んで寄り添い、支援できるようになりたいです。私の信念は「思いやりの反対は無関心」「最小限で最大限伝える」「私がやらなければ誰がやるという使命感」です。皆が(日頃大切にしていること)を福袋に入れに来たみたいで本当に良かったですね！

普段からお世話になっている方や初めましての方、様々な人との支え合いに感謝することと来年もなにかしらの形でこのようなイベントがあると楽しみです！

今回、伊藤佳世子さんの Facebook を拝見して参加を決めました。年明け早々にこれだけの支援者が集まる企画はすごいと思います！企画運営に携わられた皆様、たいへんお疲れ様です。

この規模になるとご準備大変だったと思います。心よりお礼申し上げます。

新年のお忙しい中、このような企画をしてくださり本当にありがとうございました。内容盛り沢山の中、時間通りの進行に脱帽です。登壇者の方達もリラックスして参加されているのも印象的でした。オープンチャットの運用も良かったと思います。特にスクリーンへの投影が参加者への配慮を感じました。

楽しいイベントありがとうございました。

運営の皆様、お正月早々、懇親会まで気配りをしていただきありがとうございました。

こんな壮大な企画ができる千葉県、社会福祉士会がすごいなあと改めて感じました。参加させていただき光栄でした。ありがとうございました。

お疲れ様でした。何のための講演会だったのでしょうか？ 何のためにあれだけの方が登壇されたのでしょうか？ 果たして、あれだけの登壇者は必要だったのでしょうか？ 目的がクリアでないように感じました。また、せっかくの登壇者の魅力も全く伝わらなかったです。残念です。

正月早々のご準備、ありがとうございました。以前は私も年末年始の休みのない仕事をしていたので、正月でも楽しいことなら歓迎です。どうぞ、ご自愛を忘れずに。オープンチャットの使い方を今後繰り返すことで、このような研修での有効な使い方が生まれてくるように思いました。また、日常的に会員同士の活動に活用できないか、とも思いました。とても楽しいおなかいっぱいの時間でした。あつあつの話、ありがとうございました！ オープンチャットの試みもとても良かったです！ もっとオープンチャットの内容に触れていただいてもよかったと思いますが、参加してる感があってとても良いアイデアだと思いました！ 司会の伊藤さん大変お疲れ様でした！（伊藤さんのお話も聞きたかったです）スタッフの皆様、ありがとうございました！

お疲れ様でした。すごく力をいただきました。

様々な分野の方の話を聞ける時間を作っていただきありがとうございます

こんなに豪華な登壇者が新年早々集まるということは、社会福祉士会にそれだけ召集力があるということであり、繋ぎの深さや広さを感じました。懇親会もあれだけの人数が参加しているのに皆楽しく過ごせ、次々に繋がりが出ていくのは、社会福祉士会マジックというべきでしょうか。オープンチャットもLIVE感があってとても良かったです。こんな素敵な1日を頂けたことに心より感謝しています。

「困ったら社協へ」と思ってもらえるよう頑張りたいと思います。

お疲れ様でした。新年に元気になる話をありがとうございました。

皆さまお疲れ様でした。大学の講義とはまた違った学びを得ることができ、今回参加することができて本当に良かったです。このような学びの機会をつくってくださり、ありがとうございました。オープンチャットでは情報を得られるのもとても良いところだと感じました。ぜひ次回も開催していただけたら嬉しいです。これからも寒い日が続きますが、お身体に気をつけてご活躍ください。

10. その他、全体を通じての感想やご提案、改善点などあればお気軽にご記入下さい。

今後も開催の希望は、ありますか？社会福祉士会への期待もどうぞ。

54 件の回答

来年も開催してください

正月ボケ解消にちょうどいいタイミングでした！ 今年ではできる限りこういった催しに公私両面で参加していきたいです。

分野を超えて、このような有意義な時間を頂ける機会はそうそうありません。ぜひ今後の開催も期待しております！分野別にグループワークしたくなりました。

子どもに関わる事や、障がいについてつながる話が またあれば聞いてみたいと感じました。

つながり作りのために今後も開催希望です。今回は年末年始の休みが長かったので参加出来たのですが、休みが短い年は物理的に参加出来ないかもしれないと思いました。

来年も絶対希望です。他の職員ももっと誘おうと思いました。も自信を持ってオススメできる内容でした。

皆さんの熱い思いが伝わってくる良い会でした。次回も楽しみにしています。

今後も開催の希望あり。南房総での開催も提案します。

この時期なので、インフルエンザなども心配でしたのでオンラインでの参加もあると良いなと思いました(ハイブリッド)でも、やはり会場に行った方がパッションは感じますけど。ハイブリッドは準備も大変ですね、聴き流してくださいw

タイミング的に一日参加は難しかったのですが、このタイミングだったから社会福祉士以外の職員も参加する事が出来たようにも思います。

分野を超えてソーシャルワーク、ケースワークの勉強の機会の場合なのだなと思いました。

分野を跨いで、更に社会福祉士じゃなくてもいい、と間口が広い催しは凄いいと思います。今後は、全般的に(私の職場も)人手不足の業界なので、若い世代や学生さんたちが、福祉分野の仕事を魅力的に感じてもらって、就福(造語です^^;)してもらえような催しを希望します。

可能ならぜひまた参加させていただきたいです！

次の年末年始も9連休なのでぜひお願いします。

新年早々、様々な気づき・学びを得ることが出来ました。新たな気持ちで仕事に邁進してまいります。このような企画をたててくださった皆さまに御礼を申し上げます。今後の開催も希望致します。必要があればお手伝いもさせていただきます。大変、勝手な意見をお伝えしますが+医療分野の登壇者もいると全分野網羅できる気がしました。

千葉の社会福祉のプラットフォームの役割を果たされているのだな、と感じました。今後もこのようなイベントを開催していただければと。大変でしょうけれど、、、。

話すことはあらかじめ、大枠でも決めておく方がいいと思いました。

最後の議論、討論が、もう少し長く聞きたかった。どなたかおっしゃってましたが、利用者と共について言うのも楽しそうです

来年の開催も期待しています。

差別とか格差とか 会の中でもなくして行けるよう意識をもって行けるといいですね

盛り沢山であったので、表面的な話であったように思う。各分野の人の考えの特徴が知れるような問題、例えば定員内不合格について話し合うとか。

これからもどうぞ、よろしくお願いします。

企画ありがとうございます。継続した企画をお願い致します！ 来年度からは、本格的に社福社会の活動をしたいですが、敷居が高くて…。新参加者も活動しやすければありがたいです。

企画された皆さんお疲れ様でした。

社会福祉士ではなくても、参加しやすい会であれば、今後も参加したいです。

今回の登壇者のかたは千葉都民方面の方が多かったの で 千葉原住民方面、外房、内房、南房、海匝地区との現状と差異なども知りたいと思いました。うみのもりの相談は全県ですので地域差を常に実感しているからこそ知りたいと思いました。来年も新年によろしくお願いします。

福祉の福袋...なんて可愛いものではなく、最早フェスだった気もします(良い意味で)。次回も是非開催を希望します。今回はもっと優しいヤジが飛ぶくらい盛り上げたいと思います(笑)最後に朝比奈さんがお話していた「今回は自分の関係している人を」の企画も素敵だと思います。最早、当事者(?)参加は欠かせない視点かと。懇親会も引き続きお願いします！

次回がある場合はもう少しゆっくり皆さんの話が聞きたいと思います。

本企画は、今年初めての企画でした。やってみて実に学びとなりましたし、たくさんの知っている顔に会えてなんだか楽しい気持ちでいっぱいの日であつという間でした。

後見制度の見直しがされれば

来年は1日参加したいです

若い方たちの声を聴けるような場があるといいなと思っています。どのようにそのようなきっかけをつくっていったらと、課題に感じているので、社会福祉士会さんのように、豊かな発想でどのように企画されるのか、参考にしながら地域での取り組みにつなげていけたらと思います。

頭が年末年始になってて、お仕事パターンに戻れました。

社会福祉士会に入会してから初めて研修に参加しました。顔見知りの方はいなかったですが、今後は研修に参加していき、横の繋がりを増やして行きたいと思いました。また、今回は懇親会に参加できなかったですが、機会があったら参加したいので、懇親会は継続して欲しいと思います。来年の福袋も楽しみです！

今後も様々な分野の方のお話を聴いたり、繋がれる場が年に数回あると嬉しいです。

来年もぜひお願いいたします。

またぜひお願いします。こんな豪華なメンバーは普段では1日集まらないと思うので、とても良かったです。一人一人が巻き込む工夫をして、仲間(特に若い仲間)が少しずつ増えるといいですね。今日も、20代がもっともって参加してくれると嬉しかったです。今の20代は日頃の業務で「ゆとり、余裕」が一番無いのかも知れないですね。次の世代にゆとりと余裕を与えられる社会福祉士になりたいです。

LINEへの書き込みに対するリアクションが登壇者の皆様からもあったらもっと嬉しかったです。

この企画は社会福祉士会らしい企画だと思いました。分野を超えてそれぞれの立場を理解しあえるような、また意見を交わせる企画を期待しています。今回は仕事はじめてであり、業務との兼ね合いから午後からの参加で申し訳ありませんでした。

私は千葉県社会福祉士会に入会してまだ2年目ですが、「何かを変えたい、行動したい」という熱いエネルギーを感じる団体だと感じました。そして、所属出来ている安心感も体感出来たことに感謝です。今回の企画を今後継続していただけると大変嬉しいです。福祉はやはり「人」だと思うので分野を超えた繋がりを持てる企画はとてもありがたいと思っています。

連携するのに多分野の人と一緒に意見交換するのは必要だと思いました。また企画していただきたいです。

楽しかったので開催希望です。しかし、入り口においてあったポチ袋4,000円はどなたのでしたか？

色々な方の顔が見れて楽しかったです。また開催して欲しいです。

すみません。社会福祉士になってから1年目はよく受講しましたが、以後、しばらくの間、社会福祉士会の講座は、受けませんでした。なぜなら、自分で上映会や講座を企画した方が、勉強になるからです。今回、久しぶりに期待をして参加しましたが、残念です。

会場の音響のせい(自分が高齢のため?)と思いますが、早口の声が響いて聴きとりづらかったです。質疑があってもよかったのでは、と思います。親睦会でない形で交流する機会をもっと作れたらとも思いました。分科会ならもっとつながれた気もしますが、しかし今回のような形式もとても意義があったと思います。社会福祉士会が、多様な形で学ぶ機会を設けていただいていることに感謝しています。

東京から2時間かけて電車で来ました。長丁場でしたが、あっという間に感じました。配布資料もほぼなかったの、登壇者みなさんの話に集中できたのもよかったと思います。分科会にせず、オールジャンルだったのが良かったです。この雰囲気千葉の福祉の良さだと思いました。この方法を続けてほしいです。「ふくしの福袋」、引き続きこのネーミングで来年もぜひ開催してほしいです！！

来年もし開催されるなら、最後に話しがあった自分が支援している方も一緒に参加できたら別の視点も持てるので是非検討してもらいたいです。

ぜひ、新年一発目の決起集会として、定番化して頂きたいなと思いました。これだけの人数の調整はさぞかしご苦労されたことと思います。本当に良い1日を過ごさせていただきました。ありがとうございました。

時期もメンバーもすごい企画で、まさに福袋でした。来年も参加したいと思います。

運営の皆様、ありがとうございました。お疲れ様でした。

今後も開催を希望します。また、こうした学びの機会には大学生がもっと参加すると良いのではないかと思います。重ね重ねになりますが、ありがとうございました。

千葉県社会福祉士会 委員会の再編について

1) 委員会再編検討に至った背景

詳細は、これまで経営戦略会議等の報告がありましたので、割愛いたしますが、概要を整理すると、前任期の理事において、改選によって交代していく理事が筆頭となる各委員会において、引継がないまま新理事が委員長となり委員会を推進していくことの難しさへの意見が生じたこと、委員会によっては千葉県等からの受託事業が主な活動となり、その主たる活動者やとりまとめ者が必ずしも理事ではないこと、様々な福祉課題が生じる中で、縦割りの活動ではなく、柔軟な活動ができる委員会が必要ではないか、理事しかり担い手不足の課題が生じている…等々の意見を踏まえ、千葉県社会福祉士会における委員会の見直しや代議員の選出区分の見直しの話が持ち上がった。

2) 委員会再編に係る課題

①自主的な活動と受託事業との整理

⇒前述のとおり、再編のひとつに、受託事業の取り扱いについての議論があり、委員会の自主的な活動ではなく、受託事業であることによる人員の配置や業務遂行の責務（どの事業にも責務は伴うが…）が伴うため、委員会とは切り離し、会の事業として実施・管理していく必要があるのではないかという意見が生じた。

一方で、会の事業とした時の担い手となると事務局職員になるため、現業とのバランスが維持できるのか否かという意見も出ていた。

②担い手

⇒上記と同様となるが、委員会には、担当理事が必要であることや事務局の業務とした場合においても、理事と事務局の業務・担当のすみ分けが必要となるのではないかな。

③理事改選における継続性

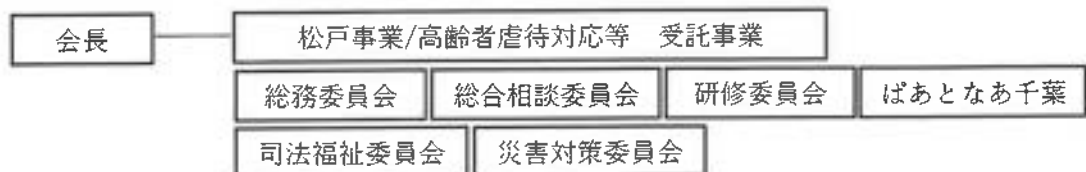
⇒委員会再編となると、各委員会が担う業務の整理や予算の付け替え、理事のみならず、従事する会員等への周知や理解等が必要となり、一朝一夕には再編ができない状況にもあるが、理事の任期が限られている中で、どこまで編成ができるのか…という時間的制約があるのではないかな。

3) 委員会再編案

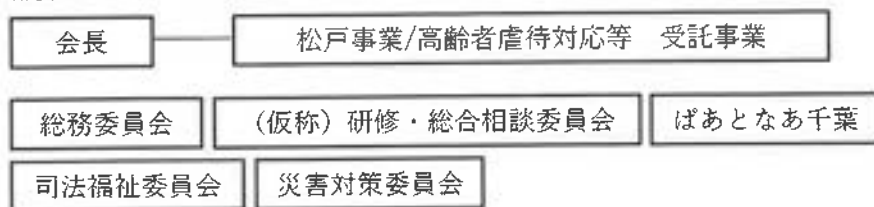
(案1) 現状維持



(案2) 受託事業のみ切り出し



(案3) 受託切り出し & 各委員会再編



(案4) その他

4) その他

① 理事と委員会（委員長）について

⇒理事の改選の都度、委員会活動が継続されない…という事態になる可能性がある。

理事が必ずしも委員長にならなくても良いという考え方ができるか否か。

② 理事の任期について

⇒社会福祉会の活動域が広く、理事になってから理事の役割や会全体の状況を把握するには時間を要する。

同じ方が、長らく従事することのデメリットもあるが、一方で、継続や中長期的な運営ができないというデメリットも生じている。

現行の4期8年の半分2期4年を加え、最大6期12年という考え方はいかがか。

千葉県社会福祉士会 理事会・総会開催日

開催時間:14時30分～16時30分(第2回理事会を除く)

開催場所:千葉県社会福祉センター3階 中会議室1(第2回理事会を除く)

【2024年度】

第5回理事会:1月18日(土)

第6回理事会:3月15日(土)

【2025年度】

第1回理事会:5月10日(土)

第2回理事会・第13回定時総会:6月28日(土)10時～・13時30分～ 2階大会議室

第3回理事会:8月23日(土)

第4回理事会:11月15日(土)

第5回理事会:2026年1月17日(土)

第6回理事会:2026年3月14日(土)

事 務 連 絡
令和 6 年 12 月 2 日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 高齢者保健福祉
障害保健福祉 主管課 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成十七年法律
第二百二十四号）第 13 条及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する
法律」（平成二十三年法律第七十九号）第 13 条に基づく面会の制限に係る通知への教
示文の記載について

日頃より、高齢者保健福祉行政及び障害保健福祉行政の適正な運営に御尽力いただき、
厚く御礼申し上げます。

先般、最高裁決定により、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する
法律（平成 17 年法律第 124 号。以下、「高齢者虐待防止法」という。）第 13 条に基づ
き、市町村長が行う、高齢者虐待を行った養護者と養護者による高齢者虐待を受けた
高齢者との面会の制限については、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」
（行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 2 項）に当たると解するのが相当
とする判決が確定したところです（福岡地方裁判所令和 4 年（行ウ）第 52 号（令和 5 年
4 月 26 日付け）、福岡高等裁判所令和 5 年（行コ）第 35 号（令和 5 年 10 月 19 日付
け）、最高裁判所令和 6 年（行ツ）第 67 号及び令和 6 年（行ヒ）第 84 号（令和 6 年 8
月 29 日付け））。

これを受け、各自治体におかれては、高齢者虐待防止法第 13 条及び障害者虐待の防
止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第 13 条に基
づく面会制限について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 3 章の適用を受けること
に留意するとともに、当該面会制限に係る通知において、審査請求及び取消訴訟ができ
る旨の教示文を記載いただきますようお願いいたします。

なお、貴管内市町村（特別区を含む。）等への周知を徹底していただくようお願いし
ます。

(参考)

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）

（面会の制限）

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

○障害者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）

（面会の制限）

第十三条 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

○行政手続法（平成五年法第八十八号）

第三章 不利益処分

第一節 通則

（処分の基準）

第十二条 行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

2 （略）

(不利益処分理由の提示)

第十四条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

二～三 (略)

○行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)

(取消訴訟等の提起に関する事項の教示)

第四十六条 行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

一 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者

二 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間

三 法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨

2 行政庁は、法律に処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起することができる旨の定めがある場合において、当該処分をするときは、当該処分の相手方に対し、法律にその定めがある旨を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

3 行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

一 当該訴訟の被告とすべき者

二 当該訴訟の出訴期間

裁判長認印

調 書 (決定)

事件の表示

決 定 日 令和6年8月29日
裁 判 所 最高裁判所 第一小法廷
裁判長裁判官 岡 正 晶
裁 判 官 深 山 卓 也
裁 判 官 安 浪 亮 介
裁 判 官 堺 徹
裁 判 官 宮 川 美 津 子
当 事 者 等 上告人兼申立人 [redacted]
同訴訟代理人弁護士 [redacted]
被上告人兼相手方 福岡市
同代表者市長 高島 宗一郎

原判決の表示

福岡高等裁判所 [redacted]

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和6年8月29日

最高裁判所 第一小法廷

裁判所書記官 高橋 博美



こ れ は 正 本 で あ る 。

令 和 6 年 8 月 2 9 日

最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷

裁 判 所 書 記 官

高 橋 博



令和5年10月19日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

面会制限取消請求控訴事件

(原審・

口頭弁論終結日 令和5年9月14日

判 決

控 訴 人

福岡市中央区天神1丁目8番1号

被 控 訴 人

同 代 表 者 市 長

処 分 行 政 庁

福 岡 市

高 島 宗 一 郎

福 岡 市

同訴訟代理人弁護士

同訴訟復代理人弁護士

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 福岡市が控訴人に対してした控訴人と()との面会を制限する処分(本件処分)を取り消す。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要(略称等は、特に断らない限り、原判決の表記による。)

- 1 本件は、福岡市が控訴人の母である()に対し、老人福祉法11条1項3号に基づいて()の養護を養護受託者に委託する旨の決定を

したことに伴い、処分行政庁である福岡市[] [] が、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）13条に基づき、控訴人と[]との面会を制限する処分（本件処分）をしたところ、控訴人が、被控訴人に対し、本件処分が違法であるとしてその取消しを求めた事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却したことから、これを不服とする控訴人が、本件控訴を提起した。

- 2 争点及びこれに関する当事者の主張は、以下のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の2（原判決1頁22行目から26行目まで。別紙を含む。）に記載のとおりであるから、これを引用する。

原判決15頁3行目の「老人保健法」を「老人福祉法」と改める。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件処分は適法であると判断する。その理由は、以下のとおり原判決を補正し、2のとおり補足するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1から3（原判決2頁2行目から1.1頁17行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決2頁22行目の「1日」から23行目の「ところを」までを「2日、路上に座り込んでいるところを」と改める。
- (2) 原判決3頁1行目及び4行目の各「乙3」をいずれも「甲23の1～3、乙3」と改め、7、8行目の「[]につき」の後に「言うことを聞かないから出ていけと言った。」を、15行目の「言った」の後に「。」を加える。
- (3) 原判決4頁12行目の「21頁」を「19、21頁」と改める。
- (4) 原判決5頁5行目末尾を改行して、「[]は、同年5月9日、[]課職員に対し、「帰っておいでと言われて、うれしくて『うん』と言ったけど、帰りたいけど帰れないのが本音。会いたいけど会えない。会えるなら会いたい。でも一緒に住むのは無理。静かで必要時に手伝ってくれる施設に入りたい。」と

述べた(乙7・12頁)。」を加え、19行目の「その後、」の後に「**〇〇〇**の精神障害の有無等について鑑定が実施され、軽度から中等度のアルツハイマー型**〇〇〇**認知症であり、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断する能力がないとの鑑定結果が得られ、後見相当であると評価された結果、」を加え、21、22行目の「成年後見開始の」を「成年後見を開始し、成年後見人として弁護士等を選任する旨の」と改める。

(5) 原判決7頁17行目末尾に「そして、福岡市区長事務委任規則2条18号は、高齢者虐待防止法に基づく養護者による高齢者虐待を受けた高齢者に対する支援の実施に関する事務を区長に委任している。」を加え、22行目の「3号」を「2号又は3号」と改める。

(6) 原判決8頁5行目の「面会制限決定は、」の後に「国民の義務を形成する行為に該当するものであり、」を加え、14行目の「適法」を「本件訴えは適法」と改める。

(7) 原判決9頁1行目の「についての判断」から2、3行目の「裁量に委ねられており」までを「については、高齢者虐待の防止及び高齢者の保護について専門的知識を有する関係機関による情報収集や検討結果等に基づいて判断される市町村長等の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、したがって」と改める。

(8) 原判決11頁12行目の「面会」を「電話による会話」と、16行目の「仮に」から17行目末尾までを「**〇〇〇**の成年後見開始申立事件において、軽度から中等度のアルツハイマー型認知症であるとの精神**〇〇〇**定の結果が得られているから、採用できない。」と改める。

2 判断の補足

控訴人は、**〇〇〇**課が虐待の事実を捏造したものであり、**〇〇〇**課が作成した総合相談受付記録(乙2、7)は、警察が作成した保護カード等や録音内容(甲6の1、甲23の1～3、甲24の1～9)と一致しておらず、正確ではなく信用で

きないなどと主張する。

しかし、上記総合相談受付記録は、[]課の職員によって、相談の度に、日付、時刻、対象者、対応方法、受付者、相談者等が記載された上に、相談内容、対応結果、[]課内の協議結果等が順を追って具体的に記載されていることが認められるから（乙2、7）、各職員が相談を受ける度に記憶の鮮明なうちに職務としてその都度作成したものと認めることができ、信用性の高いものというべきである。そして、その記載の中には、確かに、警察官作成文書には記載されていない事実が含まれていることが認められるものの、もともと警察官作成文書の書式の記載欄が狭く情報量が少ないため、それを補うために[]課の職員が警察官から電話等によって口頭聴取した内容を付加したものと認められ（甲23の3、甲24の7）、[]課の職員がその際に事実を捏造する動機も必要性も見出せず、捏造したと認めるに足りる証拠もないから、上記総合相談受付記録の高い信用性を左右するには足りない。

控訴人は、[]課の職員の捏造を立証するとして、種々の会話の録音を提出するが、同会話の内容を見ても、控訴人が自らの主張を一方的に押し付けようとしているにすぎず、かえって、自らが[]を迎えに行かないと述べたことを認める発言をするなど（甲24の7）、およそ上記総合相談受付記録の信用性を左右するものとはいえない。

その他、控訴人は、種々の主張をするが、上記の認定説示に照らしいずれも採用できない。

第4 結論

以上によれば、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官

岡

田

健

岡

田

健

裁判官

佐藤道恵

佐 藤 道 恵

裁判官

阿閉正則

阿 閉 正 則

これは正本である。

令和5年10月19日

福岡高等裁判所第5民事部

裁判所書記官 木村 国士



令和5年4月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記



面会制限取消請求事件

口頭弁論終結日 令和5年3月8日

判 決

当事者の表示 別紙1 当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

10 第1 請求

福岡市[]が原告に対してした原告と[]（以下「[]」という。）との面会を制限する処分（以下「本件処分」という。）を取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の骨子

15 本件は、原告が、福岡市[]の[]に対する老人福祉法11条1項3号に基づく[]の養護を養護受託者に委託する旨の決定がされたことに伴い、処分行政庁である福岡市[]（以下「[]」という。）から、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）13条に基づき、原告と[]との面会を制限する処分（本件処分）を受けたとして、被告を相手に、本件処分の取消しを求め
20 る事案である。

2 本件の争点

本件の争点は、次のとおりであり、これに関する当事者の主張は、別紙2「争点に関する当事者の主張」のとおりである。

- 25
- (1) 本件処分の処分性の有無（本案前の争点）
 - (2) 本件処分の適法性（本案の争点）

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠（書証の記載は、特に断らない限り、枝番号のものを含む。）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実（以下「認定事実」といい、項番号により「認定事実(1)」等と略称する。）が認められる。

(1) 原告等

■は、■年生まれの女性である（乙3）。

原告は、■の次女である。原告と■は、令和2年11月以降、原告住所地で同居していた。

(2) 本件処分に至る経緯等（全体につき乙2、7）

ア(ア) ■は、令和4年3月29日、路上でうずくまっているところを福岡県■警察署（以下「■警察署」という。）の警察官に発見された。■は、「家が分からない」と訴えたため、当該警察官によって保護された（甲6の1）。同月30日、■警察署の担当者が原告に連絡したところ、原告は、当該担当者に対し、「■を昨日家から追い出した。これ以上関わりたくないから連絡するな」などと述べた（乙2〔1頁〕）。

■は、令和4年3月30日、■警察署の警察官立会いの下で自宅に帰宅したが、同居していた原告は、■に対し、「なぜ帰ってきたのか」と怒鳴りつけるなどした（乙2〔2頁〕）。

イ(イ) ■は、令和4年4月1日の夜間から同月2日にかけて、路上で倒れ込んでいるところを通行人に発見され、通行人の通報を受けた■警察署の警察官がこれに対応した。■は、当該警察官に対して、原告から「■のマクドナルドの写真を撮ってこい」、「0時までに帰ってこなければ家に入れない」と言われて家から閉め出され、原

告から頭を叩かれたと述べた(乙3)。当該警察官は、[]の自宅を訪問し、原告との面談を試みたが、原告がオートロックを開錠せず、インターフォン越しで話すにとどまるなどの非協力的な態度を取ったため、[]を保護施設に一時保護した(乙3)。なお、この時、[]は、現金や健康保険証等を所持していなかった。

(ウ) []課(福岡市[])の担当職員は、令和4年4月4日、原告と電話で話した際、原告から、[]につき「立ったまま食べる。床にぼろぼろこぼして踏んでも気づかない。汚すので家中の床にシートを敷いている。トイレも汚す。便失禁ある。汚れたものをそのまま洗濯機に入れるな、立ったまま食べるなど言っても、言うことを聞かない。風呂に入ったふりをして入らないので体を拭いている。着替えてそのまま座り込んで動かない。風呂で立ち上がれなくなった。歩けなくなった。寝てばかりいたので散歩に行くように言うが、行かない。外に出てもマンション敷地内でうずくまっている。[]駅まで行った証拠として携帯で写真を撮ってくるように言った」旨を聴取した(乙2〔5頁〕)。

また、[]課の担当職員は、令和4年4月5日、[]と面談した。[]は、「寂しい」、「これからのことに希望がない」等と抑うつ的な発言をし、また、原告について、「帽子で頭をはたく」、「肩を押されるが転倒したことはない」、「最近は病院に連れて行ってくれない」、「自宅には帰りたいが、次女〔原告〕が家に入れてくれない」などと述べた(乙2〔8頁〕)。

(エ) 原告は、令和4年4月6日、[]課の担当職員に対し、[]を家に帰してもよい旨の意向を示したが、同月7日、「今後、自宅に本人[]が帰ってきて本人を叩くようなことがあれば虐待疑いになると警察に言われたため、本人を引き取るとは言えない」旨を述べ、[]の帰

宅を拒んだ。

イ(ア) 福岡市[]は、令和4年4月13日、[]こつき、高齢者虐待事例（身体的虐待、放棄・放任）であるとの指定をした（甲9）。

5 (イ) 原告は、令和4年4月18日、[]課の担当職員に対し、「戻ってきてもいい」と[]に伝えるように求めた。そこで、福祉課の担当職員は、[]に対し、原告が[]の帰宅を希望していること、原告が提示していた3つの条件（警察に迷惑を掛けない、嘘をつかない、運動をする）は約束しなくてもよいと言っていることを伝えた。しかし、[]
10 []は、同月20日、[]課に対し、「家に帰っても同じことになる。家には帰らない。施設に入所したい」との意向を示したため、[]課は、[]の意向に沿って対応していくこととした（乙2〔21頁〕）。

ウ(ア) 福岡市[]は、[]を原告と分離せず自宅に戻して再統合を図れば、[]に対する虐待が繰り返されるおそれがあるなどと
15 判断して、令和4年4月25日付けで、老人福祉法10条の4第1項に基づき、やむを得ない事由による施設への入所措置の開始決定（乙4）をするとともに、同法11条1項3号に基づき、[]の養護を養護受託者に委託する旨の決定（乙5）をした（乙6）。

(イ) []は、令和4年4月25日付けで、原告に対し、高齢者虐待防止法13条に基づき、原告と[]との面会を制限する処分（本件処分）
20 をした。本件処分の理由は、原告が[]の分離保護先の施設（養護受託者）を把握した場合、[]の安全・安心な生活が脅かされること、原告が[]を連れ戻すおそれがあることから、分離保護先の施設について原告に対し秘匿することとし、面会の制限をするというものであった（乙6）。

25 エ(ア) []は、令和4年5月2日、原告と電話で話した際、「かえれん」

等と述べる一方、原告から「あるかんでいいから、とにかく帰っておいで」などと言われ、「はい」、「わかった」などと述べた。

その後、[]は、[]課の担当職員に対し、「かえれん」、「あるけない」と繰り返し述べ、「どうしていいかわからない。あなたがいいようにして」と述べた（以上につき、乙7〔9頁〕）。

5 (イ) []は、令和4年5月11日、原告と電話で話した際、「会いたかった。」、「（原告の「帰ってくるでいい？」等の発言に対し）次女に迷惑をかけられないから一旦帰る。弁護士に払えないから帰ります。」、「（原告の「怖くないでしょ？」との発言に対し）怖くない。会いたい。毎日あんたのこと考えている。」などと述べた（甲1、乙7〔15頁〕）。

10 オ []は、令和4年5月13日、[]課の担当職員に対し、「帰ってみたい気持ちと会いたい気持ちは半分半分」、「帰ってダメだったら・・・ここにまた来る」旨等を述べた（乙7〔20頁〕）。

(3) 本件処分についての審査請求

15 原告は、令和4年5月30日、福岡市長に対し、本件処分を不服として審査請求をした（乙10）。

(4) []に係る後見開始の申立て等（全体につき、甲8）

ア 福岡市長は、福岡家庭裁判所に対し、[]に係る補助開始の審判の申立てをした（その後、その申立ての趣旨を後見開始の審判の申立てに変更した。甲5）。

20 福岡家庭裁判所は、令和4年10月18日、[]に対し、成年後見開始の審判をした。

イ 原告は、上記審判を不服として、福岡高等裁判所に対し、即時抗告をした（福岡高等裁判所 []）。

25 (5) 本件訴えの提起等

ア 原告は、令和4年11月4日、本件処分の取消しを求める本件訴えを提

起した（顕著な事実）。

イ 福岡市長は、令和5年1月4日、本件処分が行政不服審査法2条の規定により審査請求をすることができる「処分」に当たらないとして、原告の審査請求（認定事実(3)）を却下する旨の裁決（乙10）をした。

5 (6) 事実認定の補足説明

証拠（乙2、3、7）は、警察署長又は課担当職員の認識として、認定事実(1)・(2)に沿う具体的な記載があり、認定事実(1)・(2)に掲げた他の証拠も含めておおむね相互に符合すること等に照らすと、その信用性は十分である。

10 これに対し、原告の主張（別紙2「争点に関する当事者の主張」2（原告の主張））及びこれに沿う証拠（甲2、4、17）のうち、認定事実(1)・(2)に反する部分は、前掲各証拠に反するもの又は的確な裏付け証拠を欠くものであるから、採用することができない。

2 争点(1)（本件処分の処分性の有無）について

15 (1)ア 老人福祉法は、①老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的として（1条）、②市町村は、必要に応じて、65歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不相当であると認められるものの養護を養護
20 受託者（老人を自己の下に預って養護することを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）のうち政令で定めるものに委託するとの措置を採らなければならない旨（11条1項3号）を規定する。

25 また、高齢者虐待防止法は、①高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、

高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止等を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的として（1条）、②「高齢者虐待」とは、養護者（高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものをいう。2条2項参照）による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいい（同条3項）、「養護者による高齢者虐待」とは、養護者がその養護する高齢者（65歳以上の者をいう。同条1項参照）について行う「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」、「高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置・・・等養護を著しく怠ること。」等の行為を行うことをいう（同条4項）とし、③養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法11条1項2号又は3号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる（13条）旨を規定している。

イ このような老人福祉法及び高齢者虐待防止法の諸規定に徴すると、市町村長等が高齢者虐待防止法13条に基づき当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限する旨の決定（以下「面会制限決定」という。）は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、老人福祉法11条1項3号の措置が採られた場合に行われるものであるが、特に、当該高齢者の親族である養護者は、面会制限決定がされることによって、当該高齢者の同意を前提とした当該養護者と当該高齢者との面会及びその他の交流を当該高齢者の意思にかかわらず制限される地位に立たされるものであり、その意味で、その法的地位に直

接的な影響が生ずるものというべきである。そして、このような法的地位は、法律上保護された利益に当たるといふべきである（当該養護者による高齢者虐待が行われたか否かは、面会制限決定の実体要件に係るものであり、この判断を直ちに左右するものではない。）から、少なくとも養護者とその親族である高齢者との面会を制限する面会制限決定は、抗告訴訟の対象とするに足りる法的効果を有するものといふことができ、実効的な権利救済を図るといふ観点から見ても、これを対象とした抗告訴訟の提起を認めるのが合理的である。したがって、当該面会制限決定は、行政事件訴訟法3条2項にいう「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に当たると解するのが相当である。

ウ これを本件についてみると、認定事実によれば、本件訴えは、原告とその母である■■■■との面会を制限する面会制限決定である本件処分の取消しを求めるものであり、本件処分は行政事件訴訟法3条2項にいう「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に当たるから、適法である。

(2) これに対し、被告は、本件処分が行政事件訴訟法3条2項にいう「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に当たらない旨を主張する（別紙2「争点に関する当事者の主張」1（被告の主張））が、以上の説示に照らし、被告の上記主張を採用することはできない。

3 争点(2)（本件処分の適法性）について

(1) 前記2(1)アのとおり、面会制限決定は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法11条1項2号又は3号の措置が採られた場合において、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長が、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から行うものである（高齢者虐待防止法13条）。

したがって、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法11条1項2号又は3号の措置が採られた場合には、当該高齢者について面

会制限決定をするか否かについての判断は、諸般の事情を総合的に考慮するとともに、高齢者虐待防止法の目的等を勘案した市町村長等の裁量に委ねられており、市町村長等の上記判断が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものと評価されるときでなければ、違法となるものではないと解するのが相当である。

(2) これを本件についてみると、認定事実によれば、次の事実を指摘することができる。

ア 原告は、令和2年11月以降、その母である()年()年生)と原告住所地で同居し、養護していたところ(認定事実(1))、()には、便失禁をする、風呂に入らない、自分ひとりで身の回りのことをできないなどの状況がみられ、その対応に苦慮していた。(認定事実(2)ア(ウ))。

イ ()は、令和4年3月29日、原告から散歩に行くよう指示されて自宅から出され、路上を歩き回る中で家が分からなくなり、()警察署の警察官によって保護されたが、同月30日、当該警察官立会いの下で自宅に帰宅した際には、原告から「なぜ帰ってきたのか」と怒鳴りつけられた(認定事実(2)ア(ア))。また、()は、同年4月1日、原告から、()駅まで散歩して写真を撮ってくるよう指示されて自宅から出されたところ、同日の夜間、路上で倒れ込んでいるところを()警察署の警察官に保護され、原告が自宅を訪問した当該警察官に対して非協力的な態度を取ったため、そのまま保護施設で一時保護された(認定事実(2)ア(イ))。さらに、()は、原告から、前記アのような問題行動を怒られた際等に、頭を叩かれたりしたこともうかがわれる(認定事実(2)ア(イ)・(ウ))。

これらの事実に見ると、原告は、その養護する()について、少なくとも2回にわたり、その意思に反する過度の運動を指示し、()が路上で警察官に保護される事態に至っても自宅への帰宅を拒否するなどしたのであるから、養護を著しく怠ったもの(高齢者虐待防止法2条4項1号

5.

10

15

20

25

したがって、本件処分は、適法である。

(4) これに対し、原告は、別紙2「争点に関する当事者の主張」2（原告の主張）のとおり主張する。

しかしながら、次の点に照らし、原告の上記主張は採用することができない。

5 ア 原告において[]が自宅に帰ることを拒否したことはなく、カギを締めて人を自宅に入らせないようにしたことはない、[]こウォーキングを強制したことはないなどの主張（別紙2「争点に関する当事者の主張」2（原告の主張）(2)ア）は、認定事実に反するものであり、前記(2)・(3)の判断を妨げるものではない。

10 イ []が原告との面会を望んでいるとの主張（別紙2「争点に関する当事者の主張」2（原告の主張）(2)イ）は、前記(2)ウにおいて説示したところによれば、[]が令和4年5月11日の面会時に「会いたい」と述べ、過去2回の原告との面会も喜んでいたとしても、これをもって前記(2)・(3)の判断が妨げられるものではない。

15 ウ []が認知症ではないとの主張（別紙2「争点に関する当事者の主張」2（原告の主張）(2)イ）は、仮にそのとおりであったとしても、これをもって前記(2)・(3)の判断が妨げられるものではない。

4 結語

20 よって、原告の請求は、理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官

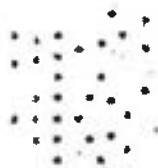
林 史高

裁判官渡邊隆浩及び裁判官田中久仁彦は、転補につき、署名押印することができない。

5

裁判長裁判官

林 史高



(別紙1)

当事者目録

5

原 告

福岡市中央区天神一丁目8番1号

被 告

同代表者福岡市長

処 分 行 政 庁

福 岡 市

高 島 宗 一 郎

福 岡 市

10

被告訴訟代理人弁護士

同復代理人弁護士

以上

(別紙2)

争点に関する当事者の主張

1. 争点(1) (本件処分の処分性の有無) について

(被告の主張)

取消訴訟の対象となる処分とは、「公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているもの」と解される。

しかしながら、そもそも養護者には、高齢者と面会する権利が与えられているとは解されない(このことは、厚生労働省が作成したマニュアル〔乙1〕において、面会を求める養護者等には必ずしも高齢者と面会する権利があるものではないと明記されていることから明らかである。) 上、本件処分は、養護者からの虐待という事態に対し、虐待を受ける高齢者を施設において安全に保護することを目的としてされる措置であるから、当該措置自体により養護者である原告に対して直接に権利義務を形成し又はその範囲を確定させるものではない。

したがって、本件処分は、処分性を欠くものであるから、本件訴えは不適法である。

(原告の主張)

被告の主張は、否認し又は争う。

被告は、本件処分に対する審査請求において、本件処分に処分性があることを認めていたものである。本件処分は、高齢者との面会を制限する処分であるから、行政手続法2条4号に規定する不利益処分に該当すると解されている(このことは、行政不服審査裁決データベースの検索結果〔甲20の1・2、21の1・2〕に照らしても、明らかである。))。

したがって、本件処分は、処分性を有することが明らかである。

2 争点(2) (本件処分の適法性) について

(被告の主張)

(1) 老人保健法11条1項3号は、「65歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不適當であると認められるもの」については、養護を養護受託者に委託する措置を採らなければならないと規定し、高齢者虐待防止法13条は、「養護者による高齢者虐待を受けた高齢者」について老人福祉法11条1項3号の措置が採られた場合に、高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から面会の制限ができると規定する。

(2)ア 本件では、原告には、①同居の自宅に戻ることを拒否する、②頭を叩くなどの暴力行為や暴言を行う、③病院に連れて行かない、④[]の意に反した距離の運動を強制するなどの行為が認められ(乙2)、原告が[]に対して虐待行為を繰り返している事実が認められる。

イ 原告は、令和4年3月30日当時、路上にうずくまり家が分からなくなった[]について、同居していた自宅で引き取ることを拒んだ上、同年4月1日には、「[]のマクドナルドの写真を撮ってこい」、「0時までには帰ってこなければ家に入れたい」などと述べて[]を自宅から閉め出し、頭を叩いており(乙3)、その後、同月4日の福岡市[][]課(以下「[]課」という。)との連絡においても、「帰ってこなくてもよい。」、「会いたいわけではない。」、「言うことを聞かないから出て行けと言った」などと述べており(乙2〔5頁〕)、[]を自宅に迎え入れ、適切な養護を行おうという意思が一切うかがわれなかった。他方、原告は、同月6日の[]課との連絡においては、[]に帰ってきてほしいなどと述べるものの、[]の病院受診については不要と断言したり、[]の意に反して[]駅まで散歩させ、証拠写真を撮って帰宅させていることを自認しながら、それは介護予防のため等と述

べたりするなど、自身の行為の問題性を何ら認識していない様子であった
(乙2〔10頁〕)。また、原告は、■■■■課との通話において、自身の虐待
行為を認めて反省する態度を一切示さず、感情的に激しい言葉を用いて自
身の要求を伝えるのみであり、■■■■課が原告に対して■■■■を帰せるかど
うかの判断のためにも面会する必要があると告げたことに対し、「あなた
たちの顔を見ると怒りが炸裂する。本人の顔を見てもあなたたちの顔を思
い出して怒りがよみがえってしまう。絶対に会いません。」などと述べ、
■■■■課との面談を断固拒否し(乙2〔19頁〕)、今後■■■■を養護するた
めにどのような対策を講じるかを検討するという姿勢を一切みせなかつ
た。

■■■■自身も、保護施設において、「家には帰らない」と述べ、「施設を
探していいですか」という問いに対して「お願いします」と回答するなど、
原告のもとに帰りたくない意思を明確に示した(乙2〔22頁〕)。

以上のように、①原告が、■■■■に対する暴力や暴言、適切な治療を受
けさせず、意思に反する過度の運動を強制し、■■■■が■■■■警察署に保護
される事態に至っても自宅への帰宅を拒否し、■■■■課との■■■■の処遇に
関する協議を拒否するという原告の虐待行為の事実、②原告がその事実を
一切認めずに自らの要求のみを繰り返す原告の態度等の諸事情からすれ
ば、原告が■■■■を迎え入れて適切な監護を行う意思があるとは到底考え
られず、むしろ、■■■■を原告のもとに帰せば、更なる虐待行為が繰り返
される可能性が高いと考えられ、■■■■に対する虐待防止や■■■■の保護
の観点から原告との面会制限を行う高度の必要性が認められる。

ウ したがって、本件処分は、高齢者虐待防止法13条に基づくものとして、
適法である。

(原告の主張)

(1) 被告の主張は、否認し又は争う。

(2)ア 原告は、■■■■の希望により、平成28年11月から平成30年8月まで、福岡市■■■■内のマンションで■■■■と共同生活をした後、■■■■が■■■■の実家に戻ったが、令和2年11月、■■■■が■■■■に戻ってきたことから、現住所地において共同生活をしていたものである。原告は、■■■■が自宅に帰ることを拒否したことはなく、カギを締めて人を自宅に入らせないようにしたこともない。原告は、■■■■を病院に受診させており、■■■■も了解の上、心身の健康と糖尿病への対応から散歩を日常生活に取り入れたにすぎず、「散歩はいかなくてよい」とも伝えていた（したがって、■■■■にウォーキングを強制したことはない。）。原告は、■■■■に対して経済的虐待をしたこともない（以上に反する総合相談受付記録〔乙2、7〕及び高齢者虐待事案通報票〔乙3〕は、信用できない。）。

原告は、■■■■の心身の健康、幸福を願う気持ち、■■■■の意思を尊重する気持ちに変わりはなく、本件処分により■■■■との交流が強制的に遮断されたことにより、その思いが一層強くなっている。

イ ■■■■（■■■■歳）も、原告との面会を望んでおり（令和4年5月11日の面会時に「会いたい」と述べ、過去2回の原告との面会も喜んでいた。）、本件処分により心身の健康を損ない、極度の「うつ状態」に陥っているとみられる。また、■■■■は、（長谷川式スケールで21点であること等から）認知症ではない。

原告としては、■■■■の娘として、■■■■が現在心身共に健康であるかどうかを確認し、今後どうしたいのか（施設で暮らしたいのか、自宅に戻りたいのか、財産管理を誰に委ねたいのか）を率直に尋ねたいと考えている。

ウ しかしながら、本件処分は、原告及び■■■■の権利を侵害するものであり、違法である。

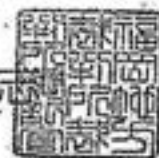
以上

これは正本である。

令和5年4月26日

福岡地方裁判所第1民事部

裁判所書記官 信 原 聡



	質問	回答
1	高齢者虐待防止法第13条に基づく面会制限を行う場合、すべてのケースに文書にて通知する必要があるか。	高齢者虐待防止法第13条に基づく面会制限は、虐待を受けた高齢者（以下単に「高齢者」という。）だけでなく、当該養護者（以下単に「養護者」という。）に対しても行政処分に応ずることが判例により明らかとなったところ。行政処分は処分の相手方に処分内容が通知されなければ効力を生じない。 したがって、少なくとも、令和6年12月2日付け事務連絡により、自治体が当該判例を知り得た令和6年12月以降に面会制限の効果を発生させるためには、全てのケースにおいて、高齢者と養護者の両者に対して通知を行う必要がある。行政処分の通知は、口頭でも効力を生じるものの、通知を行ったことの記録と伝えるべき内容に漏れがないようにするとの観点からは、基本的には文書にて通知を行う必要がある。
2	養護者の特性などにより、通知することで今後の支援に支障をきたす可能性がある場合も、通知しなければならないのか。	高齢者虐待防止法第13条に基づく面会制限を行う全てのケースについて、高齢者及び養護者に対し通知が必要となる。 なお、養護者の持つ特性により、処分内容の伝え方には工夫が必要な事案もあることから、ケース会議等で、処分通知書の渡し方、処分内容の伝え方などを検討されたい。
3	これまでに面会制限を行っているケースについても文書にて通知する必要があるのか。	少なくとも令和6年12月2日付け事務連絡により、自治体が当該判例を知り得た令和6年12月以降発生した事案については通知が必要と考えるが、それ以前の事案については、適宜判断されたい。
4	高齢者本人の希望で通知等をしてほしくない、現状を知られたくない場合も通知するのか。	養護者に対して高齢者虐待防止法第13条に基づく面会制限の効力を生じさせるためには、養護者に対する処分通知が必要である。
5	文書で通知する場合、どういった内容を記載する必要があるのか。虐待者、高齢者、虐待内容、居所などの記載が必要なのか。	処分内容（高齢者虐待防止法第13条に基づく面会制限をすること・面会制限の対象者・処分通知日・（通知日と効力発生日が異なる場合は）処分の効力発生日）の他、当該処分の理由（行政手続法第14条）、審査請求や取消訴訟の提起に関する事項の教示（行政不服審査法第82条・行政事件訴訟法第46条）を記載する必要がある。 これらの通知内容や教示文については、各自治体において行政処分の通知を行う際に活用しているものを参考にされたい（例えば、老人福祉法第11条第1項第2号に基づくやむを得ない事由による措置の措置決定通知書：面会制限を受ける者の住所・氏名・生年月日、理由、面会制限の対象となる高齢者の住所又は居所・氏名・生年月日、面会制限開始日、連絡先など）。
6	通知のタイミングはいつか。措置、面会制限を決定し実施後で良いか。	前記のとおり、通知を行わなければ高齢者虐待防止法第13条に基づく面会制限の効力を生じさせることができないため、面会制限の開始よりも前に行うことが必要。 また、高齢者虐待防止法第13条に基づく面会制限は、行政処分であり行政手続法第3章の適用を受けるため、処分に先立ち、高齢者及び虐待者それぞれについて、意見陳述のための手続をとる必要がある（行政手続法第13条）。 意見陳述のための手続としては弁明の機会の付与（同条第1項第2号）で足りると思われるが、原則として弁明の機会の付与を経た上で処分通知を行い、面会制限の効力が発生するという流れであることには留意されたい。 なお、公益上、緊急に不利益処分をする必要があるときは、意見陳述の手続については執らなくてよいとされており（同条第2項第1号）、事案に応じ、面会制限を開始する緊急の必要性を考慮し、意見陳述の手続の可否を判断されたい。
7	虐待者が複数名の場合、それぞれに通知が必要か。	実見の通り。
8	後見人就任後契約入所に切り替えるケース等、措置によるものでない入所時に施設との申し合わせにより行う面会制限についても通知が必要か。	ご質問の面会制限は行政処分ではなく、施設において、養護者及び高齢者の任意の協力を得て実施するものであるため、処分通知は必要ない。
9	医療機関への分離保護の際に面会制限と同様の対応を依頼する場合についても必要か。	ご質問の面会制限が高齢者虐待防止法第13条に基づく面会制限でなければ、行政処分ではなく、医療機関において、養護者及び高齢者の任意の協力を得て実施するものであるため、処分通知は必要ない。
10	面会制限を行う養護者と本人の関係が同居人など、親族関係にない場合にも通知は必要か。	高齢者虐待防止法第13条に基づく面会制限の対象者であれば、親族関係の有無を問わず処分通知は必要。 なお、養護者は、高齢者虐待防止法上、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」と定義されており（第2条第2項）、親族に限らず知人などが養護者に該当する場合がある。
11	事務連絡にある「当該面会制限に係る通知」は誰宛て（名宛人）なのか。	被虐待者である高齢者本人と、虐待者である養護者が対象となる。

12	行政手続法の適用開始は、いつ時点の面会制限からなのか	当該判例により、高齢者虐待防止法が制定された平成18年4月1日から、同法第13条に基づく面会制限は、高齢者だけでなく、養護者に対しても行政処分にあたると解するのが相当とされたこととなる。 しかしながら、平成18年度まで遡って被虐待者である高齢者及び虐待者である養護者に対し処分通知を发出することは現実的ではなく、また、面会制限自体が終了しているケースもあると思われるため、少なくとも令和6年12月2日付け事務連絡により、自治体が当該判例を知り得た令和6年12月から発生している事案に対しては、被虐待者である高齢者及び虐待者である養護者に対し処分通知が必要と考える。 それ以前の事案に対しては、事実によって各自治体でご判断いただきたい。
13	教示文のひな型はあるのか	処分通知においては、処分内容（高齢者虐待防止法第13条に基づく面会制限をすること・面会制限の対象者・処分通知日・（通知日と効力発生日が異なる場合は）処分の効力発生日）の他、当該処分の理由（行政手続法第14条）、審査請求や取消訴訟の提起に関する事項の教示（行政不服審査法第82条・行政事件訴訟法第46条）を記載する必要がある。 これらの通知内容や審査請求等の不服申立てに関する教示文については、各自治体で行政処分通知時に活用しているものをご参照いただきたい。（例えば、老人福祉法第11条第1項第2号による特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置時の高齢者本人に対する措置決定通知書）。
14	最初から条件付き（職員等の立会あり）面会制限も該当するのか	ご質問の面会制限が、施設等が高齢者及び養護者の任意の協力を得て実施するものであって、高齢者虐待防止法第13条に基づくものでなければ、処分通知は必要ないと考える。
15	行政処分は本人・養護者に対してであり、養護者以外の親族は施設管理権による制限である場合、処分性は持たないという理解で良いか。	貴見のとおり。高齢者虐待防止法第13条に基づく面会制限の対象は養護者による虐待を受けた高齢者及び当該虐待を行った当該養護者であり、その他の者は同条に基づく面会制限の対象とはならない。
16	行政手続法第13条1項において、意見陳述のための手続を執らなければならない旨の規定が示されているところ、同2項には1項の適用除外規定が置かれている。処分の性質に鑑み、2項1号の「公益上、緊急に不利処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき」に該当するとして、意見陳述のための手続を行わないこととして差し支えないか。	行政手続法第13条第2項第1号にいう「緊急」性については、公益を確保するために行政庁に臨機の対応が求められている場合で、処分をするまでに意見陳述手続をとる時間的余裕がないことをいうと解され、これに該当するかどうかは、個別の事実の事実関係に即し都度検討することとなる。 これに該当する処分類型としては、i 災害や事故等による被害の発生や拡大を防止するために行われる処分、ii 切迫した危険は存在しないが、危険発生の未然防止のために必要とされる処分、iii その他現場で行う必要のある処分、当面の措置を行うために期限を設けて行われる処分等があるとされている（コンメンタール行政法Ⅰ「行政手続法・行政不服審査法」第2版152～153頁）。 高齢者虐待防止法第13条の面会制限は、老人福祉法第11条第1項第2号ないし第3号の施設入所の措置が採られたことを前提としており、面会制限の時点では虐待を行った養護者と高齢者が同居している状況ではないと考えるが、虐待の程度や養護者の状況、高齢者の心身の状況等によっては、被害拡大防止（上記（i））あるいは危険発生の未然防止（上記（ii））のため、当該施設に当該養護者が来所し高齢者に接触することを直ちに防ぐ必要性が認められる場合があると考え。 しかし、高齢者虐待防止法第13条に基づく面会制限を行うこと自体から直ちに意見陳述の手続を省略できることにはならず、理屈の上では、個別の事案に即して虐待の程度や養護者の状況、高齢者の心身の状況等を検討した上、意見陳述の手続を執ることができない緊急の必要性を判断し、意見陳述の手続を省略するという流れになる。 なお、上記の検討を経た結果、事案によっては意見陳述の手続の省略が適さないケースもあり得ると思われるところ、その際は、弁明の機会の付与で足りると考える。
17	個別法において審査請求前置が示されているものもあるが（例：生活保護法第69条）、高齢者虐待防止法においては規定されていないことから、審査請求前置ではないと考えて差し支えないか。	貴見の通り。
18	高齢者虐待防止法においては再審査請求の定めがないことから、再審査請求はできないものと考えて差し支えないか。	貴見の通り。
19	すでに面会制限を実施しているが、未教示の場合の対応について本央審査請求が可能な処分について教示を行っていなかった本件のような場合、行政不服審査法第22条に規定されるような救済措置はあり得るか。	今後、過去の面会制限について審査請求や取消訴訟が提起された場合には、高齢者虐待防止法第13条に基づく面会制限が処分であることを前提に、審理の対象とされることになる。審査請求期間は行政不服審査法第18条に、出訴期間は行政事件訴訟法第14条にそれぞれ定められておりであるが、令和6年12月以前の面会制限では、教示は行われていないと思われるため、これらの期間を徒過して審査請求等された場合であっても、期間徒過には「正当な理由」があると判断される可能性がある（東京高判昭和44年3月31日参照。）。

研究会議(開掲第354頁参照)。その際、行政庁の任意聴聞の制度を徹底的に活用し、処分基準によれば説明手続となる不利処分(例、営業停止処分)についても、個別的に聴聞手続をとる柔軟な運用(点検を行うことが期待される(改訂版野田・行政手続95-96頁(市販改訂)、佐藤編・自治体実務78-79頁(日有建久)、なお、永子・署名編・手続要領48頁、74頁(日有建久)、宇賀・解説103頁、112頁参照)。

ところで、本条1項の規定によれば非明手続相当処分とされるものであっても、従前の個別の法律にすでに聴聞相当の手続が規定されているものがあるが、これは、本法に完める聴聞手続のような慎重な手続をとることを要請している趣旨と解される。警察法によれば、これに該当する個別の法律は、利害関係人の手続への参加を規定するもの(電通第161条第41法律)および手続の公開を規定するもの(無市41条第31法律)の計22法律である(注④すべて51頁、98頁参照)。

また、同種の不利処分(例、建築物の除却命令)であっても、個別の法律の定めるその意見陳述手続の間に不均衡がみられる場合には、1号ニの任意聴聞の規定の趣旨を活用して、非明手続ではなく聴聞手続をとることによってこのような不利処分との間に存在する手続の不均衡を是正すべきであると考えられる(改訂版・紙野編・行政手続96-98頁(市販改訂))。なお、個別法律の規定上、本条1項の1号該当処分または2号該当処分のいずれも可能である場合で、特別な個別事情により、事前の行政調査等によって処分内容を特定できないときは、あらかじめ聴聞手続をとるべきであるとする見解がある(行政法研究センター・通説解説173頁、注④すべて51頁。なお、捺行通知第1(第2条参照)、通知すべき処分内容の特定性および聴聞の趣旨にかんがみ、疑問が残る)。

3 意見陳述手続の省略(本条2項)

本条2項は、聴聞手続および非明手続のいずれをも省略できる場合について定める。すなわち、相手方に対する手続的権利保障の要請に対して、適やかな公益確保の必要性を優先させるべきであると判断される場合(1号)または行政効率の確保の要請を優先させるべきであると判断される場合(2号-5号)には、それぞれ本条1項の意見陳述手続をとることが適当でない、またはとるまでもないと判断して、これらの手続を省略している。

(1) 公益上、緊急に不利処分をする必要があるため、意見陳述手続をとることができないとき(本条2項1号)

(2) 本号にいう「緊急」状態とは、公益を確保するために行政庁に臨機の対応が

求められている場合で、処分をするまでに意見陳述手続をとる時間的余裕がないことをいう。

本号の緊急性の要件に該当する処分には、防火警や警備等による危険の発生や拡大を防止するために行われる処分(消防法12条の3に基づく緊造等の使用の緊急停止等)、②切迫した危険は存在しないが、危険発生の未然防止のために必要とされる処分、③その他、現場で行う必要のある処分(同法71条に基づく緊急地震速報発示等に係る措置等)、④当面の措置を行うために期間を限って行われる処分(道路交通法103条の2第1項に基づく免許の効力の依停止等)等がある(行政手続法研究センター・通説解説173-175頁、注④・手続要領55頁)。

(4) 聴聞手続、説明手続ともに、それぞれ聴聞の期日または説明書の提出期限等までに「相当な期間」を置いて通知をしなければならない(注④手続1項-30条)、行政庁がこの「相当な期間」を確保する時間的余裕がないと判断したときは、本号に該当するものとして、意見陳述手続を省略できると解される余地もある。ただ、意見陳述手続をとる共同会場の有無は、この「相当な期間」の定め方によって大きく異なってくる。要緊、個々の府県および地方公共団体の聴聞規則等に規定された「相当な期間」の長期的な長さにはかなりの幅があり、地方公共団体相互間においても運用上の不均衡が生じている。相手方の防御の準備のための時間的余裕を確保するためにはある程度の期間に必要であるが、あまりに長い期間を設定すると、かえって、それによって本号に該当する緊急処分の範囲を必要以上に広げることにもなりかねない(注④すべて54頁注④、荒井・紙野編・行政手続105-107頁(市販改訂))。なお、行政指導の徹底による処分の遅延の場合の緊急救済措置のあり方につき、小野1編・通説解説191頁(阿部泰隆説)、192頁(小早川光郎・中込秀樹・塩野・阿部泰隆説)、前・高松編・通説213-214頁(石井昌弘)参照。

また、本号の「緊急」性について不当な拡大解釈がなされないよう、聴聞手続をとる前に既に説明手続により免許の停止処分をするという仮的不利益処分手続を個別法律および本法のなかで考慮すること、今後検討される必要があらう(塩野・行政法1281-282頁。なお、小早川編・通説解説193頁(阿部泰隆)参照)。

(5) 裁行例として、本法施行前のものであるが、2週間もあれば聴聞手続を行うことは可能であり、し事を知ってから2事中止命令を行うまで1カ月あまりの期間が経過していた場合には、聴聞を行う余地のないほどの時間的緊急性があったとは認められないから、同法71条3項ただし書にいう「緊急やむを得ない

場合」には該当しないと判示したものがある(大阪府判平成9.12行裁40番9号1190頁。本件長官審判状・大阪高判平2.8.29(第4)巻8号1426頁も同旨)。一方、工作物使用禁止命令により制限される権利利益の内容・性質、同命令により達成しようとする公益の内容・程度、緊急性等を総合判断すれば、同命令の事前手続として、相手方に告知、弁解、表明の機会を与える旨の規定がなくとも、憲法31条に違反しないとした判例がある(成田新法訴訟・最大判平4.7.1民集46巻5号437頁)。本法律施行後の裁判例として、表明手続をとらずに行われた罰金70万・83条1項に基づく勤務用の「医療用具」(平成14年改正により現在は「医療機器」)の回収命令について、表明手続の省略が許される公益上の「緊急」性があるとは認められないとして、違法としたものがある(長野地判平17.2.4判タ1229号221頁)。

(12) 法令上必要な資格の不存在または喪失の事実が判別した場合に行うことを義務付けられている不利処分であって、当該事実が客観的な資料により直接証明されたとき(本条2項2号)。

(13) 「判別した場合に必ずすることとされている不利処分」とは、資格の不存在または喪失の事実を行政庁が把握した場合には当該処分を行うことを行政庁が義務付けられているもの、すなわち当該処分を行うか否かについての裁量が認められていないものをいう。「客観的な資料」とは、裁判所の判決書・決定書、記録、登記簿等、処分名あて人の意見を取りまくでもなくその証明力に十分な信頼のおけるものをいう。また、「資格」の内容は、解釈の相違の生じない明確なものでなければならない(行政手続法研究センター・通条解説178-180頁、高橋・手続法265-267頁)。

(14) 本号に該当する処分の典型例は、欠格事項に該当するにいたったことを理由とする許認可等の取消し(撤回)である。たとえば、職業訓練指導員免許を受けた者が禁錮以上の刑に処せられたことが判明したときに都道府県知事が行う当該免許の取消し(職業訓練指導員免許法第28条5項2号・29条1項)、精神保健指定医がその医師免許を取り消され、または期間を定めて医業の停止を命じられたときに厚生労働大臣が行う精神保健指定医としての指定の取消し(精神保健法の2第1項)等がある(なお、行政手続法研究センター・通条解説180-183頁参照)。

(15) 法令において施設・設備の設置、維持または管理その他の取扱いについての遵守事項が技術的な基準をもって明瞭にされている場合に行う当該基準の遵守を命ずる不利処分であって、その不充足の事実が客観的な認定方法によ

って確認されたとき(本条2項3号)。

(16) 「遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明瞭にされている場合」とは、遵守すべき事項の内容が法律または政省令において明文で定められている場合のほか、法令の規定の解釈適用で明らかされた場合も含まれると解されている(なお、首重2条1号参照)。「技術的な基準」とは、遵守すべき事項についての判断の尺度が客観的な数値で具体的かつ一時的に示されたものであるが(小早川編・通条解説197頁(附説・改正後附))、基準が不確定概念により一見抽象的に規定されている場合でも、行政庁に要件数量を認めるものでない限り、本号の「技術的な基準」に該当するものとされている(行政手続法研究センター・通条解説196頁、反則、山・高橋編・注釈217頁(5井))。また、「基準に従うべきことを命ずる不利処分」には、基準違反の状態の是正を命ずるもの、および同状態の積極的解消のために必要な具体的措置を指定して命ずるもののほか、同状態の是正のために複数の手段・方法が考えられる場合に特定の方法を指定して改善を命ずるものも含まれるが、違法行為に対する制裁の性格をもちうる業務停止命令等は含まれない(行政手続法研究センター・通条解説188-189頁、高橋・手続法268-269頁)。なお、「客観的な認定方法」には、検査職員が視覚を通じて基準への適合の有無を確認することにも含まれる。

本号に該当する不利処分として、たとえば、一般ガス事業用のガス工作物が経済産業省令で定められた技術上の基準に適合していないときに経済産業大臣が行うガス工作物の修理命令等がある(ガス28条2項、ほか、火災9条3項・11条3項等参照)。

(17) 本号は、改善命令、指示命令と呼ばれる類型の処分につき、当該処分の要否やその内容・程度についての行政庁の裁量はあるが、遵守事項および不遵守の事実が明瞭であるため、要件事実の陳述において恣意の入り込む余地がないことから、相手方にとっても不意打ちとならないため、表明手続を要しないと判断されたものである。

ただ、基準違反の状態の是正のために考えられる複数の方法のうち行政庁が裁量により特定の方法を指定して処分を行う場合にも、表明手続を省略してよいかどうかは疑問である(小早川編・通条解説197-198頁(河野監署)、高橋・手続法268頁)。また、施設の種類・管理等についての遵守事項が客観的な数値で示された技術的な基準に違反していることが客観的な認定方法によって確認された場合

■編者・執筆者紹介

編者

室井 力 (むろい・つとむ)	元・名古屋大学名誉教授
芝池 義一 (しばいけ・よしかず)	関西大学法務研究科
浜川 清 (はまかわ・きよし)	法政大学法務研究科

執筆者 (執筆順)

本多 満夫 (ほんだ・たきお)	鹿谷大学法務研究科
米丸 恒治 (よねまる・つねはる)	神戸大学法学研究科
恒川 隆生 (つねかわ・たかお)	静岡大学法務研究科
堀 哲哉 (かじ・てつなり)	大阪学院大学法学部
久保 茂樹 (くぼ・しげき)	青山学院大学法務研究科
大田 西史 (おおた・なおみ)	龍谷大学政策学部
高橋 正徳 (たかはし・まさのり)	岡山大学法学部
岡崎 修彦 (おかざき・かつひこ)	愛知学院大学法務研究科
柳原 秀吉 (なかせがら・ひでのり)	南山大学法務研究科
徳田 博人 (とくだ・ひろと)	琉球大学法文学部
紙野 徳二 (かみの・にんじ)	名古屋大学法学研究科
黒川 哲志 (くろかわ・さとし)	早稲田大学社会科学総合学術院
森名喜晴安 (となき・ようあん)	琉球大学法務研究科
村上 厚 (むらかみ・ひろし)	広島修道大学法学部
平田 和一 (ひらた・かずいち)	専修大学法学部
野呂 光 (のろ・みつる)	大阪大学高等司法研究科
市橋 克哉 (いちばし・かつや)	名古屋大学法学研究科
佐伯 純二 (さえき・じゅんじ)	同志社大学司法研究科

コンメンタル行政法Ⅰ【第2版】

行政手続法・行政不服審査法

編者	室井 力・芝池義一・浜川 清
発行者	黒田敏正
発行所	株式会社 日本評論社 〒170-8474 東京都豊島区南大塚3-12-4 電話03-3987-8621 編集03-3987-8631 (編集)
印刷所	株式会社精興社
製本所	松岳社
装幀	菊井祐二
©2008	T. Muroi, Y. Shibaike, K. Hamakawa 松印省略

本書の全編あるいは一部を無断で転写複製(コピー)することは、法律で定められた場合を除き、著作権および出版者の権利の侵害となります。そのような場合には、あらかじめ小誌あて断頭を求めています。

1997年10月10日 第1版第1刷発行

2003年6月30日 第2版第1刷発行

2014年5月25日 第2版第5刷発行

ISBN978-4-535-00159-6

Printed in Japan

Copyright (C) 2014 行政手続法・行政不服審査法研究会

本書の無断転写は著作権法上の処罰を招き及ぼされています。転写される場合は、そのつど事前に、(社)日本著作権管理機構(電話03-3513-6969、FAX 03-3513-6979、e-mail: info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。また、本書を行政手続等の第三者に依頼してスキャン等の行為によりデジタル化することは、本人の私権の利用であっても、一切認められておりません。

日本社会福祉士会事務局 御中

下記の内容及び添付の pdf ファイル 6 点を、各都道府県社会福祉士会へ転送願います。

題名：高齢者及び障害者虐待対応に関する情報共有

各都道府県社会福祉士会 御中

既に把握されている会員も多いと思いますが、令和 6 年 12 月 2 日付で厚生労働省から別添の通知（事務連絡）が都道府県通じ各市町村に発出されました。

虐待対応における市町村の対応を改めることを求めるものであり、特に虐待対応専門職チームに取り組んでいる会におきましては、担当する会員に共有するとともに、チームを組む弁護士会会員へも情報提供いただくようお願い申し上げます。

（不必要に拡散されないよう、お取り扱いにはご注意願います）

尚、当該事務連絡を共有することにつきましては、厚生労働省老健局高齢者支援課の承諾を得ていることを申し添えます。

(7) その他

① 千葉県社会福祉士会倫理委員会

会員による倫理綱領違反等が疑われる事案が発生した場合、苦情手続規則に基づき倫理委員会が審査を行い、本会に所属する社会福祉士の倫理及び資質の向上に努めていく。

② 松戸市居住不安定者等居宅生活移行支援事業業務受託

2016 年度から松戸市より委託を受けている本事業も 9 年目に入り、本業務は、住まいを失った、又は失うおそれのある生活困窮者及び生活保護受給者（以下「生活保護受給者等」という）に対し、民間賃貸住宅又は社会福祉法に規定する 事業を行うための施設等（無料低額宿泊所等を除く。以下「社会福祉施設」という）へ の入居（以下「居宅生活移行」という）を促進するとともに、居宅生活移行後も地域で の安定した生活を維持し円滑に定着できるように継続して支援し、もって自立を促進することを目的とする業務である。

具体的には、(1) 支援対象者に対し、居宅生活移行に関する次の相談支援業務を行う。
① 無料低額宿泊所等の入居者に対する社会的自立支援に関すること。② 居住先となる民間賃貸住宅及び社会福祉施設の確保支援に関すること。③ 家賃滞納者等の家賃の代理納付の推進に関すること。(2) 支援対象者に対し、居宅生活移行後の地域生活の定着・維持に関する次の相談支援業務を行う。① 年齢や心身の状況などに応じた支援策の策定に関すること。② 円滑な地域生活への移行及び安定した地域生活の定着・維持のための支援に関することを常勤1名非常勤1名を配置して事業受託を継続していく。

・ 想定委託期間 : 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

・ 想定委託金額 : 13,607,539 円

(4) 権利擁護センターぱあとなあ千葉運営委員会

活動方針

権利擁護センターぱあとなあ千葉は、専門職後見人として、成年後見人等を担う人材の養成を行なう。家庭裁判所・自治体・中核機関、関係機関等からの要請に応え、登録員の成年後見等の適切な受任を担う。地域共生社会の実現へ向けた権利擁護支援における「地域連携ネットワーク」の構築と「権利擁護支援チーム」におけるチーム支援の実践に取り組む。

ぱあとなあ千葉の登録員が倫理綱領、行動規範に基づく、活動が進められるよう、サポート体制づくりを行う。具体的には、電話相談、個別面談、初任者同行訪問、事務局、運営委員の体制整備(特に積極的な ICT 化と事務員確保、支部制に向けた準備)に取り組む。業務全体の事務執行に関する基盤整備として、昨年度から運営委員長、副委員長手当を支給した。今後も安定した活動の継続ができるように事務局体制の更なる体制整備を進める。

また、ICT 化、デジタル化の推進として、3 回目となる活動報告書システムでの報告、各種研修申し込み手続き、研修資料、ぱあとなあニュース等の案内は、ペーパーレスやデジタル化を基本とする。

裁判所の 2025 年 4 月からの統一書式、国の第二期成年後見制度利用促進計画を踏まえ、意思決定支援の研修やチーム支援の充実を図る。登録員の高齢や病気で後見事務の継続が困難になる案件、辞任、苦情対応、多数受任者の課題整理、困難ケースの対応についても組織として対応をしていく。今後は、各支部での対応ができるように体制を整備していく。地域の勉強会の支援も実施していく。

家庭裁判所からの年間約 500 件の依頼から約 70 件の辞退(2024 年 12 月現在)となっているため、今後の受任体制、コーディネート方法、また、各自治体や中核機関、家裁とも情報共有、協議を進めていく。

県や県社協、また、各市町村、中核機関とのかかわり、利用支援事業の拡充等、成年後見制度の健全な形での発展に向けたソーシャルアクション、啓発活動にも取り組む。

【2025 年取組課題】

- ・支部移行を踏まえた 中長期的な組織体制、運営、事務局の体制整備
- ・育成登録、新規受任、困難ケース、高齢、病氣、苦情案件の登録員への対応(助言、指導)
- ・ICT 化の推進(ホームページからの個人ページ運用)
- ・各種登録料、受任会費の運用についての検討
- ・研修の充実、マニュアル化

運営委員会活動予定

- ① 運営委員会運営(事業予算: 734,000 円)
 - ・会議 年間 9 回(オンライン 7 回、集合 2 回)、3 役会議(オンライン 20 回)
- ② 全体会(事業予算: 69,500 円)
運営委員会が主催し、登録員に対し、ぱあとなあ千葉の事業に関する報告、情報提供するとともに、諸課題に関する意見交換を行なう。・会議 年 1 回(集合)
- ③ ぱあとなあ千葉ニュース(事業予算: 40,000 円)
登録員向けニュースレターの企画、編集、発行等を行なう。発行 年 4 回(新ホームページよりダウンロード)
- ⑤ 渉外・ソーシャルアクション(事業予算: 80,000 円)
一般市民、部外関係機関等に対する広報、渉外、ソーシャルアクション等を行なう
- ⑥ 未成年後見(事業予算: 40,000 円)
未成年後見受任のための体制整備、勉強会の検討。
 - ・会議 年 2 回(集合 1 回、オンライン 1 回)
- ⑦ ICT 推進(事業予算: 220,000 円)
会議 年 3 回(オンライン) 52,500 円
日本会システム料 60,000 円、システム管理スタッフ 120,000 円
- ⑧ 支部設立準備会(事業予算: 40,000 円)
各地域の支部作り(ブロック化)の準備を行なう。
 - ・会議 年 4 回

研修部会活動予定	
⑨	研修部会運営 ・会議 年3回(オンライン3回 75,000円)
⑩	成年後見人材育成研修(事業予算:896,000円) 収入 2,200,000円(5.5万円×40名) 基礎研修Ⅲ修了者を対象に、成年後見人の人材育成研修を行なう。 ・年1回4日間 対象者:基礎研修Ⅲ終了者 受講単価 55,000円
⑪	名簿登録研修(事業予算:159,000円) 収入 165,000円(5,500円×30名) 上記の成年後見人材育成研修修了者を対象に、ばあとなあ千葉の登録員となるための研修を行なう。 ・年1回 対象者:人材育成研修終了者 受講単価 5,500円
⑫	必須登録員研修(事業予算:348,000円) 収入 380,000円(千円×380名) 登録員全員が対象。後見活動に必須となる基本知識の再確認、新知識の習得等のための研修を行なう(年1回以上の参加が、次年度の後見人等候補者推薦の要件)。 ・年3回(参加者:登録員のべ380名) 受講単価 1,000円
⑬	千葉サポート研修(事業予算:291,000円) 収入 300,000円(千円×300名) 実務経験3年未満の登録員を対象として、後見事務の基本知識、スキルを習得する研修を企画、実施する。 ・年6回(参加者:登録員のべ300名) 受講単価 1,000円
⑭	レベルアップ研修(事業予算:214,000円) 収入 240,000円(2,000円×3回×40名) 実務経験3年以上の登録員の知識、スキルアップに向けた研修を企画、実施する。2024年度より弁護士との事例検討会事業と統合し実施。 ・年3、4回(参加者:登録員のべ120名) 受講単価 2,000円
⑮	支援者のための成年後見活用講座(事業予算:167,000円) 収入 210,000円 成年後見制度の普及、利用支援等に係わる自治体、福祉関係機関の支援者を対象に任意後見/法定後見の概要やつながり方、利用の実例を知ってもらう研修を企画実施する。合わせて基礎研修受講中の会員に向けて成年後見制度の入門講座とする。 ・年1回(対象者:自治体・福祉関係者、基礎研修受講生など30名) 受講単価一般 8,000円 会員 6,000円
コーディネート部会活動予定	
⑰	コーディネート(事業予算:955,000円) 家庭裁判所、自治体等からの後見人等候補推薦の要請を受け、事案に相応しい候補を登録員の中から選出、依頼、確定し、推薦する。 ・会議 年6回 ・コーディネート作業(500件) 1500円×500件=75,000円
⑱	相談事業(事業予算:605,000円) 一般市民、自治体・福祉関係者等から、成年後見制度の活用方法等に関する相談に関して、電話、訪問・面談に応じる。また、ばあとなあ千葉登録員から、成年後見人等の活動等に関する相談に関して、電話、訪問・面談に応じる。 ・電話相談 年150日、訪問相談 年30件
業務管理部会活動予定	
⑲	活動報告書読込み作業(事業予算:920,000円) 部会員が、登録員から毎年2月に提出される受任案件に関する活動報告書を読込み、後見事務遂行上の課題等を確認する。 ・会議・点検・読込み作業(2,500件)
⑳	受任者面接(事業予算:230,000円) 活動報告書の読込み等を通じ、課題を抱えている登録員、経験の浅い登録員、多数案件受任の登録員等に対して、部会員が面談し、必要な場合、指導、助言を行なう。 面接 年25人
㉑	法人後見事業(事業予算:30,000円)
報酬助成審査会活動予定	
㉒	報酬助成事業(事業予算1,880,000円) 受任会費3,600,000円(1件2,000円×1800件) 無報酬・低報酬案件を受任した登録員に対する報酬助成制度の運用として、原資となる受任会費の徴収、報酬助成の申請受付、審査、支給に関する事務を行なう。 ・受任会費徴収作業・報酬助成受付・審査・支給作業

	・ばあとなあ事務に関するスタッフ報酬
	その他
②③	独立型社会福祉士部会 準備会 (事業予算: 30,000 円) 年 3 回会議 (オンライン) 研修会の企画
②④	リスクマネジメント部会 準備検討 (事業予算: 30,000 円)
	名簿登録料
②⑤	名簿登録料 (事業予算 1,11,800 円) 収入: 名簿登録料 3,760,000 円 (370 名 + 60 名) 成年後見人等候補者名簿への登録を行う。 ・日本会負担金 370 人 × 1,400 円 = 518,000 円 ・委員長、副委員長手当 委員長 24 万円、副委員長 12 万円 × 3 名 = 60 万円

(3) 研修委員会

活動方針

所属する会員が社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上、倫理及び資質の向上のために、生涯にわたって研鑽を重ねることを目的とした『日本社会福祉士会生涯研修制度による研修』を中心に運営を行い、社会福祉士の受験対策や実習指導者養成を開催し、社会福祉士の資格獲得支援やスキルアップを目指す講座を行っていく。

(1) 基礎研修

- ・生涯研修制度の基礎課程「基礎研修Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」を開催する。
- ・基礎研修Ⅰ、Ⅱ、Ⅲについては、eラーニング及びオンライン及び一部集合研修にて研修を実施する。
- ・基礎研修Ⅲ卒業後、生涯研修制度・基礎課程修了者を中心に、スーパービジョンのコーディネート支援が求められている。スーパービジョン支援については、日本社会福祉士会の名簿があるが、実際、受けてくれる方はわずかであり、実際どこまでスーパービジョンの認識があるか確認を行う。全会員向けのスーパービジョンアンケートの実施を検討している。
- ・基礎研修Ⅰからの募集が2年連続申込期間のわずか2週間ほどで定員が達してしまい、受講できない方から改善策を求められていた。そこで、2025年度からは定員60名から土曜日、日曜日コースに分けて50名ずつに振り分け合計100名まで幅を広げ、少しでも多くの方に研修に参加して頂くように調整を行う。

(2) 実習指導者講習会

当会の実習指導者講習会は毎年実施している。厚生労働省では社会福祉士養成カリキュラムの見直しがなされ、2022年度から新たな実習養成研修となっている。講師陣は当会で構成しており、今後も求められる実習指導の内容を伝えられるように続けていく。

(3) 国家試験受験対策模擬試験作成等（ジェイシー教育研究所とのコラボ）事業

質の高い社会福祉人材の育成に向け、民間との連携のもとで在学中および卒業後の学び合いの体制を構築していくことが求められている。民間での受験者支援システムを展開していくことにより、今後も社会福祉士の合格者を増やす取り組みを行っていく。

(4) 倫理綱領研修

倫理綱領は専門職として社会福祉士に求められている項目であり、会員、非会員に関係なく必要性が意識されている。日本社会福祉士会の倫理綱領養成講師研修を受けたメンバーを中心に研修を年1回実施していく。

(5) 地域共生社会の実現

地域での社会福祉士の立場や必要性が強く求められてる。地域で社会福祉士はどのような立ち位置で業務を遂行していくべきなのか？今後、社会福祉士は、地域共生社会の実現に向けた専門職として求められている現状である。日本社会福祉士会の地域共生社会の実現養成講師研修を受けたメンバーを中心に研修を年1回実施していく。

③実習指導者フォローアップ研修

2022年度から新たなカリキュラムに内容が変わったことで、実習指導者講習会の受講生からフォローアップの支援がなければと思うように実習指導が難しいとの意向を受けて、淑徳大学と共同で年1回実施する。

活動予定

- ① 研修啓発部会運営（事業予算：300,000円）
 - ・ 全体会議 年間2回
 - ・ 会議 年間6回 リーダー会議（2回）及び基礎研修会議（1回）
その他研修に向けた会議（3回）
- ② 県民公開講座 千葉県社会福祉士会として開催（予算化のみ 30,000円）
基礎研修事業（日本社会福祉士会 委託事業）
 - ア 基礎研修Ⅰ（事業予算：600,000円）
 - ・ 対象者： 100名程度（土曜日、日曜日コース各50名程度開講）
 - ・ 実施時期 2025年5月～2026年3月（年2回）
 - イ 基礎研修Ⅱ（事業予算：1,800,000円）
 - ・ 対象者： 40名程度
 - ・ 実施時期 2025年5月～2026年3月（年10回）
- ③ ウ 基礎研修Ⅲ（事業予算：1,800,000円）
 - ・ 対象者： 40名程度
 - ・ 実施時期 2025年5月～2026年3月（年8回）
- ④ 実習指導者講習会（事業予算：400,000円）
 - ・ 対象者：30名程度
- ⑤ ・ 実施時期 2025年11月中旬
社会福祉士資格取得支援（国家試験受験対策）
 - ・ ジェイシー教育研究所WEB模試問題作成（事業予算：1,575,920円）
インターネットを利用した受験者支援システムを展開
 - ・ 実施時期 2025年6月～2026年3月
- 倫理綱領研修（事業予算：75,000円）
 - ・ 対象者： 26名程度
- ⑥ ・ 実施時期 2025年3月
倫理綱領研修講師養成研修のメンバーが主導で地域の事情を考慮した上で開催する。
地域共生社会の実現研修（事業予算：105,000円）
 - ・ 対象者： 26名程度
 - ・ 実施時期 2025年1月

日本社会福祉士会の監修をもとに千葉県社会福祉士会が運営する。

⑧ 地域共生社会の実現研修講師養成研修のメンバーが主導で地域の事情を考慮した上で開催する。

実習指導者フォローアップ研修（事業予算：30,000 円）

・対象者： 26 名程度

・実施時期 2025 年 3 月

実習指導者講習会を開催するたびに要望が強い。対面研修を主体に進めていく。

備考 その他の活動

・日本社会福祉士会生涯研修委員会議（9～10 月頃・東京）

・基礎研修講師養成研修（2～3 月頃・東京）

(6) 災害対策委員会

活動方針

千葉県社会福祉士会大規模災害対応ガイドライン（以下、「ガイドライン」）に基づき、以下Ⅰ～Ⅲの重点的活動方針により、平常時においては大規模災害発生時に備える体制を整備するとともに、大規模災害発生時には災害ソーシャルワークを根底に据えた被災地支援活動を行う。この方針のもと、2025年度の委員会活動として以下の事業1、事業2の実施に取り組む。

Ⅰ 被災地支援体制の整備

被災地支援活動協力員名簿の適切な維持管理に努め、「ガイドライン」の理解等を目的に、「被災地支援活動説明会」を実施する。また委員会・協力員の良好なコミュニケーションを確保するために情報共有・意見交換等の活性化を図る。

Ⅱ 迅速かつ的確な被災地支援活動

大規模災害発生時には、速やかな会員・会組織の安否確認、被災情報の収集、災害支援本部の立上げ、ホームページを通じた被災地支援活動への協力呼びかけを行う。県内外を問わず被災地の状況に応じて、被災地支援のための会員派遣を行う。

能登半島地震の発生に伴う石川県への会員派遣等による支援活動については、2024年度に引き続き、日本社会福祉士会の支援方針等を踏まえつつ必要かつ可能な支援活動を実施する。

Ⅲ 行政や専門職団体等との連携

千葉県、県社会福祉協議会、日本社会福祉士会、他都道府県社会福祉士会のほか、千葉県災害復興支援士業ネットワーク加入団体（千葉県弁護士会等）、千葉県精神保健福祉士協会、千葉県医療ソーシャルワーカー協会その他の専門職団体、災害支援NPOとも情報共有・研修等を通じて連携・協力関係の構築を進める。千葉県DWATについても、訓練参加、制度の周知、登録員のサポートに取り組む。

事業1—委員会運営 当初事業予算：120,000円(活動報酬110,000+交通費10,000)

<1>事業目的

大規模災害発生時において、迅速かつ的確な被災地支援活動が行えるよう体制整備、関係団体との連携構築に取り組む。

<2>計画事業

- ・委員会全体会議 2回（オンライン）
- ・正副委員長会等実務者会議 必要に応じて適時開催
- ・九都県市合同防災訓練参加 1回
- ・情報媒体「災・コ・メ」の発行（PDF オンライン配布）、情報共有メールの送信
- ・Facebook グループ『災害ソーシャルワーカー交流空間』の運用
- ・日本社会福祉士会、行政、社協等関係団体連携会議への出席
- ・千葉県社協災害ボランティアセンター立ち上げ運営訓練参加
- ・大規模災害発生時における災害支援本部の立ち上げ、事務局運営

・被災地支援のための会員派遣に関する説明会・派遣者選考会
事業—2 被災地支援活動説明会 当初事業予算：20,000 円(活動報酬 15,000+交通費 5,000)
< 1 > 事業の目的 被災地支援活動への理解促進、協力員登録者の確保・資質向上のために、説明会等（集合またはオンライン）を開催する。 < 2 > 計画事業 ・説明会等：①年度初期の新規協力員登録者向けオリエンテーション ②基礎研修「委員会紹介」における委員会活動の紹介 ③現任協力員・未加入会員向け被災地支援活動説明会 ・会員派遣による被災地支援活動報告会
備考 1 被災地支援活動協力員登録者数：65 名（2024 年 11 月末時点） 2 災害対策委員会委員数：15 名（2024 年 12 月末時点） 3 石川県支援のための会員派遣数：11 名（2024 年 7 月～12 月）

(1) 司法福祉委員会
活動方針
司法福祉委員会は、専門分野を越えた連携と地域との連携により高齢者・障害者等の被疑者・被告人の福祉的支援に関わっていく。刑事司法ソーシャルワーカーとしての実質的な専門性習得を目指す認定機構研修の「刑事司法ソーシャルワークの実務基礎編・応用編」をオンラインにて開催することで司法分野の専門性をもった社会福祉士を要請していく。千葉県からの受講者は修了後に刑事司法ソーシャルワーカーとして登録することが出来る。千葉県弁護士会からの依頼をマッチング支援し、登録員が受任し被疑者の支援を実践する。登録員には外部から専門分野の講師を迎えた ZOOM 研修「学習会」をはじめ各研修や司法福祉に関連する情報を委員会より提供配信する。また司法福祉委員会として千葉県再犯防止推進計画及び司法と福祉連絡協議会へ積極的に参加するとともに、県外の司法福祉担当機関とも情報交換することで隙間のない司法福祉支援モデルの形成を目指す。
研修部会
刑事司法ソーシャルワーカー養成事業/基礎編・応用編（事業予算：1,200,000 円、財源：参加費 15,000 円×40 人×2（基礎編・応用編）・対象者：県内外の社会福祉士、それぞれ 40 名程度・実施時期 2024 年 7 月（基礎編）、2024 年 10 月（応用編）予定
マッチング部会
千葉県弁護士会からの依頼を受け、登録員の中から選出し受任している。選出はそれぞれの地域・受任者の専門分野を尊重しながら選んでいる。受任件数が伸びないため、今後は弁護士会を通じて各弁護士事務所への周知広報アプローチを予定している。また実践する刑事司法ソーシャルワーカーに対するコーチング、バックアップ機能も 2024 年度より強化した。
学習会
2025 年度は 3 回～4 回の開催予定。内容は刑事司法ソーシャルワーク実践者による事例発表検討会、外部専門講師による講義、いずれもオンラインにて開催する。内容により全国募集での開催として、県外の社会福祉士等へも発信していく。（事業予算：80,000 円、財源：参加費 2,000 円×20 人×2 回開催）
備考
① 今後の司法福祉委員会としては刑事司法ソーシャルワーカーの要請、マッチング、教育、情報発信だけでなく、他機関や職種と連携協働できるより良い方法を模索していきたい。 ② 司法福祉委員、登録員にとってメリットとやりがいのある委員会にするため、委員会内部の組織構成、担当制などを見直す。また委員間の連絡や連携を活性化させてチームワークを高め、ハイパワー＆ハイパフォーマンスな組織を目指す。

(2) 総合相談委員会
活動方針
【活動目的】 総合相談は、分野や属性にとらわれない包括的・専門的なソーシャルワーク活動の総称である。具体的には、様々な相談を受け止め、適切な機関・制度、サービスにつなぎ継続的にフォローしていく活動であると言える。総合相談に関わる社会福祉士にとって一番大事にしたいことは、様々な機関とのつながりを軸に、地域共生社会の構築に向けた、専門分野（縦）と幅広い連携（横）の繋がりを意識することである。また繋がりをベースに、様々な相談を受け止めるための価値、技術や知識を学び、相談援助職としてのスキルアップを図ることを目指していく。 具体的な活動としては、下記を予定する。 ①市町村や地域包括支援センター職員を対象とした研修開催や、虐待対応専門職チーム員としての会議参加等を通じ、高齢者虐待に関わる関係機関の支援を行う。 ②障がい分野の支援職を対象とした「専門コース別研修【意思決定支援】」を開催し、障がい分野に関わる関係機関の支援を行う。 【これまでの実績と今後の課題】 総合相談委員会では、千葉県からの受託事業として高齢者虐待防止対策研修を開催しており、2019年度からは現行カリキュラムに対応している。2020年度以降 ZOOM を活用して開催したことで遠方の方の参加が増え、受講人数が増加傾向にある。 県の高齢者虐待対応専門職チームへの派遣要請に対し、所定の研修を修了した会員を派遣し、必要な助言を行っている。市町村から市町村職員や地域包括支援センター職員向けの高齢者虐待対応研修講師派遣依頼を受け、講師として会員を派遣している。 2023年度に新たに千葉県から受託した「専門コース別研修【意思決定支援】」を2024年度も受託し（3月17日（月）に）開催した。障がい分野で支援にあたる職員への価値向上に寄与する研修であり、2025年度は新たに事業を計画する。 今後の課題としては、分野横断の取り組みを検討する。
権利擁護部会（旧虐待対応部会）
① 高齢者虐待防止対策研修（事業予算：1,360,000 円） ・管理職、初任者対象 年間1回 実施時期 2025年8月 ・現任職員対象 年間1回（3日間）実施時期 2025年11月から12月 ・専門研修 年間1回 実施時期 2026年2月頃 ② 高齢者虐待対応専門職チームへの派遣（事業予算：14,000 円） 千葉県弁護士会と協働して、市町村や地域包括支援センター等からの要請に応じて高齢者虐待の相談対応を行う。
総合相談支援部会（旧相談部会）
① 専門コース別研修【意思決定支援】（事業予算：254,000 円） 2026年2月から3月頃開催

(1) 総務委員会

【委員会の活動目的】

- ・ 会員同士がゼネラルにつながる活動
- ・ 他の職能団体との協働による組織強化
- ・ 会の広報誌「点と線の発行」年3回
- ・ ホームページの運営

【これまでの実績と今後の課題】

企画部会

- ・ 世話人以外の会員による地域集会を柔軟に認めることにより地域集会の再開が進んだ。司法専門職、他 SW 団体、相談支援機関等と共催して複数地域をまたぐ地域集会の開催が増え、2023 年度は全 14 地区中 11 地区で延べ 30 回の開催が見込まれていたが、2024 年度は
- ・ 談話室終了後、出張談話室として名称も「ソーシャルワーカーカフェ」に変更し、交流の場を県内の他地域に広げることができた。

広報部会

- ・ 会員内外にソーシャルワーカーの動きや信念などを寄稿いただく、もしくは取材の実施や座談会を開催し記事を作成。
- ・ 会員に対して、特集号の作成・配布及び点と線発送時のご案内等によりメール配信を推奨し、冊子配布からの切替えを図ってきた。(R6.10.25 現在、会員数 1,669 名の内、希望者 755 名にメール配信している。) 今後も更にペーパーレス化の対応を検討していく。
- ・ 点と線を一部関係機関に無料配布していたが、SDGS の取り組み、郵便料金等値上げに伴い関係機関への冊子配布について再検討した。関係機関への冊子配布を廃止しメール配信を推奨していく。

【次年度重点的に取り組むこと】

- ・ 他団体との協働による地域集会の活性化
- ・ 新入会員との活動機会の提供
- ・ 社会福祉士の活動の魅力の周知・啓発
- ・ 幅広い横の繋がりが出来るような集まりや研修会、交流会を実施して、気軽に社会福祉士が話しやすい、集まりやすい場を構築していく。
- ・ 会員に声を反映させるためのアンケートの活用
- ・ ペーパーレス化の推進
- ・ SNS を含む「点と線」の発信方法の検討及びホームページの活用

企画部会

- ① 企画部会運営費（事業予算：22,500 円）
 - ・ 臨時及び定例会議 年間 3 回
- ② ・ 必要に応じて世話人会を同時開催 年間 1 回

他団体との協働事業（事業予算：32,668 円）

- ・ソーシャルワーカー三団体協働事業：会議と研修会実施
- ・福祉と司法の千葉県連絡協議会：通年の会議と研修会、交流会実施

③ ・スクールソーシャルワーク関連：求人協力、ネットワーク化、研修実施（要見直し）

福祉職地域交流促進事業（事業予算：400,000 円）

- ・地域集会 14 地区にて延 20 回（通信費 12 回分、会場賃借料 7 回分、印刷 12 回分）

④ 県内各地での社会福祉士の集い「ソーシャルワーカーカフェ」（年間 2 回）

実施時期 5 月頃 12 月頃 カフェの企画会議（年間 2 回実施）

広報部会

① 広報部会運営費（事業予算：107,000 円）

広報誌作成にあたる作業に対するスタッフ報酬 1 人 1 回：1000 円

② SNS 推進に関する会議等参加報酬 1 人 1 回：1000 円

点と線（会報誌）作成（事業予算：709,000 円）

- ・年 3 回発行、会員の活動発表の場を包含。
- ・印刷部数 1,000 部 電子メールでの配信も実施
- ・発送先：会員・準会員・賛助会員・その他

ホームページの更新（事業予算：8,000 円）

③ ・対象者：県民及び会員 社会福祉士試験の受験資格者等

- ・内容：本会活動情報、求人情報、その他社会福祉士に関連する有益な情報の提供

備考

・年 3 回の『点と線』の発行作業に加え、時世の流れや会の品位に応じた『点と線』の配信方法を検討し、2026 年度の完全なペーパーレス化を目指す。

・デジタル化に伴い、記事構成や掲載内容、作業工程等を再検討する。

・事務局と連動し、会員のメール受取状況を把握すると共に、外部発注・発送作業等の調整を図る。事業収入の減少が予想される。

その他事業 令和7年度予算 詳細版

コード	勘定科目名	予算額	前年予算額
4141	その他事業	14,781,539	14,383,691
1	居住確保支援事業	13,607,539	13,209,691
2	社会福祉会活性化事業	1,124,000	1,124,000
3	講師派遣事業	50,000	50,000
4150	事業収益計	14,781,539	14,383,691
4195	雑収益	1,500	1,500
4190	雑収益計	1,500	1,500
4100	経常収益計	14,783,039	14,385,191
4327	給料手当(事業)	6,279,000	6,006,900
50	千葉県社会福祉士会倫理委員会	290,000	290,000
51	法人後見監査業務委員会	80,000	80,000
52	居住確保支援事業	5,200,000	4,927,900
53	社会福祉士会活性化事業	709,000	709,000
4329	賞与(事業)	800,000	796,400
1	居住確保支援事業	800,000	796,400
4331	法定福利費(事業)	500,000	600,000
4332	退職給付費用(事業)	60,000	60,000
1	居住確保支援事業	60,000	60,000
4333	福利厚生費(事業)	970,000	965,908
1	居住確保支援事業	970,000	965,908
4320	人件費計	8,609,000	8,429,208
4337	旅費交通費(事業)	233,560	233,560
38	居住確保支援事業	223,560	223,560
37	千葉県社会福祉士会倫理委員会	10,000	10,000
4338	通信運搬費(事業)	1,295,000	1,295,000
17	居住確保支援事業	340,000	340,000
16	ICT推進委員会	955,000	955,000
4347	消耗品費(事業)	48,000	48,000
2	居住確保支援事業	48,000	48,000
4353	賃借料(事業)	821,352	821,352
23	居住確保支援事業	821,352	821,352
4355	諸謝金(事業)	90,000	90,000
27	社会福祉士会活性化事業	45,000	45,000
28	講師派遣事業	45,000	45,000
4362	一般管理費(事業)	1,091,710	1,091,710
1	一般管理費(事業)	1,091,710	1,091,710
4384	雑費(事業)	24,000	24,000

15	居住確保支援事業	24,000	24,000
4330	その他事業経費計	3,603,622	3,603,622
4300	事業費計	12,212,622	12,032,830
4400	経常費用計	12,212,622	12,032,830
4500	評価損益等調整前当期経常増減額	2,570,417	2,352,361
4700	当期経常増減額	2,570,417	2,352,361
4990	他会計振替前当期一般正味財産増減額	2,570,417	2,352,361
4910	税引前当期一般正味財産増減額	2,570,417	2,352,361
4950	当期一般正味財産増減額	2,570,417	2,352,361
4951	一般正味財産期首残高	0	0
4000	一般正味財産期末残高	2,570,417	2,352,361
5000	正味財産期末残高	2,570,417	2,352,361

[illegible]

0	
0	
179,792	
179,792	
218,056	
218,056	
218,056	
218,056	
218,056	
0	
218,056	
218,056	

その他事業 正味財産増減予算書(当初予算)
令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

(単位:円)

科目	予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)	備考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
事業収益				
その他事業	14,781,539	14,383,691	397,848	
事業収益計	14,781,539	14,383,691	397,848	
雑収益				
雑収益	1,500	1,500	0	
雑収益計	1,500	1,500	0	
経常収益計	14,783,039	14,385,191	397,848	
(2) 経常費用				
事業費				
給料手当	6,279,000	6,006,900	272,100	
賞与	800,000	796,400	3,600	
法定福利費(事業)	500,000	600,000	△ 100,000	
退職給付費用	60,000	60,000	0	
福利厚生費	970,000	965,908	4,092	
旅費交通費	233,560	233,560	0	
通信運搬費	1,295,000	1,295,000	0	
消耗品費	48,000	48,000	0	
賃借料	821,352	821,352	0	
諸謝金	90,000	90,000	0	
一般管理費(事業)	1,091,710	1,091,710	0	
雑費	24,000	24,000	0	
事業費計	12,212,622	12,032,830	179,792	
経常費用計	12,212,622	12,032,830	179,792	
評価損益等調整前当期経常増減額	2,570,417	2,352,361	218,056	
当期経常増減額	2,570,417	2,352,361	218,056	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計				
(2) 経常外費用				
経常外費用計				
当期経常外増減額				
当期一般正味財産増減額	2,570,417	2,352,361	218,056	
一般正味財産期首残高				
一般正味財産期末残高	2,570,417	2,352,361	218,056	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高				
指定正味財産期末残高				
III 正味財産期末残高	2,570,417	2,352,361	218,056	

コード	勘定科目名	前年予算額	予算額	差引増減額	備考
4139	ばあとなあ公益目的収入	180,000	210,000	30,000	
1	成年後見制度活用講座	0	210,000	210,000	
Z		180,000	0	-180,000	
4150	事業収益計	180,000	210,000	30,000	
4100	経常収益計	180,000	210,000	30,000	
4327	給料手当(事業)	655,000	640,000	-15,000	
41	ばあとなあ(成年後見制度活用講座)	65,000	50,000	-15,000	
43	ばあとなあ(相談事業)	590,000	590,000	0	
4320	人件費計	655,000	640,000	-15,000	
4337	旅費交通費(事業)	30,000	28,500	-1,500	
30	ばあとなあ(成年後見制度活用講座)	15,000	13,500	-1,500	
31	ばあとなあ(相談事業)	15,000	15,000	0	
4349	印刷製本費(事業)	28,886	0	-28,886	
11	ばあとなあ活用講座	28,886	0	-28,886	
4353	賃借料(事業)	64,880	26,000	-38,880	
17	ばあとなあ(成年後見制度活用講座)	64,880	26,000	-38,880	
4355	諸謝金(事業)	106,000	50,000	-56,000	
23	ばあとなあ(成年後見制度活用講座)	106,000	50,000	-56,000	
4384	雑費(事業)	0	27,500	27,500	
12	ばあとなあ(成年後見人材育成研修)	0	27,500	27,500	
4330	その他事業経費計	229,766	132,000	-97,766	
4300	事業費計	884,766	772,000	-112,766	
4400	経常費用計	884,766	772,000	-112,766	
4500	評価損益等調整前当期経常増減額	-704,766	-562,000	142,766	
4700	当期経常増減額	-704,766	-562,000	142,766	
4990	他会計振替前当期一般正味財産増減額	-704,766	-562,000	142,766	
4910	税引前当期一般正味財産増減額	-704,766	-562,000	142,766	
4950	当期一般正味財産増減額	-704,766	-562,000	142,766	
4951	一般正味財産期首残高	0	0	0	
4000	一般正味財産期末残高	-704,766	-562,000	142,766	
5000	正味財産期末残高	-704,766	-562,000	142,766	

成年後見制度支援事業(継2) 正味財産増減予算書(当初予算)
令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

(単位:円)

科目	予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)	備考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
事業収益				
ばあとなあ公益目的収入	210,000	180,000	30,000	
事業収益計	210,000	180,000	30,000	
経常収益計	210,000	180,000	30,000	
(2) 経常費用				
事業費				
給料手当	640,000	655,000	△ 15,000	
旅費交通費	28,500	30,000	△ 1,500	
印刷製本費		28,886	△ 28,886	
貸借料	26,000	64,880	△ 38,880	
諸謝金	50,000	106,000	△ 56,000	
雑費	27,500		27,500	
事業費計	772,000	884,766	△ 112,766	
経常費用計	772,000	884,766	△ 112,766	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 562,000	△ 704,766	142,766	
当期経常増減額	△ 562,000	△ 704,766	142,766	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計				
(2) 経常外費用				
経常外費用計				
当期経常外増減額				
当期一般正味財産増減額	△ 562,000	△ 704,766	142,766	
一般正味財産期首残高				
一般正味財産期末残高	△ 562,000	△ 704,766	142,766	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高				
指定正味財産期末残高				
III 正味財産期末残高	△ 562,000	△ 704,766	142,766	

ばあとなあ千葉運営事業 令和7年度予算 詳細版

コード	勘定科目名	前年予算額	予算額	差引増減額	備考
4131	ばあとなあ登録料	3,660,000	3,760,000	100,000	
1	ばあとなあ名簿登録料	3,590,000	3,700,000	110,000	
2	ばあとなあ準会員登録料	70,000	60,000	-10,000	
4135	ばあとなあ千葉運営事業	6,571,000	6,900,000	329,000	
2	成年後見人材育成研修(委託研修)	2,018,000	2,200,000	182,000	
3	法人後見事業	206,000	0	-206,000	
4	名簿登録研修	160,000	165,000	5,000	
5	必須登録員研修	330,000	380,000	50,000	
6	千葉サポート	270,000	300,000	30,000	
7	レベルアップ研修	190,000	240,000	50,000	
9	報酬助成事業(受任会員含む)	3,384,000	3,600,000	216,000	
10	未成年後見	13,000	15,000	2,000	
4150	事業収益計	10,231,000	10,660,000	429,000	
4100	経常収益計	10,231,000	10,660,000	429,000	
4327	給料手当(事業)	4,948,450	4,537,500	-410,950	
62	ばあとなあ(名簿登録)	0	600,000	600,000	
61	ばあとなあ(リスクマネジメント)	0	30,000	30,000	
26	運営委員会	1,526,950	680,000	-846,950	
27	全体会	37,500	25,000	-12,500	
28	ばあとなあニュース	50,000	40,000	-10,000	
29	渉外・ソーシャルアクション	80,000	50,000	-30,000	
30	未成年後見	47,500	40,000	-7,500	
31	ICT推進	165,000	160,000	-5,000	
32	三役(支部設立準備会)	0	40,000	40,000	
33	三役(登録員のしおり)	60,000	0	-60,000	
35	ばあとなあ(成年後見人材育成研修)	170,000	370,000	200,000	
36	ばあとなあ(名簿登録研修)	102,500	55,000	-47,500	
37	ばあとなあ(必須登録員研修)	105,000	172,500	67,500	
38	ばあとなあ(千葉サポート)	98,000	75,000	-23,000	
39	ばあとなあ(レベルアップ研修)	90,000	50,000	-40,000	
42	ばあとなあ(コーディネート)	930,000	900,000	-30,000	
44	ばあとなあ(活動報告書送達作業)	842,500	920,000	77,500	
45	ばあとなあ(受任者面接)	192,500	200,000	7,500	
46	ばあとなあ 法人後見	251,000	30,000	-221,000	
47	ばあとなあ(報酬助成)	170,000	70,000	-100,000	
48	ばあとなあ(独立型社会福祉士準備会)	30,000	30,000	0	
4320	人件費計	4,948,450	4,537,500	-410,950	
4337	旅費交通費(事業)	268,400	266,000	-2,400	
20	三役(運営委員会)	98,400	54,000	-44,400	
21	三役(全体会)	0	22,500	22,500	
23	三役(渉外・ソーシャルアクション)	12,000	30,000	18,000	
24	ばあとなあ(成年後見人材育成研修)	25,000	25,000	0	
25	ばあとなあ(名簿登録研修)	12,000	12,000	0	
26	ばあとなあ(必須登録員研修)	22,500	28,500	6,000	
27	ばあとなあ(千葉サポート)	12,000	30,000	18,000	
28	ばあとなあ(レベルアップ研修)	15,000	24,000	9,000	
32	ばあとなあ(活動報告書送達作業)	7,500	0	-7,500	
33	ばあとなあ(受任者面接)	30,000	30,000	0	
34	ばあとなあ 法人後見	24,000	0	-24,000	
35	ばあとなあ(報酬助成)	10,000	10,000	0	
4338	通信運搬費(事業)	172,600	0	-172,600	
13	三役(ばあとなあニュース)	125,600	0	-125,600	
14	ばあとなあ(コーディネート)	47,000	0	-47,000	

4353	貸借料(事業)	422,220	353,000	-69,220	
9	三役(全体会)	8,000	22,000	14,000	
10	三役(ICT推進)	60,000	0	-60,000	
11	ばあとなあ(成年後見人材育成研修)	160,000	146,000	-14,000	
12	ばあとなあ(名簿登録研修)	20,000	32,000	12,000	
13	ばあとなあ(必須登録員研修)	44,000	67,000	23,000	
14	ばあとなあ(千葉県一ト)	40,000	66,000	26,000	
15	ばあとなあ(レベルアップ研修)	20,000	20,000	0	
18	ばあとなあ(活動報告書送込作業)	70,220	0	-70,220	
4355	磨滅金(事業)	1,984,500	680,000	-1,304,500	
29	ばあとなあ(未成年後見)	27,500	0	-27,500	
25	ばあとなあ(成年後見人材育成研修)	300,000	300,000	0	
18	ばあとなあ(名簿登録研修)	60,000	60,000	0	
19	ばあとなあ(必須登録員研修)	84,000	80,000	-4,000	
20	ばあとなあ(千葉県一ト)	126,000	120,000	-6,000	
21	ばあとなあ(レベルアップ研修)	87,000	120,000	33,000	
24	ばあとなあ(報酬助成)	1,300,000	0	-1,300,000	
4358	報酬助成金(事業)	0	1,800,000	1,800,000	
4361	委託費(事業)	504,650	618,000	113,350	
2	ばあとなあ(ICT推進)	0	60,000	60,000	
3	成年後見人材育成研修	0	40,000	40,000	
1	ばあとなあ(名簿登録)	504,650	518,000	13,350	
4384	雑費(事業)	99,000	70,000	-29,000	
23	コーディネート	0	55,000	55,000	
12	ばあとなあ(成年後見人材育成研修)	97,000	15,000	-82,000	
11	三役(法人後見)	2,000	0	-2,000	
4330	その他事業経費計	3,451,370	3,787,000	335,630	
4300	事業費計	8,399,820	8,324,500	-75,320	
4400	経常費用計	8,399,820	8,324,500	-75,320	
4500	評価損益等調整前当期経常増減額	1,831,180	2,335,500	504,320	
4700	当期経常増減額	1,831,180	2,335,500	504,320	
4990	他会計振替前当期一般正味財産増減額	1,831,180	2,335,500	504,320	
4910	税引前当期一般正味財産増減額	1,831,180	2,335,500	504,320	
4950	当期一般正味財産増減額	1,831,180	2,335,500	504,320	
4951	一般正味財産期首残高	0	0	0	
4000	一般正味財産期末残高	1,831,180	2,335,500	504,320	
5000	正味財産期末残高	1,831,180	2,335,500	504,320	

ばあとなあ千葉運営事業 収支予算書(当初予算)
令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

(単位:円)

科目	予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
事業収入				
ばあとなあ登録料収入	3,760,000	3,660,000	100,000	
ばあとなあ千葉運営収入	6,900,000	6,571,000	329,000	
事業収入計	10,660,000	10,231,000	429,000	
事業活動収入計	10,660,000	10,231,000	429,000	
2. 事業活動支出				
事業費支出				
給料手当支出	4,537,500	4,948,450	△ 410,950	
旅費交通費支出	266,000	268,400	△ 2,400	
通信運搬費支出		172,600	△ 172,600	
賃借料支出	353,000	422,220	△ 69,220	
諸謝金支出	680,000	1,984,500	△ 1,304,500	
助成金支出	1,800,000		1,800,000	
委託費支出	618,000	504,650	113,350	
雑費支出	70,000	99,000	△ 29,000	
事業費支出計	8,324,500	8,399,820	△ 75,320	
事業活動支出計	8,324,500	8,399,820	△ 75,320	
事業活動収支差額	2,335,500	1,831,180	504,320	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計				
2. 投資活動支出				
投資活動支出計				
投資活動収支差額				
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計				
2. 財務活動支出				
財務活動支出計				
財務活動収支差額				
IV 予備費支出				
当期収支差額	2,335,500	1,831,180	504,320	
前期繰越収支差額				
次期繰越収支差額	2,335,500	1,831,180	504,320	

研修事業 令和7年度予算 詳細版 12.18修正

コード	勘定科目名	予算額	前年予算額
4134	研修事業	6,438,920	6,345,600
1	基礎研修Ⅰ	600,000	360,000
2	基礎研修Ⅱ	1,800,000	1,800,000
3	基礎研修Ⅲ	1,800,000	1,800,000
4	ジェイシー教育研究所Web模試問題作成	1,575,920	1,480,600
6	実習指導者講習会	400,000	500,000
9	実習指導者フォローアップ研修	79,000	150,000
10	倫理綱領研修(新規)	79,000	135,000
11	地域共生社会の実現研修(新規)	105,000	120,000
4150	事業収益計	6,438,920	6,345,600
4100	経常収益計	6,438,920	6,345,600
4327	給料手当(事業)	1,182,600	1,492,000
14	研修啓発部会(委員会)	210,000	230,000
15	研修啓発部会(基礎研修Ⅰ)	49,600	248,000
16	研修啓発部会(基礎研修Ⅱ)	485,000	485,000
17	研修啓発部会(基礎研修Ⅲ)	370,000	370,000
18	研修啓発部会(ジェイシー教育)	0	56,000
20	研修啓発部会(実習指導者)	58,000	58,000
21	研修啓発部会(倫理綱領)	2,500	15,000
22	研修啓発部会(実質指導者フォローアップ)	2,500	15,000
23	研修啓発部会(地域共生社会)	5,000	15,000
4320	人件費計	1,182,600	1,492,000
4337	旅費交通費(事業)	335,500	337,000
11	研修啓発部会(委員会)	33,000	90,000
12	研修啓発部会(基礎研修Ⅰ)	108,000	54,000
13	研修啓発部会(基礎研修Ⅱ)	105,000	105,000
14	研修啓発部会(基礎研修Ⅲ)	60,000	60,000
15	研修啓発部会(実習指導者)	10,000	10,000
16	研修啓発部会(倫理綱領)	6,000	6,000
17	研修啓発部会(実習指導者フォローアップ研修)	6,000	6,000
18	研修啓発部会(地域共生社会の実現)	7,500	6,000
4338	通信運搬費(事業)	60,000	50,000
6	研修啓発部会(基礎研修Ⅰ)	20,000	10,000
7	研修啓発部会(基礎研修Ⅱ)	10,000	10,000
8	研修啓発部会(基礎研修Ⅲ)	10,000	10,000
9	研修啓発部会(ジェイシー教育)	10,000	10,000

10	研修啓発部会(実習指導者)	10,000	10,000
4343	新聞図書費(事業)	0	61,270
1	研修啓発部会(ｼｬｲﾝ教育)	0	61,270
4349	印刷製本費(事業)	55,000	50,000
13	地域共生社会の実現	5,000	0
12	研修啓発部会(実習指導者フォローアップ研修)	5,000	0
2	研修啓発部会(委員会)	10,000	10,000
3	研修啓発部会(基礎研修Ⅱ)	10,000	10,000
4	研修啓発部会(実習指導者)	20,000	20,000
5	研修啓発部会(倫理綱領)	5,000	10,000
4353	賃借料(事業)	489,800	479,400
2	研修啓発部会(基礎研修Ⅰ)	176,800	88,400
3	研修啓発部会(基礎研修Ⅱ)	132,600	132,600
4	研修啓発部会(基礎研修Ⅲ)	88,400	88,400
5	研修啓発部会(実習指導者)	37,400	37,400
6	研修啓発部会(倫理綱領)	18,200	44,200
7	研修啓発部会(実習指導者フォローアップ研修)	18,200	44,200
8	研修啓発部会(地域共生社会の実現)	18,200	44,200
4355	諸謝金(事業)	2,385,900	2,125,800
8	研修啓発部会(基礎研修Ⅰ)	140,000	70,000
9	研修啓発部会(基礎研修Ⅱ)	400,000	400,000
10	研修啓発部会(基礎研修Ⅲ)	320,000	320,000
11	研修啓発部会(ｼｬｲﾝ教育)	1,255,900	1,075,800
13	研修啓発部会(実習指導者)	140,000	140,000
14	研修啓発部会(倫理綱領)	40,000	40,000
15	研修啓発部会(実習指導者フォローアップ研修)	40,000	40,000
16	研修啓発部会(地域共生社会の実現)	50,000	40,000
4356	租税公課(事業)	216,500	234,546
12	研修啓発部会(実習指導者フォローアップ研修)	3,591	0
13	地域共生社会の実現	4,773	0
11	研修啓発部会(倫理要領研修)	3,591	0
5	研修啓発部会(基礎研修Ⅰ)	27,273	16,364
6	研修啓発部会(基礎研修Ⅱ)	81,818	102,273
7	研修啓発部会(基礎研修Ⅲ)	81,818	102,273
8	研修啓発部会(実習指導者)	13,636	13,636
4384	雑費(事業)	0	55,000
6	研修啓発部会(ｼｬｲﾝ教育)	0	50,000
7	研修啓発部会(実習指導者)	0	5,000
4330	その他事業経費計	3,542,700	3,393,016

4300	事業費計	4,725,300	4,885,016
4400	經常費用計	4,725,300	4,885,016
4500	評価損益等調整前当期經常増減額	1,713,620	1,460,584
4700	当期經常増減額	1,713,620	1,460,584
4990	他会計振替前当期一般正味財産増減額	1,713,620	1,460,584
4910	税引前当期一般正味財産増減額	1,713,620	1,460,584
4950	当期一般正味財産増減額	1,713,620	1,460,584
4951	一般正味財産期首残高	0	0
4000	一般正味財産期末残高	1,713,620	1,460,584
5000	正味財産期末残高	1,713,620	1,460,584

差引増減額	備考
93,320	
240,000	
0	
0	
95,320	
-100,000	
-71,000	
-56,000	
-15,000	
93,320	
93,320	
-309,400	
-20,000	
-198,400	
0	
0	
-56,000	
0	
-12,500	
-12,500	
-10,000	
-309,400	
-1,500	
-57,000	
54,000	
0	
0	
0	
0	
0	
1,500	
10,000	
10,000	
0	
0	
0	

0	
-61,270	
-61,270	
5,000	
5,000	
5,000	
0	
0	
0	
-5,000	
10,400	
88,400	
0	
0	
0	
-26,000	
-26,000	
-26,000	
260,100	
70,000	
0	
0	
180,100	
0	
0	
0	
10,000	
-18,046	
3,591	
4,773	
3,591	
10,909	
-20,455	
-20,455	
0	
-55,000	
-50,000	
-5,000	
149,684	

-159,716	
-159,716	
253,036	
253,036	
253,036	
253,036	
253,036	
0	
253,036	
253,036	

研修事業 正味財産増減予算書(当初予算)
令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

(単位:円)

科目	予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)	備考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
事業収益				
研修事業	6,438,920	6,345,600	93,320	
事業収益計	6,438,920	6,345,600	93,320	
経常収益計	6,438,920	6,345,600	93,320	
(2) 経常費用				
事業費				
給料手当	1,182,600	1,492,000	△ 309,400	
旅費交通費	335,500	337,000	△ 1,500	
通信運搬費	60,000	50,000	10,000	
新聞図書費		61,270	△ 61,270	
印刷製本費	55,000	50,000	5,000	
賃借料	489,800	479,400	10,400	
諸謝金	2,385,900	2,125,800	260,100	
租税公課	216,500	234,546	△ 18,046	
雑費		55,000	△ 55,000	
事業費計	4,725,300	4,885,016	△ 159,716	
経常費用計	4,725,300	4,885,016	△ 159,716	
評価損益等調整前当期経常増減額	1,713,620	1,460,584	253,036	
当期経常増減額	1,713,620	1,460,584	253,036	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計				
(2) 経常外費用				
経常外費用計				
当期経常外増減額				
当期一般正味財産増減額	1,713,620	1,460,584	253,036	
一般正味財産期首残高				
一般正味財産期末残高	1,713,620	1,460,584	253,036	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高				
指定正味財産期末残高				
III 正味財産期末残高	1,713,620	1,460,584	253,036	

災害対応事業(継1) 正味財産増減予算書(当初予算)
令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

(単位:円)

科目	予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)	備考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
経常収益計				
(2) 経常費用				
事業費				
給料手当	125,000	320,000	△ 195,000	
旅費交通費	15,000	15,000	0	
事業費計	140,000	335,000	△ 195,000	
経常費用計	140,000	335,000	△ 195,000	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 140,000	△ 335,000	195,000	
当期経常増減額	△ 140,000	△ 335,000	195,000	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計				
(2) 経常外費用				
経常外費用計				
当期経常外増減額				
当期一般正味財産増減額	△ 140,000	△ 335,000	195,000	
一般正味財産期首残高				
一般正味財産期末残高	△ 140,000	△ 335,000	195,000	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高				
指定正味財産期末残高				
III 正味財産期末残高	△ 140,000	△ 335,000	195,000	

災害対策事業 令和7年度予算 詳細

コード	勘定科目名	予算額	前年予算額
4327	給料手当(事業)	125,000	320,000
12	災害対策委員会(運営)	110,000	305,000
13	災害対策委員会(被災地)	15,000	15,000
4320	人件費計	125,000	320,000
4337	旅費交通費(事業)	15,000	15,000
9	災害対策委員会(運営)	10,000	10,000
10	災害対策委員会(被災地)	5,000	5,000
4330	その他事業経費計	15,000	15,000
4300	事業費計	140,000	335,000
4400	経常費用計	140,000	335,000
4500	評価損益等調整前当期	-140,000	-335,000
4700	当期経常増減額	-140,000	-335,000
4990	他会計振替前当期一般	-140,000	-335,000
4910	税引前当期一般正味財	-140,000	-335,000
4950	当期一般正味財産増減	-140,000	-335,000
4951	一般正味財産期首残高	0	0
4000	一般正味財産期末残高	-140,000	-335,000
5000	正味財産期末残高	-140,000	-335,000

1版

差引増減額	備考
-195,000	
-195,000	
0	
-195,000	
0	
0	
0	
0	
-195,000	
-195,000	
195,000	
195,000	
195,000	
195,000	
195,000	
0	
195,000	
195,000	

司法福祉事業 令和7年度予算 詳細版

コード	勘定科目名	予算額	前年予算額	差引増減額	備考
4136	司法福祉事業	1,635,000	1,635,000	0	
1	司法福祉学習会	70,000	70,000	0	
2	刑事司法SW養成講座(基礎)	965,000	965,000	0	
3	刑事司法SW養成講座(応用)	600,000	600,000	0	
4150	事業収益計	1,635,000	1,635,000	0	
4100	経常収益計	1,635,000	1,635,000	0	
4327	総料手当(事業)	302,000	302,000	0	
4	司法福祉委員会(応用編)	70,000	70,000	0	
5	司法福祉委員会(部会)	147,000	147,000	0	
6	司法副士委員会(学習会)	10,000	10,000	0	
8	司法副士委員会(基礎編)	75,000	75,000	0	
4320	人件費計	302,000	302,000	0	
4337	旅費交通費(事業)	49,000	49,000	0	
1	司法福祉委員会(応用編)	15,000	15,000	0	
2	司法福祉委員会(部会)	15,000	15,000	0	
5	司法福祉委員会(基礎編)	19,000	19,000	0	
4353	賃借料(事業)	32,000	30,000	2,000	
19	司法福祉委員会(部会)	32,000	30,000	2,000	
4355	諸謝金(事業)	207,000	207,000	0	
2	司法福祉委員会(応用編)	110,000	110,000	0	
3	司法福祉委員会(学習会)	20,000	20,000	0	
4	司法福祉委員会(基礎編)	77,000	77,000	0	
4356	租税公課(事業)	62,000	62,000	0	
1	司法福祉委員会(応用編)	30,000	30,000	0	
2	司法福祉委員会(学習会)	1,000	1,000	0	
3	司法福祉委員会(マッチング)	1,000	1,000	0	
4	司法福祉委員会(基礎編)	30,000	30,000	0	
4384	雑費(事業)	21,000	43,000	-22,000	
1	司法福祉委員会(応用編)	11,000	11,000	0	
2	司法福祉委員会(基礎編)	10,000	32,000	-22,000	
4330	その他事業経費計	371,000	391,000	-20,000	
4300	事業費計	673,000	693,000	-20,000	
4400	経常費用計	673,000	693,000	-20,000	
4500	評価損益等調整前当期経常増減額	962,000	942,000	20,000	
4700	当期経常増減額	962,000	942,000	20,000	
4990	他会計振替前当期一般正味財産増減額	962,000	942,000	20,000	
4910	税引前当期一般正味財産増減額	962,000	942,000	20,000	
4950	当期一般正味財産増減額	962,000	942,000	20,000	
4951	一般正味財産期首残高	0	0	0	
4000	一般正味財産期末残高	962,000	942,000	20,000	
5000	正味財産期末残高	962,000	942,000	20,000	

司法福祉事業 正味財産増減予算書(当初予算)
令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

(単位:円)

科目	予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)	備考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
事業収益				
司法福祉事業	1,635,000	1,635,000	0	
事業収益計	1,635,000	1,635,000	0	
経常収益計	1,635,000	1,635,000	0	
(2) 経常費用				
事業費				
給料手当	302,000	302,000	0	
旅費交通費	49,000	49,000	0	
賃借料	32,000	30,000	2,000	
諸謝金	207,000	207,000	0	
租税公課	62,000	62,000	0	
雑費	21,000	43,000	△ 22,000	
事業費計	673,000	693,000	△ 20,000	
経常費用計	673,000	693,000	△ 20,000	
評価損益等調整前当期経常増減額	962,000	942,000	20,000	
当期経常増減額	962,000	942,000	20,000	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計				
(2) 経常外費用				
経常外費用計				
当期経常外増減額				
当期一般正味財産増減額	962,000	942,000	20,000	
一般正味財産期首残高				
一般正味財産期末残高	962,000	942,000	20,000	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高				
指定正味財産期末残高				
III 正味財産期末残高	962,000	942,000	20,000	

総合相談事業 令和7年度予算 詳細版

コード	勘定科目名	予算額	前年予算額
4133	総合相談事業	1,738,000	1,484,000
3	意思決定支援	254,000	0
1	高齢者虐待防止対策研修会(県事業)	1,364,000	1,364,000
2	高齢者虐待対応専門職チーム	120,000	120,000
4150	事業収益計	1,738,000	1,484,000
4100	経常収益計	1,738,000	1,484,000
4327	給料手当(事業)	342,800	302,800
63	総合相談(意思決定支援)	40,000	0
9	権利擁護部会(虐待対応)	48,800	48,800
10	権利擁護部会(虐待研修)	234,000	234,000
11	権利擁護部会(部会運営)	20,000	20,000
4320	人件費計	342,800	302,800
4337	旅費交通費(事業)	30,000	30,000
6	権利擁護部会(虐待対応)	10,000	10,000
7	権利擁護部会(虐待研修)	10,000	10,000
8	権利擁護部会(部会運営)	10,000	10,000
4338	通信運搬費(事業)	58,500	58,500
3	権利擁護部会(虐待対応)	7,000	7,000
4	権利擁護部会(虐待研修)	50,000	50,000
5	権利擁護部会(部会運営)	1,500	1,500
4347	消耗品費(事業)	10,000	10,000
1	権利擁護部会(虐待研修)	10,000	10,000
4349	印刷製本費(事業)	13,000	13,000
7	権利擁護部会(虐待研修)	10,000	10,000
8	権利擁護部会(部会運営)	3,000	3,000
4353	賃借料(事業)	170,000	170,000
20	権利擁護部会(虐待研修)	150,000	150,000
21	権利擁護部会(部会運営)	20,000	20,000
4355	諸謝金(事業)	475,000	415,000
30	総合相談(意思決定支援)	60,000	0
5	権利擁護部会(虐待対応)	50,000	50,000
6	権利擁護部会(虐待研修)	345,000	345,000
7	権利擁護部会(部会運営)	20,000	20,000
4384	雑費(事業)	69,700	69,700
3	権利擁護部会(虐待対応)	4,200	4,200
4	権利擁護部会(虐待研修)	60,000	60,000
5	権利擁護部会(部会運営)	5,500	5,500

4330	その他事業経費計	826,200	766,200
4300	事業費計	1,169,000	1,069,000
4400	経常費用計	1,169,000	1,069,000
4500	評価損益等調整前当期経常増減額	569,000	415,000
4700	当期経常増減額	569,000	415,000
4990	他会計振替前当期一般正味財産増減額	569,000	415,000
4910	税引前当期一般正味財産増減額	569,000	415,000
4950	当期一般正味財産増減額	569,000	415,000
4951	一般正味財産期首残高	0	0
4000	一般正味財産期末残高	569,000	415,000
5000	正味財産期末残高	569,000	415,000

[illegible]

60,000	
100,000	
100,000	
154,000	
154,000	
154,000	
154,000	
154,000	
0	
154,000	
154,000	

総合相談事業 正味財産増減予算書(当初予算)
令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

(単位:円)

科目	予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)	備考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
事業収益				
総合相談事業	1,738,000	1,484,000	254,000	
事業収益計	1,738,000	1,484,000	254,000	
経常収益計	1,738,000	1,484,000	254,000	
(2) 経常費用				
事業費				
給料手当	342,800	302,800	40,000	
旅費交通費	30,000	30,000	0	
通信運搬費	58,500	58,500	0	
消耗品費	10,000	10,000	0	
印刷製本費	13,000	13,000	0	
賃借料	170,000	170,000	0	
諸謝金	475,000	415,000	60,000	
雑費	69,700	69,700	0	
事業費計	1,169,000	1,069,000	100,000	
経常費用計	1,169,000	1,069,000	100,000	
評価損益等調整前当期経常増減額	569,000	415,000	154,000	
当期経常増減額	569,000	415,000	154,000	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計				
(2) 経常外費用				
経常外費用計				
当期経常外増減額				
当期一般正味財産増減額	569,000	415,000	154,000	
一般正味財産期首残高				
一般正味財産期末残高	569,000	415,000	154,000	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高				
指定正味財産期末残高				
III 正味財産期末残高	569,000	415,000	154,000	

総務事業 令和7年度予算書 詳細版

コード	勘定科目名	予算額	前年予算額	差引増減額	備考
4132	総務事業	66,000	66,000	0	
2	広報誌作成費	66,000	66,000	0	
4150	事業収益計	66,000	66,000	0	
4100	経常収益計	66,000	66,000	0	
4327	給料手当(事業)	166,000	174,000	-8,000	
24	広報部会(運営費)	91,000	99,000	-8,000	
25	広報部会(広報誌作成費)	30,000	30,000	0	
2	企画部会(三団体)	22,500	22,500	0	
1	企画部会(運営費)	22,500	22,500	0	
4320	人件費計	166,000	174,000	-8,000	
4337	旅費交通費(事業)	10,000	5,000	5,000	
48	企画部会運営費	5,000	0	5,000	
19	広報部会(広報誌作成費)	5,000	5,000	0	
4338	通信運搬費(事業)	590,000	611,000	-21,000	
11	広報部会(web維持管理費)	0	7,000	-7,000	
12	広報部会(広報誌作成費)	540,000	540,000	0	
15	企画部会(福祉地域交流促進)	50,000	64,000	-14,000	
4349	印刷製本費(事業)	132,000	132,000	0	
9	企画部会(福祉地域交流促進)	15,000	15,000	0	
6	広報部会(広報誌作成費)	117,000	117,000	0	
4353	賃借料(事業)	45,000	45,000	0	
28	広報部会(SNS会議室使用料)	0	10,000	-10,000	
27	総務委員会(広報誌作成費)	10,000	0	10,000	
22	企画部会(福祉地域交流促進)	35,000	35,000	0	
4355	諸謝金(事業)	140,000	140,000	0	
26	企画部会(福祉地域交流促進)	135,000	135,000	0	
17	広報部会(運営費)	5,000	5,000	0	
4384	雑費(事業)	21,000	21,000	0	
14	企画部会運営費(SW三団体)	10,000	10,000	0	
8	広報部会(運営費)	3,000	3,000	0	
9	広報部会(web維持管理費)	1,000	1,000	0	
10	広報部会(広報誌作成費)	7,000	7,000	0	
4330	その他事業経費計	938,000	954,000	-16,000	
4300	事業費計	1,104,000	1,128,000	-24,000	
4400	経常費用計	1,104,000	1,128,000	-24,000	
4500	評価損益等調整前当期経常増減額	-1,038,000	-1,062,000	24,000	
4700	当期経常増減額	-1,038,000	-1,062,000	24,000	
4990	他会計振替前当期一般正味財産増減額	-1,038,000	-1,062,000	24,000	
4910	税引前当期一般正味財産増減額	-1,038,000	-1,062,000	24,000	
4950	当期一般正味財産増減額	-1,038,000	-1,062,000	24,000	
4951	一般正味財産期首残高	0	0	0	
4000	一般正味財産期末残高	-1,038,000	-1,062,000	24,000	
5000	正味財産期末残高	-1,038,000	-1,062,000	24,000	

総務事業 正味財産増減予算書(当初予算)
令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

(単位:円)

科目	予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)	備考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
事業収益				
総務事業	66,000	66,000	0	
事業収益計	66,000	66,000	0	
経常収益計	66,000	66,000	0	
(2) 経常費用				
事業費				
給料手当	166,000	174,000	△ 8,000	
旅費交通費	10,000	5,000	5,000	
通信運搬費	590,000	611,000	△ 21,000	
印刷製本費	132,000	132,000	0	
賃借料	45,000	45,000	0	
諸謝金	140,000	140,000	0	
雑費	21,000	21,000	0	
事業費計	1,104,000	1,128,000	△ 24,000	
経常費用計	1,104,000	1,128,000	△ 24,000	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,038,000	△ 1,062,000	24,000	
当期経常増減額	△ 1,038,000	△ 1,062,000	24,000	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計				
(2) 経常外費用				
経常外費用計				
当期経常外増減額				
当期一般正味財産増減額	△ 1,038,000	△ 1,062,000	24,000	
一般正味財産期首残高				
一般正味財産期末残高	△ 1,038,000	△ 1,062,000	24,000	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高				
指定正味財産期末残高				
III 正味財産期末残高	△ 1,038,000	△ 1,062,000	24,000	

法人会計 令和7年度予算 詳細版

コード	勘定科目名	予算額	前年予算額
4126	受取会費	25,500,000	25,500,000
4127	準会員受取会費	4,000	10,000
4128	賛助会員受取会費	12,000	12,000
4140	受取会費計	25,516,000	25,522,000
4195	雑収益	60,000	50,323
4190	雑収益計	60,000	50,323
4100	経常収益計	25,576,000	25,572,323
4441	賃金等	9,000,000	9,125,000
4397	役員報酬(管理)	1,300,000	1,325,000
Z		1,300,000	1,325,000
4399	賞与(管理)	1,700,000	1,700,000
4442	法定福利費	2,500,000	2,500,000
Z		2,500,000	2,500,000
4404	福利厚生費(管理)	200,000	220,000
4410	人件費計	3,200,000	3,245,000
4426	消耗品費(管理)	450,000	450,000
4428	印刷製本費(管理)	950,000	950,000
4424	通信運搬費(管理)	1,800,000	1,900,000
4438	慶弔費	30,000	30,000
4431	水道光熱費(管理)	250,000	250,000
4432	賃借料(管理)	1,000,000	1,050,000
4452	委託費	12,395,000	12,395,000
1	日本社会福祉士会	8,400,000	8,400,000
Z		3,995,000	3,995,000
4443	役員旅費	150,000	150,000
4444	役員選挙事務費	20,000	20,000
4433	保険料(管理)	50,000	50,000
4421	会議費(管理)	50,000	110,000
4466	諸会費	30,000	30,000
4423	旅費交通費(管理)	300,000	350,000
4435	租税公課(管理)	720,000	720,000
4439	雑費(管理)	250,000	250,000
4420	その他管理費計	29,945,000	30,330,000
4450	管理費計	33,145,000	33,575,000
4400	経常費用計	33,145,000	33,575,000
4500	評価損益等調整前当期経常増減額	-7,569,000	-8,002,677
4700	当期経常増減額	-7,569,000	-8,002,677

4990	他会計振替前当期一般正味財産増減額	-7,569,000	-8,002,677
4910	税引前当期一般正味財産増減額	-7,569,000	-8,002,677
4950	当期一般正味財産増減額	-7,569,000	-8,002,677
4951	一般正味財産期首残高	50,512,851	58,515,528
4000	一般正味財産期末残高	42,943,851	50,512,851
5000	正味財産期末残高	42,943,851	50,512,851

差引増減額	備考
0	
-6,000	
0	
-6,000	
9,677	
9,677	
3,677	
-125,000	
-25,000	
-25,000	
0	
0	
0	
-20,000	
-45,000	
0	
0	
-100,000	
0	
0	
-50,000	
0	
0	
0	
0	
0	
0	
-60,000	
0	
-50,000	
0	
0	
-385,000	
-430,000	
-430,000	
433,677	
433,677	

433,677	
433,677	
433,677	
-8,002,677	
-7,569,000	
-7,569,000	

法人会計 正味財産増減予算書(当初予算)
令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

(単位:円)

科目	予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)	備考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取会費				
受取会費	25,500,000	25,500,000	0	
準会員受取会費	4,000	10,000	△ 6,000	
賛助会員受取会費	12,000	12,000	0	
受取会費計	25,516,000	25,522,000	△ 6,000	
雑収益				
雑収益	60,000	50,323	9,677	
雑収益計	60,000	50,323	9,677	
経常収益計	25,576,000	25,572,323	3,677	
(2) 経常費用				
管理費				
賃金等	9,000,000	9,125,000	△ 125,000	
役員報酬	1,300,000	1,325,000	△ 25,000	
賞与	1,700,000	1,700,000	0	
法定福利費	2,500,000	2,500,000	0	
福利厚生費	200,000	220,000	△ 20,000	
消耗品費	450,000	450,000	0	
印刷製本費	950,000	950,000	0	
通信運搬費	1,800,000	1,900,000	△ 100,000	
慶弔費	30,000	30,000	0	
光熱水料費	250,000	250,000	0	
賃借料	1,000,000	1,050,000	△ 50,000	
委託費	12,395,000	12,395,000	0	
役員旅費	150,000	150,000	0	
役員選挙事務費	20,000	20,000	0	
保険料	50,000	50,000	0	
会議費	50,000	110,000	△ 60,000	
諸会費	30,000	30,000	0	
旅費交通費	300,000	350,000	△ 50,000	
租税公課	720,000	720,000	0	
雑費	250,000	250,000	0	
管理費計	33,145,000	33,575,000	△ 430,000	
経常費用計	33,145,000	33,575,000	△ 430,000	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 7,569,000	△ 8,002,677	433,677	
当期経常増減額	△ 7,569,000	△ 8,002,677	433,677	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計				
(2) 経常外費用				
経常外費用計				
当期経常外増減額				
当期一般正味財産増減額	△ 7,569,000	△ 8,002,677	433,677	
一般正味財産期首残高	50,512,851	58,515,528	△ 8,002,677	
一般正味財産期末残高	42,943,851	50,512,851	△ 7,569,000	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高				
指定正味財産期末残高				
III 正味財産期末残高	42,943,851	50,512,851	△ 7,569,000	